

博士学位請求論文

中国の大学における収入創出活動に関する研究
— 校営産業の形成・変容を中心に —

韓 樹 全

広島大学大学院教育学研究科
2009 年

目 次

序章 本研究の目的および方法	1
第一節 問題関心と研究目的	2
第二節 基礎概念の整理	3
第三節 先行研究と研究課題	4
第四節 研究方法と論文構成	8
注	10
第一章 中国の大学における収入創出活動の位置づけおよび類型	13
はじめに	13
第一節 大学財政と収入創出活動	14
第二節 収入創出活動と校営産業	16
1. 収入創出活動の形態	
2. 校営産業の管理システム	
第三節 校営産業の類型比較分析	18
1. 関連法規の整理	
2. 校営工場・校営企業・資産運用会社の相違点	
おわりに	23
注	25
第二章 校営産業の初期形態—校営工場の生成・拡大の経緯	26
はじめに	26
第一節 校営工場の生成・拡大要因 1—教育的側面	26
1. 教育的効果への期待	
2. 社会主義教育思想の形成	
3. 教育費の不足	
第二節 校営工場の生成・拡大の要因 2—経済的側面	34
第三節 校営工場の生成・拡大の要因 3—政治的側面	37
1. 国家指導者の唱導	
2. 社会主義建設総路線の制定	
第四節 江西共産主義労働大学における校営工場の事例	41
おわりに	45
注	47

第三章 市場経済移行期における校営産業の形態—校営企業の形成・成長の要因	53
はじめに	53
第一節 校営企業の形成・成長の要因 1—経済的側面	53
1. 企業経営管理制度の改革	
1. 1 市場経済確立前の改革	
1. 2 従来校営工場の校営企業への移行	
1. 3 市場経済確立後の改革	
2. 大学の研究成果の活用	
2. 1 大学の対外的支援活動	
2. 2 大学の研究成果活用の効率化	
第二節 校営企業の形成・成長の要因 2—教育的側面	68
1. 大学運営経費の恒常的な不足	
2. 大学運営経費自己調達の推進	
2. 1 校営企業関連法規の公布	
2. 2 教育改革関連法規の公布	
おわりに	76
注	78
第四章 校営産業の新たな形態—資産運用会社への転換	81
はじめに	81
第一節 資産運用会社の設立背景と過程おとび役割	81
1. 資産運用会社の設立背景	
2. 資産運用会社の設立過程	
2. 1 「実験的指導意見」の公布	
2. 2 清華大学の実施過程	
2. 3 「設立意見」の公布	
3. 資産運用会社に期待される役割	
3. 1 一種の「防火壁」	
3. 2 研究活動に対する資金調達のルート	
第二節 清華大学と北京大学の転換プランの比較分析	92
1. 共通部分	
2. 差異部分	
おわりに	96
注	98

第五章 校営産業の利益と弊害	100
はじめに	100
第一節 校営産業がもたらす利益	100
1. 大学の財源の多様化	
2. 大学の知的財産の活用	
3. 大学の教育活動の活性化	
第二節 校営産業の経営不振がもたらす大学財政の悪化	104
1. 校営企業全般	
2. 上場校営企業	
第三節 校営産業による大学名誉の失墜	111
1. 経營業種の乱立	
2. 大学名称の乱用	
3. 株価の乱高下	
第四節 校営産業の利益相反問題	117
1. 利益相反の定義	
2. 事例に見る校営産業の利益相反問題	
第五節 校営産業の不均衡発展による格差の生成・拡大および弊害	126
1. 不均衡な発展による格差の生成・拡大	
2. 格差の拡大による大学教員の不均衡な移動	
3. 格差の拡大による若手教員の不安定状況	
4. 改革による格差の一層の拡大	
おわりに	134
注	136
終章 本研究の結論と今後の課題	139
第一節 本研究の結論	139
1. 校営産業の形成・変容	
2. 校営産業の利益と弊害	
第二節 今後の課題	143
1. より精緻・広範な実態調査研究	
2. 国際比較研究の可能性	
各章の参考文献	145
付属資料	150
あとがき	154

図 表 一 覧

序章

表 0-2-1	先行研究での校営産業発展段階	6
図 0-2-1	先行研究の注目点と本研究の注目点	7
図 0-3-1	論文の構成	9

第一章

表 1-1-1	全国大学の教育費収支状況 (2003 年度)	15
図 1-2-1	教育費の出所	16
図 1-2-2	校営産業の管理システム図	17
表 1-3-1	校営工場・校営企業・資産運用会社に関連する主な法規	19
表 1-3-2	三者の運営体制	20
表 1-3-3	三者の役割	21
表 1-3-4	三者の財務管理	22
表 1-3-5	三者の利潤配分	23

第二章

表 2-1-1	1950～1958 年公財政支出教育費	31
図 2-1-1	1951～1958 年公財政支出教育費年増加率	31
表 2-1-2	1952～1958 年公財政支出教育費比率	32
表 2-1-3	1950～1958 年公財政支出	33

第三章

表 3-1-1	管理方法と管理規定の対照表	59
表 3-1-2	上場校営企業一覧表	63
図 3-1-1	1996～2000 年校営企業・校営ハイテク企業の売上収入	68
表 3-2-1	公財政支出教育費概況 1 (1980 年度、1985 年度)	69
図 3-2-1	1980～1985 年大学数の変動	70
図 3-2-2	1980～1985 年在籍大学生数 (千人)	70
表 3-2-2	1990～2000 年の公財政支出教育費の GDP 比率 (%)	72
表 3-2-3	公財政支出教育費概況 2 (1990 年度、1995 年度、2000 年度)	72
図 3-2-3	1990～2000 年在籍大学生数	73

第四章

図 4-1-1	清華大学と清華持株有限会社および傘下諸企業との従属関係図	89
図 4-1-2	清華大学と清華持株有限会社および傘下諸企業との包括関係図	90
表 4-2-1	清華大学の施行プランの要約	94
表 4-2-2	北京大学の施行プランの要約	95

第五章

表 5-1-1	1995-2001 年度全国普通高等教育機関校営企業の経営状況表	101
図 5-1-1	校営企業と校営ハイテク企業の大学への上納金額の対照	102
表 5-2-1	2003 年度「中関村科技园」内の設置・主管者別各種企業の平均実績	104
表 5-2-2	上場校営企業の財務状況 1	106
図 5-2-1	上場校営企業の類型 1	107
表 5-2-3	上場校営企業の財務状況 2	109
図 5-2-2	上場校営企業の類型 2	110
図 5-3-1	2001 年度校営企業の業種別割合	111
表 5-3-1	上場校営企業の主要経営業種	113
表 5-3-2	上場校営企業の証券銘柄	115
図 5-3-2	代表的な上場校営企業の最高値株価の変動図	116
図 5-3-3	代表的な上場校営企業の最安値株価の変動図	117
図 5-4-1	利益相反の一般的概念図	119
表 5-4-1	利益相反の一般的概念の分類	120
表 5-5-1	2000 年度校営企業売上収入総額の地域別ランキング	123
図 5-5-1	2000 年度校営企業売上収入総額 0.5 億元以上の大学趨勢図	124
図 5-5-2	重点大学と一般大学に属する校営企業の売上収入	125
表 5-5-2	年齢の構成	127
表 5-5-3	性別の構成	127
表 5-5-4	職階の構成	128
表 5-5-5	当地と他の地域との教員間の収入格差が大きい	128
表 5-5-6	現在より高い収入を得られる大学へ転勤することの是非	129
表 5-5-7	中国の大学内手当金額基準	130
表 5-5-8	本大学内の教員間の収入の格差が大きい	131
表 5-5-9	年齢と学内の教員間の収入の格差に対する姿勢の関係	131
表 5-5-10	年齢と仕事に対する積極性に対する姿勢の関係	132
表 5-5-11	年齢と教員の安定性に対する姿勢の関係	133
表 5-5-12	2004 年度校営企業売上収入総額の地域別ランキング	134
表 5-5-13	2004 年度校営企業売上収入総額の大学別ランキング	134
終章		
図 6-1-1	校営産業の形成・変容経緯図	142
図 6-1-2	本研究の示唆	145

序章 本研究の目的および方法

本研究は、中国の大学における収入創出活動を考察の対象とし、とりわけ学内において「産」の機能と「学」の機能が結びついた産学連携の形態である校営産業に焦点を絞り、その形成・変容の経緯を明らかにするとともに、大学ならびに中国社会に対してもたらした利益と弊害を解明することを目的とする。

中国は1978年末から改革・開放政策の下で市場経済を導入し、従来の階級闘争路線を放棄し、経済・社会の発展を目指すいわゆる「四つの現代化」（農業、工業、科学技術、国防の現代化）への戦略転換を図ってきた。これ以降、旧来の社会諸制度の変革や多方面に渡る規制緩和が行われるとともに、高い水準の経済成長を続けてきた。教育に関しても多様な改革政策が打ち出され、各教育段階に就学する者は着実に増え、2005年の時点で在籍学生数は1億9千万人を超えている¹。特に、高等教育の規模拡大が著しく、機関数1978年末の589校から2005年の1792校までに約3倍増加した²。一方、国の公財政支出教育費は実額で1980年の113億元から2005年の5161億元まで大幅に増加したものの、対GNP比では1980年には2.5%、2005年には2.82%であり、25年間で0.32%しか上昇していない³。OECDの統計資料によれば、1993年世界各国の公財政支出教育費は平均でGNPの5.2%であるのに対して、中国の場合は2005年に至ってもまだ3%を突破していないのである⁴。

こうした状況の下で、あらゆる段階・種類の教育機関において多様なルートからの教育費の調達が模索されるようになった。特に、規模拡張を続けてきた中国の大学にとっては、自ら収入創出活動を行って独自の財源を確保し、大学内の教職員の福祉や各種手当を充実することが、大学運営を安定化させるためにも欠かせなくなってきた。中国政府も改革開放初期から現在に至るまで、多様な奨励政策を打ち出し、各大学の収入創出活動の多元化・活発化を後押ししている。

中国の大学において、大学の収入源ないし大学による収入増大の方途は概ね次の5種類になっている。第一は公財政支出教育費である。第二は授業料および委託研究経費などからなる事業収入である。第三は本研究の主たる対象である校営産業などを通して得られる収入である。第四は企業や団体、個人などからの寄付金である。第五は銀行ローンの借入れを中心とするその他の収入である⁵。これらを増やすには、いずれも大学としての相応の努力を要するが、そのうち校営産業は市場経済が進む中で大学自らの努力によって問題を解決しうる範囲が最も広く、加えて大学の社会貢献という点からも最も意義深い。本研究では、こうした大学教育の持続的な発展にとってきわめて重要な意味のある産学連携を取り上げる。

序章では、まず本研究の問題関心と研究目的を提示し（第一節）、基礎概念の整理と本研究の研究領域とかかわりを持つ先行研究のレビューを行い、その到達点と残された課題を明らかにした上で、研究課題を設定する（第二節、第三節）。これらを踏まえて、研究課題に対する研究方法を提示し、本研究の構成を素描する（第四節）。

第一節 問題関心と研究目的

産学連携についての、定義や具体的な捉え方はさまざまである。本研究では、2003年4月に設立された日本産学連携学会の設立趣意書に盛り込まれた定義、すなわち「産業セクターと大学セクターを本格的に架橋し、それによって『学術研究に基礎付けられた産業』を活発化することを目指す諸活動の総称である。」⁶というものを代表的な定義と見なし、以下の考察における拠りどころとしたい。近年、こうした産学連携は大学の社会への貢献やハイテク産業の育成政策として世界各国で注目され、興味深い取り組みが重ねられてきている⁷。中国でも同様に、産学合同での研究プロジェクトや大学サイエンス・パーク（原語は「大学科学技術園」⁸）を介して大学のリソースを生かしたインキュベーションなど種々の産学連携活動を通じて、大学の社会貢献やハイテク産業の育成に積極的に取り組んでいる。一方、これ以外に大学が自ら工場⁹・企業¹⁰・会社¹¹を運営すること、すなわち校営産業（原語は「校辦産業」）と呼ばれ、「学」と「産」とを大学の内部において合体させた形態も時代の変化に応じて刻々とその姿を変えながら推進されてきた。これは日本などで一般的に認識されている産学連携と違い、もともと大学の内と外に別々に存在する産業セクターと大学セクターが連携することではなく、大学セクター内部の「産」と「学」とが機能的に結びついた産物である。

このことから、中国で行われている産学連携は、概ね三種類に分けることができる。第一は、大学が学外の民間企業との連携、すなわち大学と無関係の企業との産学連携である。第二は、大学サイエンス・パークのような仲介・支援的役割を果たしているインキュベーターを主体とした産学連携である。第三は、大学が運営している工場・企業・会社を主体とした産学連携、すなわち上述した校営産業のことである。無論、現在日本でもこの種の校営産業と似たような大学発ベンチャーは稀ではないが、そのほとんどは大学の教員、もしくは学生などが大学において創出した研究成果を「技術シーズ」(seeds=種子)として事業化・創業を行う事業主体のことで¹²、大学が教員あるいは学生の起業活動を支援することに重点を置いている。これに対して中国の大学における校営産業は、ほとんどが大学に帰属しており、大学が工場・企業・会社の経営管理を指導し、そして最終的な経営責任を負わなければならないのである。つまり、中国の大学は、大学であり、産業でもあって、両方の性格・体制を同時に持っていると言える。

2004年の時点で、大学が運営する企業（原語は「校辦企業」、本研究において「校営企業」と称する。）は、全国に4563社が設立されている¹³。ちなみに2004年度の時点で中国全土で1731校の大学が設置されており、単純に計算してみると平均で一校あたり約3社の企業を運営している事実に見られるように、中国の大学においてこうした企業経営活動はすでに普遍的な現象であると考えられる。またこれらの中には、すでに株式市場に上場して、株式市場の中で、「大学概念株」¹⁴（原語は「高校概念股」）と呼ばれる独特なブランド株になっているものも少なくない。その一方で、収益を上げることができず、経営

不振で大学本来の使命である教育や研究の妨げとなっている校営企業も少なからず存在する。

中国の大学が、こうした産学連携に積極的に取り組んできた背景には、それを必然化させた中国特有の歴史や社会制度に内在する諸要因が存在していたと考えられるが、それは具体的にどのようなものであるのか。このような産学連携はいかなる利害を伴い、あるいは長所・短所を内包しているのか。こうした疑問から、筆者は本研究テーマを着想したのである。

以上の問題意識から本研究では、中国の大学における収入創出活動を考察することとし、とりわけ学内で産と学が機能的に結びついた産学連携である校営産業に焦点を絞り、その形成・変容の経緯および欠陥・問題点を明らかにすることを目的とする。

本研究の意義としては、単に中国の大学における産学連携のあり方についての理解を深めうるだけでなく、より一般的に、世界的に展開されている産学連携をめぐる議論にも新しい視点や知見を提供しうることが挙げられる。特に近年、大学が運営するベンチャービジネスなどを積極的に推進している日本の大学にとっては、この面で先行している中国で得られた経験から学ぶことが多いと言っても過言ではないであろう。

第二節 基礎概念の整理

中国の大学において校営産業とはどこからどこまでを指すのか、この点を明確にするため、以下では同概念の定義を見ておく。その前に、まず「校営」と「産業」という二つの用語を先に説明しておきたい。

校営（原語は「校辦」とは文字通り「校」つまり、学校や大学（本研究において考察対象を大学に限定する）が経営することであるが、この用法については、以下の1点に留意する必要がある。中国語の「辦」はさまざまな分野で使われている。例えば、辦公室（事務室）、辦事（事进行处理する）などである。しかし、この「辦」という字は日本語では全く使われてない、また「校辦」という概念自体がないため、上述した「校辦産業」・「校辦企業」は「校営産業」・「校営企業」と訳する他ないのである。

産業とは市場で利潤の獲得を目的に財・サービスを生産する事業所から構成され、社会的分業の一部を担っている経済活動分野の総称である¹⁵。そして、経済主体として個々の事業所は、ミクロ経済の環境に働きかけ、社会需要に満たす供給を産出するという物質的属性があるとともに、同時にそのことが生み出すマクロ経済の、生産関係における収益獲得上の財産権所有関係という社会的属性がある¹⁶。

中国財政部、国家税務総局が1994年3月29日に公布した「企業所得税の若干の優遇政策に関する通知」（原語は「關於企業所得税若干優惠政策的通知」と楊繼瑞・徐孝民（2004）によれば、校営産業とは「高等教育機関が単独出資あるいは部分的出資を行い、高等教育

機関がすべての経営責任を負うかあるいは経営管理に参加し、高等教育機関に所属するか、あるいは独立法人資格を持つ、各種の経済実体の総称である。」¹⁷と定義されている。つまり、校営産業は次の四つの条件を備えるべきものとされている。すなわち①大学が当該校営産業の所有権を百パーセント持つか、あるいは筆頭株主であること。②大学が校営産業の法人代表あるいは主な経営責任者を任命ないし派遣すること。③校営産業は大学の関連行政部門の指導および検査を受けること。④収益の大部分は大学に返還されること。

校営産業の具体的な形態は、現在中国国内で一般的に呼ばれている名称によって、①校営工場（原語は「校辦工廠」）、②校営企業、③資産運用会社（原語は「資産運営公司」という三つに分けることができる。この三者はそれぞれ以下のように定義されている。第一に、校営工場とは「学校の授業、科学研究、生産活動の三結合の基地であり、大学の運営活動の重要な組成部分」である¹⁸。第二に、校営企業に関しては、「高等教育機関が設立した企業であり、高等教育機関が創設するかあるいは創設に参加し、管理を行い、法人資格を持って法に基づき自主的に経営し、損益を自己負担する企業」を指す¹⁹。第三に、資産運用会社とは、「大学が関連法規に基づき新たに創設した国の単独出資による会社であり、あるいは既存の校営企業から一定規模の単独出資企業を一つ選んで、大学を代表してすべての校営企業および対外投資の株所有権（原語は「股權」）を所持し、経営、監督と管理を行う会社」である²⁰。

第三節 先行研究と研究課題

1. 先行研究の検討

校営産業に焦点を当て日中両国で刊行された著書として、陳曉明²¹（1998）、遠藤誉²²（2000）、楊繼瑞・徐孝民²³（2004）、郝遠²⁴（2005）、関満博²⁵（2007）などが挙げられる。また、有力な論文として袁靖宇²⁶（2002）と角南篤²⁷（2003）を取り上げることができる。これら以外に、代表的な議論としては、中国教育部科学技術司の謝忠煥元司長²⁸（2002）、教育部科学技術発展センターの李健聡副主任²⁹（2002）、華南農業大学の王浩副学長³⁰（2003）などによるものが挙げられる。これらの先行研究を整理すると次の三つの主題に分けることができる。

第一に、校営産業に関して全体的な考察を行った研究である。これには角南篤（2003）、遠藤誉（2000）、関満博（2007）によるものがある。

角南篤（2003）は、中国の大学と産業の関係に焦点を当て校営企業を取り上げ、急速に変化する産学研連携（原語は「産学研合作」）³¹の影響を考察し、その特性を明らかにした上で今後の発展の方向性を展望したものである。具体的には、35頁からなる論文の中で、産学連携と校営企業の発展、校営企業の発展と歴史的背景、大学と企業経営の分離と産学連携など各方面について考察を行った。遠藤誉（2000）は、中国の教育構造改革の過程と

現状を中心に論じており、校営産業を教育革命の一つの在り方として位置づけている。B5判 350 頁の同書では、約 75 頁を費やして校営企業の生成背景、管理体制、経営状況、資産状況、構成員および産官学協同の弊害を防ぐための諸対策などについてまとめた上で、結論として中国の産官学協同体制と教育研究体制の両輪がバランスよく成り立っていることを指摘している。関満博（2007）は、中国の産学連携、大学発ベンチャーの主要活動について、北京、瀋陽、大連、上海、広東の各地で調査し、代表的なケースの取り組みを分析している。結論として、「中国の有力大学は十数年の間に独特な産学連携により経済的な基盤を固めたところが少なくない。そして、経済がキャッチアップの段階から次に向かうとき、その経済的基盤を背景に研究環境の整備が行われ、魅力的なものに変わっていくのであろう。」³²と指摘されている。

第二に、校営産業の経営管理制度に関する研究がある。

これは陳（1998）、袁靖宇（2002）、楊繼瑞・徐孝民（2004）、郝遠（2005）によって行われた。陳（1998）は、1990 年代までの校営企業について考察を行い、校営企業の経営理念・方策、商品の生産管理・販売企画、設備・物資管理、財務制度、企業文化の建設などの方面から校営企業の経営管理制度について詳細な検討を行った。袁靖宇（2002）は、校営ハイテク企業の標準化管理について考察を行っている。その際、校営ハイテク企業の融資ルートの標準化と企業経営管理制度の標準化および校営ハイテク企業の育成を支援する大学サイエンスパークの標準化という三つの方面から検討を行った。楊繼瑞・徐孝民（2004）は、校営産業の危機管理に関する理論的および実践的な課題について分析している。具体的には、校営産業の資産面での危機管理、経営面での危機管理、危機管理の評価指標体系などの方面について分析を行った。郝遠（2005）は、校営ハイテク企業の発展における制度選択、すなわち企業財産権制度、企業経営管理制度などの面における体制改革について考察分析を行っている。具体的には校営ハイテク企業の所有権の転化について、大学の単独出資、多元化、完全民営化といういくつかの面から考察を行った。またこれ以外に、同書では校営ハイテク企業の転売の時期やルート、すなわち校営ハイテク企業の市場からの撤退システムの構築も重点的に検討している。

第三に、校営産業が抱えているさまざまな問題点をまとめた研究としては、謝（2002）、李（2002）、王（2003）によるものがある。

謝（2002）では、校営企業の発展過程における問題として、一つは財務権の所在の不明瞭さ、二つは大学が直接に企業経営のリスクを負うことの問題性、三つは企業管理制度の不健全性が指摘されている。李（2002）は、企業管理制度、資産処理、人事関係、および企業管理制度改革に要するコストなどの問題に焦点を絞った論を展開している。王（2003）の研究では、校営企業における財産権の所在の不明瞭さと単一性³³、企業経営環境の不安定さが挙げられ³⁴、企業管理制度の整備の必要性などが指摘されるとともに、このような問題を解決するため、所有権と財務権が明確な資産運用会社の設立が早急に取り組むべき課題であるとされている。

以上の先行研究からは、校営産業の具体的な取り組みや直面している問題点などについて一定の知見が得られることは確かである。とりわけ、校営産業の経営管理制度についての研究は深く行われたことを否定できない。しかしながら、次のような未解決な課題も残されている。

一つ目は、校営産業およびそれを構成する3つの具体的形態を一括して取り上げ、それらの相互関係や質的な違いを正確に区分していない。つまり、校営産業の時代ごとの変化の様子がまだ明確に認識されていないのである。それゆえ、その形成・変容の経緯の背景にある歴史的、社会的な要因が、具体的にどのようなものであるのかについて詳細に分析されたとはいえない。特に、近年多くの大学で設立された校営産業の新しい形態である資産運用会社については、ほとんど分析されていない。単に、校営産業の発展段階について、単行書や論文の中でわずか2～5頁を費やして、表0-2-1の示す通り、それぞれ2段階から5段階までの異なる時期に区分し、素描的な記述をなすことに終止している。

二つ目は、校営産業が直面している問題点について、ミクロな視点から個々の校営企業内部の問題、すなわち個々の校営企業にどのような問題点があるのか、どのように改善すれば経営業績が良くなるのかといったことについて指摘しているものが大多数である。勿論マクロな視点から校営企業の大学に対する影響を指摘した研究も皆無ではないが、数行もしくは1、2頁程度の記述に終わっている。その内容を見ても、いくつかの問題があると指摘されているものの、こうした問題を実証し、なぜ生じたのかが詳細に分析されたとはいえない。とりわけ、この種の校営産業を社会システムの一部と見なし、社会における資源や収入の分配の公平性という視点から、現在の中国社会が直面している深刻な格差問題と結びつけた検討は全く行われていない。

表0-2-1 先行研究での校営産業発展段階

	頁数	第一段階	第二段階	第三段階	第四段階	第五段階
袁靖宇	44～46頁	1949年～ 1978年	1979年～ 現在			
角南篤	10～11頁	1980年代	1990年代	2000年代		
楊繼瑞 徐孝民	15～19頁	1978年～ 1984年	1985年～ 1992年	1993年～ 1996年	1997年～ 現在	
郝遠	39～44頁	1949年～ 1978年	1979年～ 1984年	1985年～ 1991年	1992年～ 2001年	2002年～ 現在
関満博	31～34頁	1979年～ 1984年	1985年～ 1991年	1992年～ 2001年	2002年～ 現在	

出典) 先行研究の内容により筆者が作成。

2. 研究課題の設定

以上の先行研究で解明された点および未解決の諸問題を検討した上で、中国の大学における校営産業の形成・変容の経緯と利害ないし長所・欠陥を明らかにするために、本研究では次の二つの具体的な研究課題を設定した。

第一に、校営産業の形成・変容に深い影響を与えた諸要因について、時代ごとに詳細に分析することにより、校営産業の形成・変容の過程を体系的に明らかにすることである。

第二に、校営産業の利害ないし長所・欠陥に関する考察を踏まえた上で、社会的資源および収入の分配の公平性という視点から、校営産業の欠陥、問題点を明らかにすることである。つまり図 0-2-1 の示す通り、现阶段の校営産業において、最も注目されているところは、その利益と損失に関わる経営管理制度およびそのもたらした成果である。これに対して、筆者はこうした校営産業があくまでも一種の社会的資源・収入の分配手段であると考えており、特に市場経済の中でこのような手段を通じて社会的資源・収入を分配するとき公平性が守られているかどうかという点に関心がある。

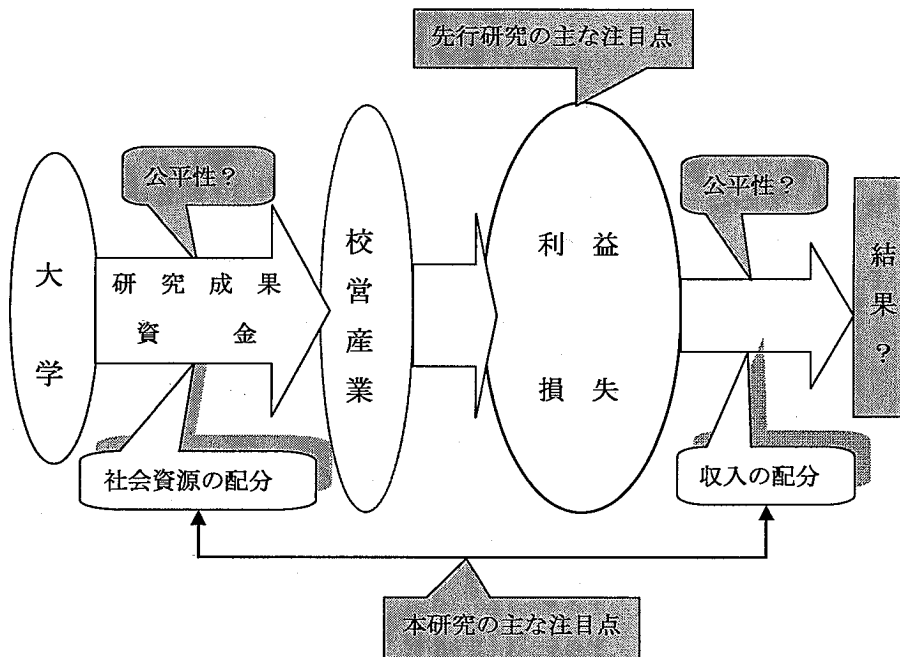


図 0-2-1 先行研究の主な注目点と本研究の主な注目点

出典) 筆者作成。

第四節 研究方法と論文構成

本節では、先行研究の検討を踏まえて前節に述べた研究課題に沿って、本研究はいかなる研究方法に従い、さらにどのように議論を進めていくのかを述べる。

1. 研究方法

課題①校営産業の形成・変容の経緯に関する分析方法

中国の大学における校営産業は学と産の関係において、古くて新しい課題であり続けている。このような課題に対して、建国前後から現在に至るまでの校営産業をその呼び方の変遷に着目して、いくつかの形態に分け、それぞれの形態に関して当該時期に公表された書籍論文、新聞記事、公文書、校史資料、大学紀要および関係者の発言などの内容分析を行うという方法を用いた。つまり、類似した意味合いをもつ関連用語の微妙なニュアンスの違いを比較対照する方法を採った。

課題②校営産業の利害ないし長所・欠陥に関する分析方法

校営産業の利害ないし長所・欠陥を解明するために、マクロな全国の校営企業の経営状況の統計データの分析とミクロな上場校営企業の財務状況の比較分析および現地での質問紙調査を通じて情報データを収集し分析する方法を採った。現地調査は、2004年8月から2007年12月までの約3年間に、1ヶ月間ずつ継続的に4回実施した。なお、本研究の第五章に盛り込んだ「大学教員の仕事に対する教員収入の影響に関する質問紙調査」は、2007年8月～9月の間に、東北地域に所在する一校の大学を直接訪問して、現職教員100名に対して質問紙を配布し、60人から回答を得たものである。調査対象や規模は限られているものの、一定の知見を得ることができた。

また、産学連携の関連先行研究において、しばしば取り上げられるようになっている「利益相反理論」を援用し、理論的考察・分析を行った。因みに、利益相反とは「教職員個人が得る利益と教職員個人の大学における責任との相反および大学組織が得る利益と大学組織の社会的責任との相反」³⁵を指している。同時に、過去の校営産業の運営において、すでに発覚した事例や現在起こっているケースに注目し、事例分析も行う。

2. 論文構成

前節に述べた研究課題に沿って、本研究は図0-3-1の通り、五章構成となっている。

第一章では、中国の大学における収入創出活動の概況およびその中での校営産業の位置づけと類型を明らかにする。

第二章では、校営産業の初期形態である校営工場の誕生・拡大の経緯を教育的側面・経済的側面・政治的側面および事例分析を通して明らかにする。

第三章では、市場移行における校営産業の形態である校営企業の形成・成長の経緯を教育的側面・経済的側面、とりわけ市場経済が与えた影響に注目しながら明らかにする。

第四章では、校営産業の新たな形態である資産運用会社への転換過程を関連法規の分析や典型的大学の事例分析などを通して明らかにする。

第五章では、統計データ分析や事例分析および理論的考察など通じて校営産業の利害ないし長所・欠陥を明らかにする。

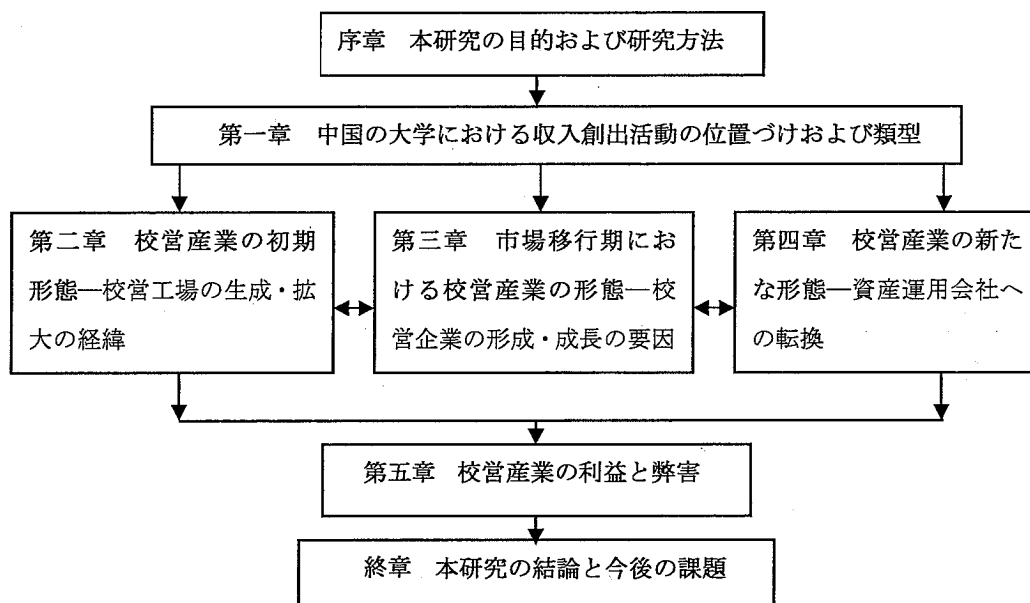


図 0 - 3 - 1 論文の構成

出典) 筆者作成。

注：

-
- ¹ 「中国教育部教育事業発展統計公報 2004 年」中国教育部ホームページ、
<http://www.moe.edu.cn>、2007 年 5 月閲覧。
 - ² 中華人民共和国国家教育委員会編『中国教育綜合統計年鑑』高等教育出版社、2005 年、8
～9 頁。
 - ³ 中国財政年鑑編纂委員会編『中国財政年鑑 (2000 年)』中国財政雜誌社、2000 年、414～
415 頁および 1993 年と国家教育委員会研究員である周貝隆氏が 2003 年 10 月 12 日に『中
国教育論壇』で論じた「試論我国教育費の問題と対策」による。また、OECD の統計資料
によれば、1993 年世界各国の公財政支出教育費は平均で GNP の 5.2%であるのに対して、
中国の場合は 2005 年に至ってもまだ 3%を突破していない。OECD、Education at a
Glance (URL:<http://www.oecd.org>)、2006 年 10 月ダウンロード。
 - ⁴ OECD、Education at a Glance (URL:<http://www.oecd.org>)、2006 年 10 月ダウンロード。
 - ⁵ 教育部發展规划司編『中国教育統計年鑑 (2003 年)』人民教育出版社、2004 年、2 頁。
 - ⁶ 2003 年 4 月に設立された日本産学連携学会の設立趣意書、<http://j-sip.org/gaiyou.htm>
2008 年 4 月閲覧。
 - ⁷ 玉井克哉・宮田由起夫『日本の産学連携』玉川大学出版部、2007 年、1 頁。
 - ⁸ 2005 年に 53 個の国家高新技术産業開發区が建設され、3 兆 4415 億 6000 万元の營業收入
を実現した大学園は 2004 年までに 42 個認定され、79 所の大学や研究院に依託している。
(中国科学技術部 2005 年度統計による、<http://www.most.gov.cn>、2007 年 6 月閲覧)。
 - ⁹ 工場とは「一定の機械・器具を設備し、労働力を通じて継続的に物品の製造や加工など
を行う所。また、その建物である」(松村明監修『大辞泉』小学館、1995 年、898 頁)。
 - ¹⁰ 企業とは「営利を目的として、継続的に生産・販売・サービスなどの經濟活動を営む組
織体。また、その事業である」(同上、629 頁)。
 - ¹¹ 会社とは、「営利を目的として、商法に基づいて設立された社団法人であり、企業の組
織形式である。すなわち会社は企業の上位組織であると考えられる。また、現段階で合
名会社・合資会社・株式会社・有限会社の 4 種がある」(同上、435 頁)。
 - ¹² 玉井克哉・宮田由紀夫『日本の産学連携』玉川大学出版部、2007 年、20 頁。
 - ¹³ 中国教育部科技發展中心「全国高等教育機関校辦企業統計報告 2004 年度」による。
 - ¹⁴ ハイテク産業がらみの大学と密接なつながりを持つ企業の株を意味する。(王鵬「高校
校辦企業体制改革第一步」『中国遠程教育』2003 年、53 頁)。
 - ¹⁵ 森口親司・荒憲治郎・金森久雄『經濟辞典 (新版)』有斐閣、1986 年、273 頁。

-
- ¹⁶ 同上。
- ¹⁷ 楊繼瑞・徐孝民『高校産業安全的理論与实践』中国経済出版社、2004年、3頁。
- ¹⁸ 国家教育委員会、財政部が1989年1月28日に共同で公布した「普通高等教育機関校営工場管理についての規定」（原語は「普通高等学校校辦工廠管理的規定」）による。
- ¹⁹ 国家教育委員会が1989年12月14日に公布した「高等教育機関による公司、企業の創設に関する若干の規定（試行版）」（原語は「關於高等学校興辦公司、企業的若干規定（試行版）」）による。
- ²⁰ 国務院が2001年11月1日に公布した「北京大学と清華大学の校営企業の管理体制規範に関する狭い範囲での実験的指導意見」（「關於北京大学、清華大学規範校辦企業管理体制試点実験的指導意見」）と教育部が2006年6月2日に公布した「教育部高等教育機関産業の規範化建設中に高等教育機関資産経営有限会社を設立の若干意見」（「教育部關於高校産業規範化建設中組建高校資産経営有限公司の若干意見」）による。
- ²¹ 陳曉明『高校校辦企業經營管理』青島海洋大学出版社、1998年。
- ²² 遠藤誉『中国教育革命が描く世界戦略』厚有出版株式会社、2000年。
- ²³ 楊繼瑞・徐孝民、前掲書。
- ²⁴ 郝遠『高校科技産業發展的制度選択』高等教育出版社、2005年。
- ²⁵ 関満博『中国の産学連携』新評論、2007年。
- ²⁶ 袁靖宇「中国高校科技企业規範的研究」南京農業大学（博士論文）、2002年。
- ²⁷ 角南篤「中国の産学研合作と大学企業」独立法人経済産業研究所、2003年12月、
<http://www.rieti.go.jp/jp/publications/dp/04j026.pdf#search>、(2006年5月にダウンロード)。
- ²⁸ 謝忠煥「談規範校辦企業管理体制」『中国教育報』2002年1月6日。
- ²⁹ 李健聡「高校全資企業改制、建立現代企業制度」『中国教育報』2002年3月12日。
- ³⁰ 王浩「高校校辦企業的改革实践与發展思考」『教育理論与实践』2003年第12期、42 - 44頁。
- ³¹ 先進国で一般的に考えられている産学連携に対して、「産」が実質的に不在であった中国では性質上「産」と「学」の力関係が大きく異なる点から、誤解を避けるため、中国の場合に限り産学「合作」という中国語本来の表記を用いた。また、「研」は公的研究機関を指す。
- ³² 関満博、前掲書、4頁。
- ³³ 企業を設立する当時、起業資本として、大学の資源（不動産、研究設備など）もあり、

各院（系）の基金や研究経費もあり、借金もあるといったように複雑で不明瞭のままである。しかし、資産の属性から見れば、すべて国有資産、すなわち財産権単一であると言える。（王浩、前掲論文、42-44頁）。

³⁴主に人事変動の早さと技術者の流出などが指摘されている。

³⁵科学技術・学術審議会、技術・研究基盤部会、産学官連携推進委員会、利益相反ワーキング・グループ『利益相反ワーキング・グループ報告書』平成14年11月、6頁。

第一章 中国の大学における収入創出活動の位置づけおよび類型

はじめに

中国では改革開放方針の採用に従って、1980年に財政体制についても大きな改革が行われ、国家財政収支の管理が以前の「統一収支」から「収支の分割管理、各レベルによる責任の請負い管理」という体制に変わった。それに応じて、高等教育に支出される予算は、それぞれの大学がどの行政区画（国、省、市など）に所属しているかにより、中央財政ないし地方財政によって負担されることとなった。そして市場経済の導入に伴い、1985年に公布された「教育体制改革に関する決定」（原語は「關於教育体制改革的決定」）において「国の政策や法規を遂行するという前提のもとで、他の組織との協力、教育・研究・生産の連合組織の設置といった事項に関して大学が権限を有する」ことが明記された¹。その後、1993年の「中国教育改革・発展綱要」では、「政府行政と教育・研究といった大学本来の所掌事項の分離という原則に照らし、立法を通じて、大学の権利と義務を明確にし、大学を自主的に運営する法人組織にしなければならない」（第18条）とされた。続いて、1995年に採択された「中華人民共和国教育法」では、「学校は招聘教師および他の職員を奨励あるいは処罰する権力を行使できる」（第28条）と明記されている。これにより、各大学の教職員の給与配分や手当の支給基準の確定に関して、当該大学による自主的決定権が法律上に認められた。さらに1998年に制定された「中華人民共和国高等教育法」でも「科学研究や技術サービスの実施、財産の管理と使用などの活動は各機関が主体的に行う」（第38条）ことが規定された。これらを契機に、各大学は政府から与えられた任務を達成するという前提のもとで、多様な活動を行うことができるようになった。

こうした流れの中で、中国の大学における収入創出活動も活発化し、大学の収入創出活動は大学運営の最重要課題になっているとも言える。『中国教育費統計年鑑（2003年）』²によれば、2003年度全国高等教育機関の教育費収入は総額1527億4996万元に達しており、そのうち高等教育機関が自ら調達した金額は763億3657万元で49.98%を占めている。つまり、半分ぐらいは自らの収入創出活動を通じて、獲得したのである。当然ながら、これほどの金額を自ら調達することは、単一の収入活動によって達成できるわけではない。序章でも触れたように高等教育の市場化改革に伴い、多様なルートからの教育費の調達が模索されるようになったのである。

本章ではこのよう多様な収入創出活動の構成を明瞭にした上で、その構成部分である校営産業の位置づけおよび類型を明らかにする。その際、まず大学財政の構造という方面から、大学の収入創出活動の構成分野を明らかにする。次に、収入創出活動の構造を明瞭にした上で、校営産業の位置づけを明らかにする。続いて、校営産業に関する関連法規を整理し、これらに基づき校営産業の主な構成要素類型である校営工場・校営企業・資産運用会社という三者の特徴を明らかにする。

第一節 大学財政と収入創出活動

中国における大学財政の構造をしてみるために、2003年の実額を示すと全国の大学の教育費収入と支出状況を表1-1-1のように整理することができる。

まず収入をみると、表1-1-1の示す通り、大学の教育費収入は、公財政支出教育費と自主的創出収入より支えられている。後者の、自主創出収入は事業収入、校営産業・勤工儉学と社会サービスの収入から用いた教育費、寄付・募金収入、その他の収入という4種類から構成され、すでに多角的な経費調達システムが構築されているとも言える。因みに、事業収入とは、『中国教育費統計年鑑2003年』の付録によれば、「学校と教育組織・団体（原語は「教育事業単位」）が授業、科学研究（受託研究などを含む）およびそれらの補助活動を行うことで得た、財政部門の審査を経て上納しない予算外資金である。」³と定義されている。

その金額明細は表1-1-1の示す通り、それぞれ事業収入は643億6552万元、校営産業・勤工儉学と社会サービスの収入から用いた教育費は17億5797万元、寄付・募金収入は27億9514万元、その他の収入は74億1792万元となっている。上述したように合わせて教育費収入総額の49.98%、ほぼ半分ぐらいを占めている。つまり、大学の収入創出活動は主にこの四つの分野から構成されており、これらは、まさに大学が自らの収入創出活動を通じて調達しなければならない部分となっている。

本研究の考察対象となっているのは、校営産業・勤工儉学・社会サービスという項目の内の校営産業に当たるものである。なお、校営産業の意味についてはすでに述べたが、勤工儉学とは、労働に励み儉約しつつ勉強すること、つまり苦学することで、現在でも一般に広く用いられている⁴。また、教育政策の一環として、学校の付設工場などで生徒を生産活動に従事させ、その収益を学校の教育運営経費に当てることも指す。社会サービスの具体的内容は、主に各種の研修コース（原語は「進修班」）や訓練コース（原語は「培训班」）すなわち「育成班」⁵を開設することや大学の施設あるいは人的資源などを利用して対内・対外のサービスを行うことである。

全国の大学における校営産業の収入創出金額をみると、表1-1-1の示す通り、勤工儉学と社会サービスとの収入を合わせて17億5797万元を上納し、これは大学教育費収入総額の1.15%を占めている。数量の上では決して多いとは言えないが、この金額は教育費として用いられた部分だけであり、校営産業の収入全体を示した金額ではない。また、序章でも述べたように2004年の時点で全国の大学において平均で一校あたり約3社の校営企業を経営しており、しかも、そのうちほとんどの大学が校営産業処・校営産業事務室など専門的管理機構を設置し、こうした校営産業を大学運営の一環として重要視している。つまり、この種の校営産業は中国の大学において特別な位置づけがなされており、注目し値するものである。

表 1-1-1 全国大学の教育費収支状況 (2003 年) (単位: 万元)

教育費収入			教育費支出		
項 目	金 額	割合	項 目	金 額	割合
総 計	15,274,996	100	総 計	14,743,118	100
1. 公財政支出教育費	7,641,339	50.02	一、消費的支出	12,150,337	82.41
(1) 予算内教育費	7,701,893	49.41	1. 人件費	5,847,542	39.66
(2) 教育付加経費 (税)	92,482	0.61	(1) 基本給	1,253,071	21.43
2. 自主創出収入	7,633,657	49.98	(2) 勤務手当	1,210,540	20.70
(1) 事業収入	6,436,552	42.14	(3) その他の給与	1,190,290	20.36
(2) 校営産業、勤工儉 学と社会サービスの収 入から用いた教育費	175,797	1.15	(4) 職員福祉費	272,845	4.66
(3) 寄付、募金収入	279,514	1.83	(5) 社会保障費	1,303,951	22.30
(4) その他の収入	741,792	4.86	(6) 奨・助・貸学 金 ⁶	616,841	10.55
			2. その他の用費	6,302,795	42.75
			二、資本的支出	2,592,780	17.59

出典) 教育部財務司、国家統計局人口与社会科技司編『中国教育費統計年鑑 2003』

中国統計出版社、2003 年を基に筆者作成。

次に支出をみると、表 1-1-1 の示す通り、大学の教育費支出は、消費的支出（原語は「事業性経費支出」）と資本的支出（原語は「基建支出」）という二種類に分けられている。消費的支出が約 1200 億元で全体の 82.1% 占めており、人件費とその他の経費に分けられている。人件費は約 585 億元でその他の費用の約 630 億元より、いくぶん少ないが問題があるとは言えない。しかし、人件費に含まれている諸項目を見てみると、基本給は約 125 億元で、勤務手当の 121 億元およびその他の給与 119 億元とほぼ同じ割合になっている。すなわち、中国の場合、基本給が給与体系の中心をなす賃金部分になっていると言い難いし、諸手当や賞与などの算出基準になっているとも言にくい。筆者が 2007 年 8 月～9 月の間に東北地域のある大学の現職教員の収入についての質問紙調査を実施する際に収集したデータによれば、当該大学に勤めている大学教員の基本給は職級や勤続年数によって 1000 元前後から 2000 元ぐらいまでとなっているものの、手当や賞与およびその他の収入などは教員の知名度、専攻あるいは兼職状況などによって、年間数万元ぐらいまで上がっている。また、実際に多くの大学のホームページに登録して、その教員募集条件の中の教員待遇項目を見ても、基本給が表示されていないが、手当や賞与などは数万から数十万まで大差が付いている。つまり、中国では大学教員間の基本給はあまり変わらないが、諸手当や賞与などは大学あるいはポスト、教員の知名度などによって大差が付いている（これ

について第五章で詳細に記述する)。

第二節 収入創出活動と校営産業

1. 収入創出活動の形態

上述した大学財政構造に基づき、中国の大学における収入創出活動の形態を概観すると、図1-2-1のように描くことができる。

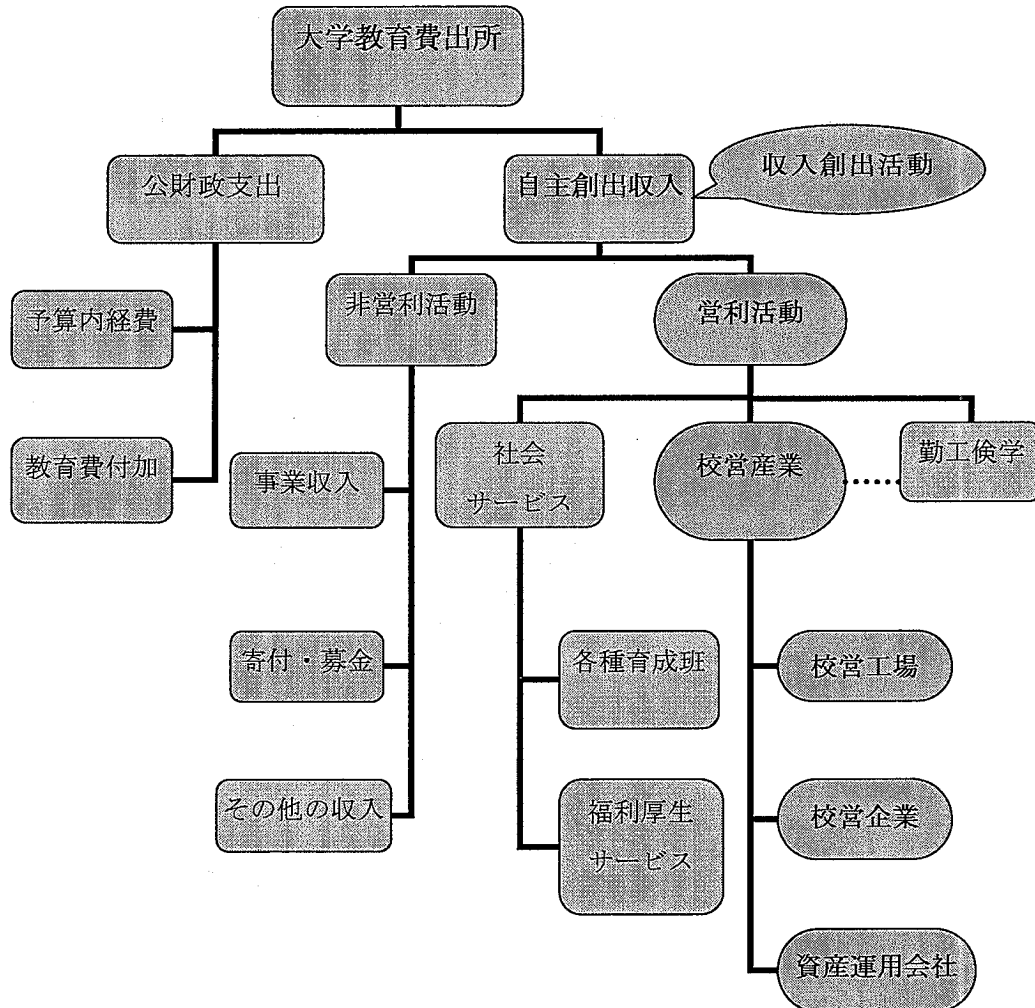


図 1-2-1 大学教育費の出所

出典) 筆者作成。

図 1-2-1 に示す通り、中国の大学における教育費の出所は公財政支出と自主創出収入という二種類に分けることができる。さらに、自主創出収入に関しては、その具体的な経費獲得行動、すなわち収入創出活動によって、非営利活動と営利活動という二つに分けられる。非営利活動とは、すなわち収入創出活動であるものの、その際に利益を得ることが目的ではない。例えば学費の徴収や大学への献金の呼びかけ活動などがそれに当たる。一方で、営利活動が現在各大学の大学運営において重要課題となっており、多くの大学で積極的に取り込まれている。前節の統計にも示されたように、営利活動は主に校営産業・勤工儉学・社会サービス⁷という三つの活動から構成されている。

この中、序章ですでに述べたように校営産業が産学連携のあり方として注目されており、本研究は、この種の校営産業に重点を置いて、大学や社会にとって、それが有益なのかどうかを実証していくものである。なお、勤工儉学は学生個人としての場合と大学組織としての活動という 2 種類に分けられる。大学が組織として勤工儉学を行う時、大学に所属している工場や企業など校営産業の中に実施する場合がよくあるため、両者を破線で繋いだ。

2. 校営産業の管理システム

上述した営利活動は、もちろん各大学が各自に行う活動であるが、中国政府は完全に放任しているわけではない。むしろ、大学における営利活動を重要視し、国務院の中にある教育部が主管機関として、多方面に渡り統制や強化を行っている。その管理システムを整理すると、図 1-2-2 のようになる。

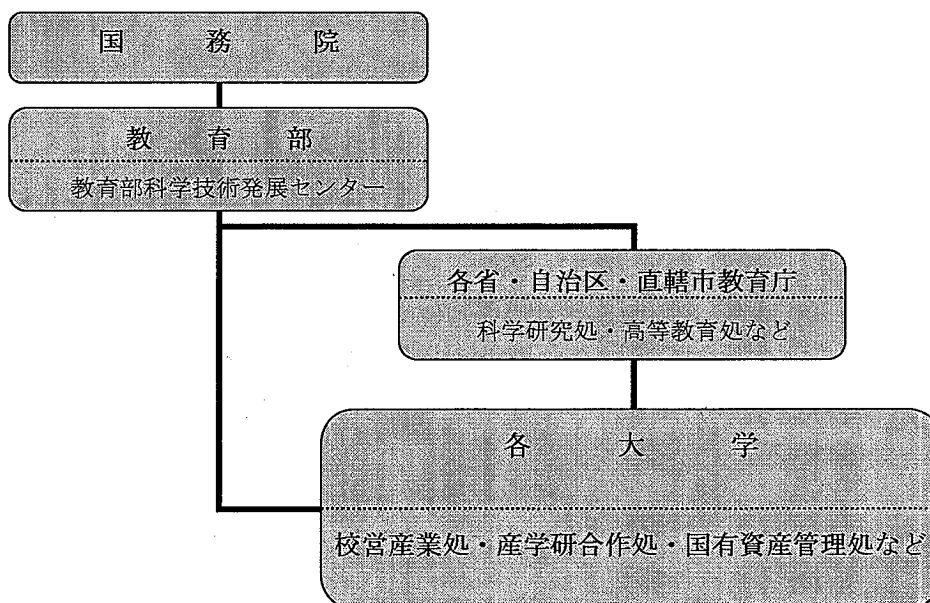


図 1-2-2 校営産業の管理システム

出典) 筆者作成。

図 1-2-2 の示す通り、教育部の直属部門である教育部科学技術発展センターを通じて、校営産業と関連する政策や方針が実行に移されている。教育部科学技術発展センターは教育部の代表として各省・自治区・直轄市の教育庁の科研処など（担当部門の名称にはほかにも高等教育処・高校科研師資処などがあり、統一されていない。）を經由して政策や方針を伝達することもあれば、各大学に直接指示を出す場合もある。各大学における校営産業を担当している部門の名称は統一されていないが、多く使われているものとしては、「校営産業処」、「産学研合作処」、「国有資産管理处」などがある。これらの部門は、所管している校営産業を含む校営産業の業務全般に対する指導・管理を実行している。

第三節 校営産業の類型比較分析

第二節で述べたように、校営産業は学校が運営する工場・企業・会社の総称であり、産学連携の形態として小学校から大学まで多くの教育機関に運営されている。なお、本研究において考察の対象は、主として大学を中心とした高等教育機関に絞ることとする。近年、技術研究開発のグローバル化が続く中で、研究開発拠点を中国におく日本や欧米の企業が増えてきた。その中で、研究開発センターの多くは地元の大学との連携を深めている。このため、中国の大学における校営産業を考察することは、単に中国の産学連携のあり方についての理解を深めるだけでなく、より一般的に先進国の間で続いている産学連携をめぐる議論にも新しい視点を提供するものである。

ところで、上述したように中国の教育分野では、この「校営産業」を意味する用語として「校営工場」と「校営企業」または「資産運用会社」などが存在している。各用語は「校営産業」の下位概念であるものの、それぞれニュアンスが微妙に異なっているように思われる。しかしながら、序章でも述べた関係単行書の一つであり、「校営企業」に関してよくまとめている、陳曉明『高校校辦企業經營管理』（1998）の内容によれば、校営企業は次の三種類の業務内容から成り立っているという。一つ目は、近年発展してきた「ハイテク企業」（原語は「高科技企業」）。二つ目は、伝統的な校営工場。三つ目は、教育機関と、学生・教員の職員が勤める後勤服務産業であると紹介されている。また、中国の大学における「校営企業」に触れた日本の数少ない研究の一つである、遠藤誉『中国教育革命が描く世界戦略』（2000）では、前述した上位概念である校営産業と下位概念である校営企業が同義語として使用されている。このように、現在の学術誌・論文・専門書の中ではこれらの用語が混用され、その本質的な違いは正確に認識されていないと考えられる。管見の限りでは、上記の関連諸用語を一括して取り上げ、質的な違いを明瞭にしたものは見当たらない。こうした状況の中で、中国の大学における校営産業を正確に理解することは不可能であり、それゆえ中国独特な産学連携やひいては大学運営を正確に認識することも不可能であると考えられる。

そこで本節では、校営産業のバリエーションである校営工場・校営企業・資産運用会社という三者の相違点を明らかにすることを試みたい。そのため、まず関連法規を整理する。次に、それらの規定に基づき、校営工場・校営企業・資産運用会社という三者の相違点を明確にする。

1. 関連法規の整理

表 1-3-1 は、校営工場・校営企業・資産運用会社に関連する主な法規である。

表 1-3-1 校営工場・校営企業・資産運用会社に関連する主な法規

公布時間	制定行政機関	法規名称	略記
1989. 1. 28	国家教育委員会 財政部	「普通高等教育機関校営工場管理 についての規定」(原語は「普通高 等学校校辦工廠管理的規定」)	「管理規定」
1989. 12. 14	国家教育委員会	「高等教育機関による公司、企業の 創設に関する若干の規定(試行版)」 (原語は「關於高等学校興辦公司、 企業的若干規定(試行版)」)	「創設規定」
2001. 11. 1	国務院	「北京大学と清華大学の校営企業 の管理体制規範に関する狭い範囲 での実験的指導意見」(原語は「關 於北京大学、清華大学規範校辦企業 管理体制試点実験的指導意見」)	「実験的指導 意見」
2005. 10. 22	国家教育部	「高等教育機関の科学技術産業の 積極発展、規範管理に関する指導 意見」(原語は「教育部關於積極發 展、規範管理高校科技產業的指導 意見」)	「指導意見」
2006. 6. 2	国家教育部	「教育部高等教育機関産業の規範 化建設中に高等教育機関資産経営 有限会社を設立の若干意見」(原語 は「教育部關於高校産業規範化建設 中組建高校資産經營有限公司的若 干意見」)	「設立意見」

出典) 筆者作成。

2. 校営工場、校営企業、資産運用会社の相違点

以下では前述した「管理規定」、「創設規定」、「実験的指導意見」、「設立意見」など関連法規の規定内容に基づいて、校営工場・校営企業・資産運用会社という三者の運営体制・主な役割・財務管理・利潤分配の側面についてより具体的に比較しながら、その相違点を明らかにする。

2.1 運営体制の異同

「管理規定」の第二章の七条、八条、九条、「創設規定」の第四条、六条、八条、「実験的指導意見」の第6、7、9条、および「設立意見」の第一条の1項目、第二条の12項目での規定内容を基に三者の運営体制を示したものが表1-3-2である。運営体制について、大学が三者に対する絶対的な指導権を握る点は共通している。相違点としては、所有制に関して最初の校営工場段階の非営利機構から独立法人資格を持つ一般の企業へ変更したこと、そして統制管理に関して校営工場の場合では学長の直接管理、校営企業では専門の管理機関による管理、そして資産運用会社では取締役会・監事会の管理となっていることが挙げられる。つまり、段階的に、標準化された管理体制へと移行していることが分かる。

表1-3-2 三者の運営体制

	校営工場	校営企業	資産運用会社
運営体制	(1) 非営利機構（事業単位）であり、「全民所有制工業企業職員代表大会条例」を参照して、職員代表大会制度を実施する。 (2) 学長が工場を直接指導し、工場長の任命や招聘などを行う。	(1) 大学レベルの「全民所有制企業」であり、法人資格を持つ独資企業である。 (2) 大学レベルの専門管理機構を設置し、企業の日常管理を行う。専門管理機構の管理者は大学の指導者が兼任する。	(1) 「会社法」に基づいた国有単独出資会社、あるいは一人有限会社（法人単独出資有限会社）である。 (2) 大学は投資者の身分で資産運用会社へ取締役会・監事会の委員を派遣する。同取締役会・監事会が「会社法」に基づき職権を行使。

出典) 関連法規の記述に基づき筆者作成。

2.2 役割の異同

次に、「管理規定」の第一章の五条、第二章の十条、第三章の十三条と「創設規定」の第一条、二条、三条と「実験的指導意見」の第1、2、4、8条および「設立意見」の第一条の2項目での規定内容を基に三者の役割を示したものが表1-3-3である。役割として共通している事柄は、三者とも大学の収入創出活動であり、同時に科学研究成果の実用化を担っ

ている点である。一方、異なっている点は、校営工場が思想教育と教育実習を強調し、つまり教育効果への期待が強いことである。校営企業は社会サービスと学校経費調達役割を重要視しており、すなわち利益追求が校営企業の最優先の目的になったのである。資産運用会社は、科学技術の研究開発のため最大限の資金を調達し、大学の従来の研究開発能力を一層向上させるという名目で利益を追求すると同時に、大学の企業経営のリスクを回避するのを求めている。ただし、利益を追求する方法に当たって、校営企業と違うのは、具体的な商品を販売することより株式の売買や金融システムでの利益を生み出すことを強調している点である。

表 1-3-3 三者の役割

	校営工場	校営企業	資産運用会社
役割	(1) 共産党の組織を設立し思想政治教育を行う。 (2) 教育、学習、科学研究の任務を完成した上で、社会需要に応じて、各種の商品の研究、製造、生産を行い、収入増加を実現し、大学発展のために資金を蓄積する。 (3) 学内での教育と学習、科学研究や他方面の研究製造、加工、実験と補修を行い、教育の質を高める。	(1) 大学の人材、設備、情報、図書資料など通じて社会サービスを展開する一種の重要な方式である。 (2) 大学経費の補助や教育学習条件の改善など方面に積極的な効果がある。 (3) 科学技術成果の迅速な実用化を促進する。	(1) 大学のすべての経営資源 ⁸ （原語は経営性資産）や各投資企業の株権を管理し、増価させる。また「有限責任会社」の利点を活かして、大学の株主としての法的連帯責任リスクを最大限に回避する。 (2) 研究成果の産業化を促進し、インキュベーションを図る。 (3) 最先端の科学技術の研究開発のため、最大限の資金を獲得して、国全体の産業競争力の強化を図る。

出典) 関連法規の記述に基づき筆者作成。

2.3 財務管理の異同

続いて、「管理規定」の第一章の六条、第七章の三十条、三十三条、三十四条と「創設規定」の第七条、十三条の1、2項目と「実験的指導意見」の第11条および「設立意見」の第一条の1項目、第二条の8項目での規定内容に基づいて三者の財務管理を示したものが表 1-3-4 である。類似点としては、資金源は大学側が担っていることである。一方、相違点としては、校営工場段階の大学との統一管理から、校営企業および資産運用会社での大学から分離した標準化管理へと変化していることが挙げられる。また、納税に関しては、

校営工場と校営企業の場合では所得税が免除されているのに対して、資産運用会社では他企業と同じ基準で課税されることとなっており、特別な優遇政策は実施されていない。

表 1-3-4 三者の財務管理

	校営工場	校営企業	資産運用会社
財務管理	<p>(1) 校営工場の財務活動は大学の財務、審査部門の指導や監督を受け入れる。</p> <p>(2) 校営工場の基本建設、募金などは大学の総体企画や年度企画に統括し上級主管行政部門に報告する。</p> <p>(3) 生産した商品に対しては、商品税・増価税・営業税を徴収するが、所得税を免除する。</p>	<p>(1) 校営企業は単独な財務管理機構を設置し、銀行口座を設け、同種の企業と同じく財務会計制度に従って採算、監査を行い、損益について自分で責任を負う。</p> <p>(2) 資金源は主に大学基金や募金および銀行からのローンなどであり、教育費や研究経費の流用は禁止されている。</p> <p>(3) 校営企業に対する税収は、商品税・増価税を徴収するが、営業利益の所得税を免除する。</p>	<p>(1) 資産運用会社は大学から分離して、「会社法」に基づいて、健全な財務、会計制度を設立し、独立採算を行い、損益について自分で責任を負う。</p> <p>(2) 資金源は大学のすべての経営性資産である。</p> <p>(3) 会社法の規定に従って納税する。</p>

出典) 関連法規の記述に基づき筆者作成。

2. 4 利潤配分の異同

最後に、「管理規定」の第七章の三十七条、「創設規定」の十三条の3項目と「実験的指導意見」の21、28、29条での規定内容に基づいて三者の利潤配分を示したものが表 1-3-5 である。校営工場の場合は無条件で全額上納し、大学の福祉や諸手当てに配当する。校営企業の場合は、校営企業自身が一定割合の利潤を自由に配分する権利を持つようになっている。資産運用会社は、利潤の大学への上納を強調すると同時に、経営管理人員と技術・科学的研究員への配分も強く求められている。

表 1-3-5 三者の利潤配分

	校営工場	校営企業	資産運用会社
利潤配分	<p>(1) 利潤を全額に大学へ返還し、大学の基金として扱う。</p> <p>(2) 大学が実際状況に応じて、一定比例の利潤を、発展基金や集団福祉、奨励基金として扱う。</p>	<p>(1) 納税後の利潤の40%以上を大学へ返還し、残った部分を国家の関連規定に従って配分する。</p> <p>(2) 大学の上級主管部門は大学の収益の2%を抽出して、校営企業発展のため準備資金として扱う。</p>	<p>(1) 所有株の利益金や配当金および売却金などが大学へ上納し、大学の発展や科学技術成果の実用化、ハイテク企業の孵化などに転用する。</p> <p>(2) 奨励政策として、経営者の年俸制を導入し、科学技術研究者が専有技術成果を持って企業への投資を認め、投資した企業の株を20%から50%までの所有権を与える。</p>

出典) 関連法規の記述に基づき筆者作成。

おわりに

以上、中国の大学における収入創出活動の構造および、その構成部分である校営産業の位置づけと類型について考察を行った。

現時点の中国の大学においては、すでに多面的な営利および非営利収入創出活動を通して教育費を調達するシステムが構成されている。つまり、中国の大学は非営利組織でありながらも営利活動を行うようになってきているという自己矛盾の状態を呈している。本研究で注目したのは、その露わになった矛盾、すなわち営利活動の中心とも言える校営産業である。これを手がかりとして、中国の大学が内包する問題の一端を明らかにしたい。

この種の校営産業は3つの形態から構成され、校営工場・校営企業・資産運用会社と時系列的に出現してきて、現時点では併存している状態である。また、関連統計データから見れば大学財政全体に対して金額的にはあまり貢献していないものの、まだ多くの大学で大学運営の一環として重要視され、積極的に取り組まれている。そして、校営工場・校営企業・資産運用会社という三者は、同じ点がまだ残っているものの、相違点も運営体制・役割・財務管理・利潤配分など多方面に渡って、多く存在するようになってきた。とりわけ質的な違いとして、校営工場の教育効果への期待に対して、校営企業は利益追求を最優先の目的としている。また、校営企業の大学が自ら企業の経営に参加するのに対して、資産運用会社は資産という紐帯を通じて子会社の株を所有し、法人として投資した大学の資産を運営、増価させると同時に、個々の校営企業に対する大学の株主としての法的連帯責任リスクの回避をも可能にしている。つまり、資産運用会社は校営企業の一変種とも言え

る。翻って、資産運用会社を最初の校営工場と比べた場合、その最大の違いは、学生の教育実習活動と完全に離れ、また具体的なものを作るのではなく触ることができない資本を運用することに業務の中心をおいていることである。

では、中国の大学においてこうした校営産業はなぜ形成され、なぜこのように変容してきたのかという問題が、産学連携を強く推進している世界的潮流の中で、注目に値するであろう。この点については次章以降において説明して行きたい。

注：

¹何東昌編『中華人民共和国重要教育文献（1949-1997）』海南出版社、1998年、2285-2289頁。

²教育部財務司、国家統計局人口と社会科技統計司編『中国教育費統計年鑑 2003年』中国統計出版社、2004年、32頁。

³同上、385頁。

⁴「勤」は励む、いそしむ、「工」は労働、「儉」は儉約、「学」は学習、勉強。（何長工著、河田悌一・森時彦訳『フランス勤労儉学の回想-中国共産党の-源流-』岩波書店、1976年、i頁）。

⁵何東昌『当代中国教育（下巻）』当代中国出版社、1996年、468-475頁。

⁶助学金制度とは学生の生活諸費用を援助する制度。財源は国、地方政府、経済界などからの資金提供による。主として、学生生活の維持を目的とするもので、他のことに転用してはならないとされている。本来は、学生が徳育、知育、体育の諸方面で向上し、社会主義現代化建設の人材となることを目指して設置されたものである。しかし、経済の発展と国民の生活水準の向上とともに、奨学金制度を主とし、助学金制度は補助的なものとする方向になりつつある。奨学金制度との違いは、とりわけ非義務教育段階では、品行端正、学力優秀でかつ家庭の経済状況がきわめて困難な学生に資金援助される点である。これらの貧困学生に高等教育を保障する役割を有する。貸学金とは、すなわち教育貸付金。（呂煒著、成瀬龍夫訳『大学財政-世界の経験と中国の選択』東信堂、2007年、xxiv頁）。

⁷福利厚生サービス部門の業務内容は、主として、物質の供与、水電力の供与、飲食宿泊、修繕建設、交通、娯楽、保健関係等を包含する。大学運営の一環として実行されてきたが、最近ではその管理運営が大学から分離してサポートする体制が形成され、大学内だけではなく大学外にも向けてサービスを行うようになりつつある。（『高等教育学校科学技術産業通信』1999年、第3期、34頁）。

⁸1995年9月13日に国家国有資産管理局が公布した「非営利組織において非経営資源が経営資源への転換に関する管理実施方法」（原語は「事業単位非経営性資産転経営性資産管理実施辦法」）第二条に記されている内容によれば、経営資源とは非営利組織が生産経営活動に使用された資産を指す。引いて、大学の場合は、経営資源とは、生産経営活動に投資された資本・物財などがあると認識できよう。

第二章 校営産業の初期形態—校営工場の生成・拡大の経緯

はじめに

現段階までに公開された史料から見れば、改革開放前の中国では校営産業という用語が存在しなかった。そもそも大学と生産活動をつなぐ概念用語としては校営工場しかなかったのである。校営工場は新中国建国前後から現在に至るまで、各級学校において、種々の役割を果たすことが期待され、数多く設立・運営されてきたのである。こうした学と産との連携する意味を考える際、今日の諸制度や諸慣行が導入された原点に遡って検討を加えるのであれば、その含意を単に断片的に捉え、きわめて表面的な解釈を与えることになるというのが、筆者の基本的認識である。

ところで、中国国家プロジェクトである「CNKI 中国学術文献オンラインサービス」に「校営工場」というキーワードを入力して検索した結果、1979～2008年¹の間に137篇の論考が発表されている。これらのうち、雑誌に発表されたものが131篇、会議記録が1篇、新聞記事が5篇となっている。そして、大学の校営工場に関するものが、合わせて45篇となっている。数量の上で少ないとは言えないが、この種の校営工場の形成・拡大の経緯ないしその背後にある教育的・経済的・政治的な要因を明らかにした研究は一篇もなかった。論考の内容を具体的に見てみると、校営工場の管理運営に焦点を当てた論文は12篇で、全体の27%になっている。校営工場の体制改革に焦点を当てた論文は、11篇で全体の24%になっている。その他の研究は、例えば校営工場の人材育成や技術革新、財務会計などに関する研究が22篇で、全体の49%になっている。このように当の中国では、この校営工場の形成・拡大についての関心は低い、関心はあるかもしれないが、少なくとも発表されている研究成果として現れているものは、これまでのところ少なかった。

そこで本章では、校営産業の初期形態である校営工場の形成・拡大要因を明らかにすることを試みたい。具体的には、主に教育的側面、経済的側面、政治的側面という三つの方面から検討を進めるとともに、校営工場を有する典型的大学であった江西共産主義労働大学の事例分析を行うこととする。

第一節 校営工場の生成・拡大の要因 1—教育的側面

本節では、校営工場の生成要因である教育的側面に関して、以下の諸点から明瞭にする。まず教育的効果への期待が強まった、中国教育史上最初の校営工場の誕生過程を明らかにする。次に、社会主義の教育方針ないし教育思想に注目し、校営工場との因果関係について考察を行う。続いて、教育費の不足を明らかにした上で、どのような方法で不足分を補填しようとしていたかを明らかにする。

1. 教育的効果への期待

中国史の時期区分にいう近代、つまり 1840 年の鴉片戦争以後の時期、太平天国の乱、日清戦争など内憂外患が生じる中で衰退の一途を辿りつつあった清朝支配体制を立て直すため、ヨーロッパの近代的な武器の威力と優位性を十分に認識した、曾国藩、李鴻章、張之洞ら一部開明的官僚による洋務運動が行われた。その指導方針は「中体西用」²で、目標は「師夷長技以制夷」（夷の長技を師として以て夷を制す）つまり、西洋の特技を学んで西洋を制することである。そのため、上海の江南製造局に代表される武器製造工場や造船工場を各地に設置し、他にも電報局・製紙工場・製鉄工場や陸海軍学校・西洋書籍翻訳局などが、新設された。そして、外交上の通訳者ないし外国語が堪能な人材および西洋の機械製造・科学技術に通じた人材の育成が急務となり、これらを養成する機関の創設、すなわち新型学校の設立に対する要望が次第に高まってきたのである³。

こうした状況の中で、清朝政府は 1902 年に「欽定学堂章程」を公布し、正式に新型学校の設立に踏み切ったのである。「欽定学堂章程」に従って、1903 年 3 月 19 日に創設されたのが「北洋工芸学堂」（現在の河北工業大学）であり、中国の近代史において著名な実業家・教育家であった周学熙⁴が初代総裁（原語は「総辦」）に就任した。その後周学熙は、「劳学並行」（原語は「工学并举」つまり、工場で実践しながら理論の勉強を行うこと。）という思想を最初に提起し、この思想に基づき、1903 年に同学堂に科学の実験および機械の操作（原語は「科学実験及機械実習」）という二つの目的を持った化工工場と機器工場を設立した⁵。翌年の 1904 年 1 月に公布された「奏定学堂章程」に従って、校名が「直隸高等工業学堂」と変更され、直隸工芸総局内に設置されていた工場が直隸高等工業学堂の付属実習工場として確定された⁶。中国の大学において史上最初の校営工場はこうした実習工場として教育的効果をもたらすために創設されたのである。

2. 社会主義教育思想の形成

上述した「劳学並行」教育思想に引き続き、共産主義ないし社会主義教育思想の中核と言っても過言ではない勤工儉学および「教育と労働の結合」が、その後の新文化運動の展開に伴い中国で提唱されるようになり、そして社会主義教育の建設を志している新中国で積極的に実行に移されることになったのである。

2. 1 勤工儉学運動の勃興

前章でも述べたように、勤工儉学は同じ漢字圏であっても日本などではみなれぬ言葉であるが、中国ではよく使用されている用語である。この用語が最初に提唱されたのは 20 世紀初頭の時期である。その頃中国では、雑誌『新青年』（『青年雑誌』として 1915 年に創刊、1917 年から改称）を中心に、封建思想の徹底的な改革を主張し、「民主と科学」をスローガンとする新文化運動が展開されていた。その後、ロシア十月革命の影響を受け、そして 1919 年に湧き起こった全国的な「反帝・反封建」⁷の民衆運動、いわゆる「五・四運

動」⁸を契機として、新文化運動は最も昂揚した時期を迎えた。「時の政治に関心をいだく人物のなかには、国事が日に日に悪化するのを深く憂えて、政治を革新し自国の強化を図るよう、極力追求した者がいたという。だが、政治を改革し『維新』を行うには、新学（ヨーロッパ風の学問）を学ばねばならず、新しいものを学ぶには外国に行かねばならなかった」⁹。こうした社会的な雰囲気の中から生まれたものの一つが、働きながら外国に留学し、救国ための思想、学問、技術を学ぼうとする運動、すなわち勤工儉学運動である。この運動は蔡元培、李石曾¹⁰らによって最初に提唱されたものであり、主たる留学先に選ばれたのはフランスであった。また周恩来、鄧小平など、こんにちの新中国を築き上げた中国共産党の中心人物の多くが、かつてこのフランス勤工儉学の学生であったことはよく知られており、そもそも毛沢東もこの運動の熱心な組織者であって、湖南省で彼ならびに彼が指導した「新民学会」¹¹が中心となって活動を推進していた。

このように勤工儉学運動は五・四運動をはさみ、1919年から1921年まで続いた。1000人以上¹²の学生たちが、働きながら学ぶという方法を手段としてフランスに渡り、祖国を救うべき知識と思想を追求したのである。その結果、1921年2月に周恩来・聶榮臻¹³など勤工儉学学生が発起者として、在仏中国社会主義青年団を設立した¹⁴。そして、翌年の7月に在仏中国社会主義青年団が中国共産党中央の指示を受けて改組され、中国共産党ヨーロッパ総支部となったのである¹⁵。従って、勤工儉学運動の最も重要な意義として、中国における共産主義の源流を生み出したということを挙げられる。また、理念としての労働と勉学の一致は、その後の新中国で展開されてきた社会主義教育の主要なテーマとなったのである。例えば、1958年1月28日に「共産主義青年団中央」（以下は「団中央」と略記）が「学生の中で勤工儉学を提唱することに関する決定」（原語は「關於在学生中提唱勤工儉学的決定」）を公布し、「勤工儉学は知識人と工場労働者・農民との結合、頭脳労働と肉体労働との結合を実現する一つの重要なルートである」と指摘した¹⁶。次いで2月4日に教育委員会（現教育部）が「団中央の学生の間で勤工儉学を提唱することに関する決定を全力支持することに関する通知」¹⁷（原語は「關於大力支持団中央關於在学生中提唱勤工儉学的決定的通知」）を発表し、全国各地の教育行政機関と各種の学校が十分に重視することを要求した。これらの指示に従って、大学を含む各級の学校が組織として勤工儉学を積極的に推進するようになった。そしてこの種の活動は、学校に所属している工場などの中で実施する機会がよくあり、校営工場はまさにこうした勤工儉学の活発化を契機の一つとして生成し、拡大してきたのである。

2.2 「教育と労働の結合」理念の浸透

教育史研究の分野では、教育と労働生産との関係についての議論が長く続いている。特に初期社会主義者の代表であるフランスのフーリエ（Fourier）とイギリスのオーウェン（Owen）たちが提出した「教育と労働の結合」原理が注目に値する。彼らは現代工場制度の視点で、全面発達した新人を育成する際に、理論と実践の中で労働が教育と結合すべき

だと主張していた¹⁸。その後、ドイツの共産主義者であるマルクス (Marx) は資本主義経済発展を考察し、教育と労働の結合は現代の工場生産様式の必然な要求であることを指摘した¹⁹。このような思想は、その後の社会主義教育方針の重要課題となり、特に中国社会主義教育体制の重要な構成要素にもなりつつある。

1921年、中国共産党が形成された翌月の8月に、毛沢東らによって、湖南省で中国共産党初の幹部養成学校「湖南自修大学」が設立された。同校の「創立宣言」²⁰の中では、臨時的に文科と法科を設置すると規定された。文科には、中国文学、西洋文学、英文、論理学、心理学、教育学、社会学、歴史学、地理学、倫理学、哲学、新聞学が、法科には、法律学、政治学、経済学が開設されていた。このほか、労働教育にも力が入れられ、頭脳労働と肉体労働の結合が強調されていた。受講生は最初24名しかいなかったが、大きな反響を呼び次第に学生数も増えてきた。1922年4月に上述したフランス勤工儉学の需要に応じて、フランス語専修クラスを開き、フランスから帰国したばかりの羅学瓚が教員を担任し、20人余りの学生が受講していた²¹。このように「湖南自修大学」は勤工儉学運動を応援しながら多数の共産党幹部を育成し、その後の中国革命および教育に大きな影響を与えたのである。

1927年8月1日に共産党は国民革命をやり直すため、江西・南昌で武装蜂起を起こし、いわゆる第二次国内革命戦争（第一次国共内戦）が始まった。この時期、毛沢東を代表とする共産党は、マルクス主義を中国の実情に結びつけることを強調し続け、革命闘争の中だけではなく教育方針にも応用していた。例えば1930年8月1日に公布した「閩西ソビエト政府の当面の文化工作に関する総計画」（原語は「閩西蘇維埃政府目前文化工作総計划」）の教育方針の4条に「教育を実施する方針は、知力と労力の均衡発展を原則とし、労働と結合した教育を実施すべきである。」と明記されている。

また1932年5月7日公布された「中華ソビエト共和国湘鄂贛省ソビエト政府訓令」の教育原則および教育実施方針にはプロレタリア階級教育は、「教育と工業生活、農業生活とを結合する、すなわち労働と教育の結合、心を労することと力を労することの結合、理論と実践の結合であり、精神労働と肉体労働との対立の消滅を達成する。」という教育政策が打ち出されている。その後、抗日戦争期の外部から封鎖された解放区では、労働能力があるすべての人が生産労働に従事しないと、そのまま餓死することにもなり得るため、1939年1月26日に中共中央書記処が会議を開き、生産運動について議論を行った。この会議で毛沢東は次の三点を指摘した。すなわち「①準備工作、今から春の耕作までの二ヶ月間で迅速に準備工作を行う。②生産動員を行う。2月1、2、3日に生産動員を行い、任務を分配する。各機関、学校、事業単位は生産委員会を組織する……」という発言をし、各学校が生産労働に参加することを呼びかけた。

解放戦争期（第二次国共内戦）に入っても、こうした大生産運動が引き続き推進された。1947年の「晋冀魯豫辺区政府文化教育工作に関する決定」（原語は「晋冀魯豫辺区政府關於文化教育工作的決定」）第三次全体委員会の決議において、「今年の教育工作の重点は学

校教育の充実と改善である。①主な目標は、学校活動に限られて社会の実際と離脱することに反対し、戦時の需要に適合させ、大生産運動を徹底する。②大生産運動の重大意義を貫徹し、深く認識させる……」という方針を打ち出し、学内の学習の面と学外の生活、社会現実面という学校内外の需要に応じて教育と労働の結合を再三促している。そして、このような教育と労働の結合という理念は中華人民共和国設立後も引き続き強く推進され、教育方針に大きな影響を与えたのである。

1949年10月1日、中華人民共和国が成立した。同年の12月23日に「第一次全国教育工作会议」が開かれ、この会議で「新しい教育は民族的、科学的、大衆的な教育である。その方法は理論と実践との一致である。目的は人民への奉仕、まずは工農兵（工場労働者・農民・兵士）へ奉仕し、現在の革命闘争および社会建設に奉仕する。また、旧解放区の新教育経験を基礎とし、旧教育の有用な経験を吸収し、ソビエトの経験を借りて、新民主主義教育を建設する。」²²という教育改造方針が確定した。

このように、上述した旧解放区の新教育経験である教育と労働の結合は、新中国の社会主義教育方針の基本として引き続き堅持された。1958年9月19日に中共中央と国務院が共同で公布した「教育活動工作に関する指示」²³において「党の教育方針は、教育がプロレタリアの政治に奉仕する、教育が生産労働と結合する」と明白に告示した。そしてこの方針を実現するために「今後は、学校が工場と農場を作る、工場と農業生産合作社が学校を作る。学校が自ら工場と農場を作っても良いし、工場や農業生産合作社と協力して作ってもいい。学生は学校の工場や農場で働いてもいいし、校外の工場や農業生産合作社に働いてもいい。」²⁴と記し、校営工場の設立を呼びかけたのである。これらに従って、校営農場ないし校営工場はその労働体験の場の一つとして位置づけられ、小学校から大学まであらゆる教育機関で次々と設立されたのである。すなわち、大学が工場を付設するという基礎は、中国の土壤にしっかりと根を下ろしていたのである。

3. 教育費の不足

中国では1949年の時点で、全国に大学は205校、在籍学生は11万7000人であり、中等学校（中学と高校を含む）は5216校、在籍学生は12万8000人、小学校は34万6800校、在籍学生は2439万1000人であった。1万人中に占める大学生の数は2.2人、中等学生は23.4人、小学生450.3人であり、非識字者が全人口5億4877万人の80%を占めていた²⁵。すなわち建国初期の、教育基盤は非常に薄弱であったことが分かる。ここで公財政支出教育費を見てみることにする。表2-1-1は、1950年から1958年までの公財政予算内支出を示している。表2-1-1のように、1950年から1958年までの9年間で、公財政予算内教育費総支出は160億5100万元になっており、9年間で6.8倍増加し、平均年増加率は25.31%である。

表 2-1-1 1950～1958 年公財政支出教育費 (単位：億元)

年度	合計	教育費支出		
		消費的支出 (原語は事業費)	資本的支出 (原語は基本建設費)	各部門の 教育費支出
1950	3.76	3.76		
1951	7.42	7.42		
1952	11.03	8.95	1.97	0.11
1953	19.25	12.80	3.65	2.80
1954	19.97	13.77	3.76	2.44
1955	19.00	14.08	2.47	2.45
1956	26.53	16.47	4.22	5.84
1957	27.98	19.52	3.52	4.94
1958	25.57	19.83	2.62	3.16
合計	160.51	130.56	22.21	17.74

出典) 1950 年、1951 年の数字は中国教育年鑑編集部編『中国教育年鑑 1949～1981 年』中国大百科全書出版社、1984 年、98 頁。その他の数字は中国財政年鑑編集委員会編『中国財政年鑑 2001』中国財政経済出版社 2001 年、362 頁。

また表 2-1-1 のデータに基づき、年増加率を計算し、その趨勢を描くと図 2-1-1 のようになる。図 2-1-1 に示す通り、この 9 年間で 1955 年と 1958 年はマイナスの増加率になっている。また図 2-1-1 のように教育費年増加率の変動範囲は 1951 年の 97.34 から 1958 年の -8.61 まで、非常に不安定な状況になっている。

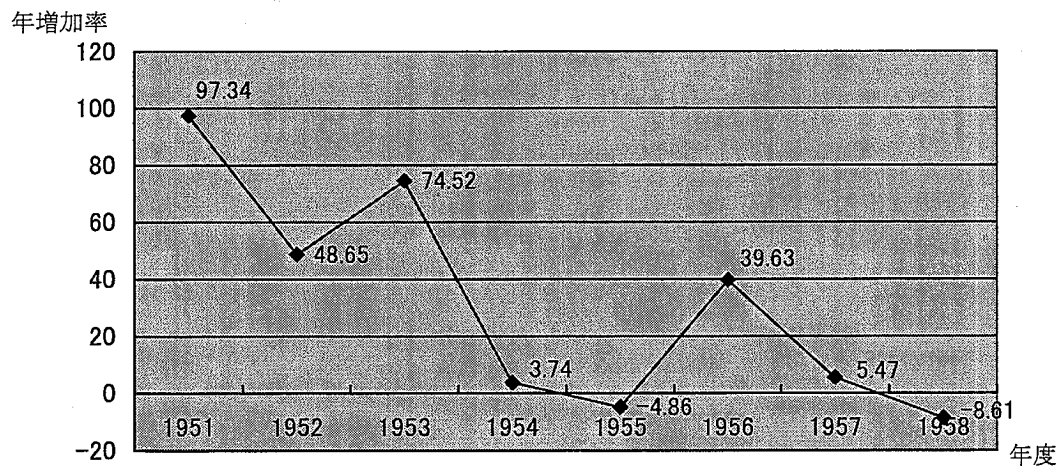


図 2-1-1 1951～1958 年公的財政教育経費支出年増加率

出典) 表 1 のデータに基づき筆者が作成。

続いて、教育費支出が GDP に占める割合と公財政支出に占める割合を見てみると、表 2-1-2 の示す通り、教育費支出の比率は GDP の割合が 1.62%から 2.62%まで上昇しており、1958 年は前年度より 1.66%減少した。公財政支出に占める割合が 6.39%から 9.45%まで変動しており、同じ 1958 年は 3.06%減少した。

表 2-1-2 1952—1958 年公財政支出教育費比率

年 度	教育費支出 (億元)	教育費支出の比率%	
		GDP 中の 比率	公財政支出中 の比率
1952	11.03	1.62	6.41
1953	19.25	2.34	8.87
1954	19.97	2.32	8.81
1955	19.00	2.09	7.23
1956	26.53	2.58	8.89
1957	27.98	2.62	9.45
1958	25.57	1.96	6.39

出典) 中国財政年鑑編集委員会編『中国財政年鑑 2000』中国財政雑誌社 2000 年、414—415 頁。

さらに、公財政支出中の教育費の割合を見てみることにする。表 2-1-3 の示す通り、1950 年と 1951 年では国防に重点的な投資が行われていたが、1952 年から徐々に経済建設へ重心を移している。これは建国初期には、中国全土の解放および新政権の強化、また 1950 年に勃発した朝鮮戦争のため、軍備拡大をしなければならなかったためと考えられる。1953 年以降経済建設費の比重がいずれも全体の半分以上になっており、戦争で破壊された経済をいち早く回復しようとしていることが見てとれる。また、行政管理費の割合が建国初期に高く見えるが、それは新政権が設立してから、政府機構や役員の増加、特に国民党が残した軍人・政治家・公務員・教員などを適切に再配置するに当たり行政管理費が増加したと指摘されている²⁶。

表 2-1-3 1950～1958 年公財政支出

年度	総計	経済建設費	社会文教費	国防費	行政管理費	その他
1950	68.1	17.4	7.5	28.3	13.1	1.8
1951	119.0	35.1	13.4	50.6	17.5	2.4
1952	167.9	76.3	22.8	43.7	17.3	7.8
1953	214.9	86.5	33.6	56.8	21.2	16.8
1954	246.3	123.6	34.6	58.1	21.6	8.4
1955	269.2	137.6	31.9	65.0	21.5	13.2
1956	305.8	159.1	46.0	61.2	26.6	12.9
1957	290.2	149.1	46.4	55.1	22.7	16.9
1958	409.6	262.7	43.5	50.0	22.7	30.7
年度	比重 (%)					
1950		25.5	11.1	41.5	19.3	2.6
1951		29.5	11.3	42.5	14.7	2.0
1952		45.5	13.6	26.0	10.3	4.7
1953		40.2	15.7	26.4	9.9	7.8
1954		50.2	14.1	23.6	8.7	3.4
1955		51.1	11.9	24.1	8.0	4.9
1956		52.1	15.0	20.0	8.7	4.2
1957		51.4	16.0	19.0	7.8	5.8
1958		64.1	10.6	12.2	5.6	7.5

注：1950年—1957年の数字中には銀行融資金増額分を含まない。

出典) 中国国家統計局編、日本国際貿易促進協会訳刊『偉大な十年』1960年、11頁。

一方、社会文教費については少しずつ増加したものの、比率は余り変わっておらず、逆に1958年になると社会文教費の比率は建国直後の1950年より低くなっている。このような教育費不足の問題を解決するため、1958年から中国全土の工場や人民公社に自ら学校を作らせ、各学校に工場や農場を附設させ、生徒や教員たちの労働収益で学校経費を自給させることを図るようになっていた。例えば、本章の第四節にも取りあげる「江西共産主義労働大学」の事例を見てみると、1960年に同校では、各種類の小型工場208カ所が設立されている。そして、これらの収入と農場や牧場などの収入を合わせると、一年間の収入総額は1500万元に達しており、ほぼ自給自足を達成し、あるいは剰余も出るようになっていたのである²⁷。

第二節 校営工場の生成・拡大の要因 2—経済的側面

中国では、1950年6月に「中華人民共和国土地改革法」が頒布され、封建的土地所有制を廃止し、農民による土地の個人所有制を確立する目的で土地改革が推進された。「土地改革法」に依って、国に指定されて国有化された土地を除き、農村部の土地が無償で農民に分配され、農民による土地の私的所有も認められた。その後1953年末から、農村部において、農業の「協同化」運動が行われ、共産党の指導に基づき、農民は初級農業合作社と呼ばれる協同生産組織を形成した。初級農業合作社の構成員である農民は、自己所有の土地で入会し、集団的に作業を行い、収益が土地の所持比率に従って配分される。ただし、土地の所有権はまだ元の所有者にあるとする²⁸。しかし1954年に、中国の最初の憲法—通称「五四年憲法」が制定された。この憲法は、社会主義的改造を国家の基本任務とし、土地を含む生産資材の所有制に対する社会主義的改造が進められた。その2年後の1956年から初級農業合作社は高級農業合作社に発展した際、高級農業合作社において、構成員である農民の土地が集団所有になり、収益は土地の所持比率に従って配分されずに、労働に応じて配分されることになった。すなわち「工分」²⁹という労働点数に依って報酬を計算するようになった。さらに、1958年高級農業合作社を人民公社とする組織改造が全国範囲で展開され、数ヶ月のうちに、74万の農業合作社は2万6000の人民公社に編成され³⁰、1958年12月10日の「中共中央人民公社の若干問題に関する決議」（原語は「中共中央關於人民公社若干問題的決議」）において人民公社は全国に普及したと宣言している³¹。もちろん、土地の所有権は人民公社に属すとされたのである。

一方、「第一次五ヵ年計画」³²（1953～1957年）の報告では、農業の社会主義的改造について、「数年来の互助合作運動の経験と各地方で既に達成された成果に基づいて、第一次五年計画において、現在の初級形式の農業生産合作社に参加する農家が、全国農家総数の三分の一前後になるようにする。……この種の初級形式の合作化を経て、初歩的な技術改良と結合しながら、徐々に高級合作化まで移行して、次第に農業機械化、その他の技術改革の事業を広く実現する。これらの問題を解決には、我々は第二次および第三次五ヵ年計画において引き続き努力する必要がある。」³³と構想された。しかし現実には、農業生産互助組から初級農業生産合作社へ、さらに高級農業生産合作社へという農業協同化は、政府の構想に反して、非常に速い速度で進展し、15年前後の予定がわずか5年足らずに短縮されたのである。

このような、農村生産組織の規模の急速な拡大に従って、農業合作社や人民公社の会計やその他の技術的な仕事を担当する人材に対する需要も急激に膨張してきた。しかし、建国初期の中国では非識字者³⁴が約4億人、総人口の8割を占めており、学齡児童の入学率も20%にしか達していなかった³⁵。当然、このよう事態に対して、中国政府も建国直後からすでに急務として、一連の教育政策を打ち出して改善することを図っていた。1950年9月20に開かれた「第一次全国工農教育會議」で「識字教育を普及させ、次第に非識字者を

減らす」という方針が明確化された³⁶。その後1952年5月15日に教育部が出した「各地で速成識字法の授業実験工作の展開に関する通知」（原語は「關於各地開展速成識字法的教學實驗工作的通知」）の中で、「全国的な範囲で、多くの工場労働者と農民の中に速成識字法を普及させ、計画的に順次的に非識字者をなくすことは、現在の一刻も猶予できない重大任務である」という指示が出された。だが、1953年にまでに全国で減少した非識字者はわずか300万人すぎず³⁷、4億人を超えていた非識字者のほんの一握りにすぎなかったのである。

当然ながら、当初の中国ではこうした識字教育と同時に、学校教育改革も行われていた。すなわち、「労農速成中学校」（原語は「工農速成中学校」）制度である。1950年から教育部の指導の下、労農速成中学校の設立が促進され、1950年4月3日に第一号の実験的労農速成中学校、すなわち北京労農速成実験中学校が誕生した。こうした経験をまとめた上、同年の12月14日に政務院（現國務院）は「労農速成中学校と労農幹部学力補習学校の設立に関する指示」（原語は「關於舉辦工農速成中学和工農幹部文化補習学校的指示」）を公布した。この指示は全国の解放軍、各機関、工場、学校などができるだけ労農速成中学校を興すことを提案し、労農幹部および労農青年を入学させ、3～4年間で彼らに中等教育レベルの科学知識を習得させ、大学へ進学できるようにし、新中国の建設の中堅になれる人材を育成することを狙ったものであった³⁸。そして、翌年の2月10日には各地で盛んに設立されている労農速成中学校を標準化するため、教育部が「労農速成中学校暫定実施方法」（原語は「工農速成中学校暫行實施辦法」）を公布した。さらに同じ年の10月10日に政務院は「学制の改革に関する決定」（原語は「關於学制改革的決定」）を公布し、労農速成中学校を学校制度の中に入れ、正式の学校として扱ったのである。一ヶ月後の11月20日に教育部は北京で「第一次全国労農速成中学校労作會議」を開き、「労農速成中学校を高等教育機関に附設することに関する決定」（原語は「關於工農速成中学校附設於高等学校的決定」）が審議承認され、1953年から労農速成中学校を計画的、段階的に各種の高等教育機関に附設することを求めた³⁹。

これらの政策に従って労農速成中学校は、1950年に24校4400名の生徒を募集し、1951年には41校7100名、1952年には51校1万1600名、1953年には58校1万2200名、1954年には87校（その中57校が大学附設）2万9200名余りを数えた⁴⁰。しかし、1955年になると事態が一変し、同年の7月に教育部と高等教育部が共同で「労農速成中学校の学生募集の停止に関する通知」（原語は「關於工農速成中学停止招生的通知」）を出した。「通知」には、「この数年間、全国の労農速成中学校は一定の成績を上げた。しかし実践が、工場労働者幹部と農民幹部の育成は順を追って一步一步進めて大学へ進学させなければ、予定の目標に達成できないことを証明した。同時に現段階では、大勢の優秀な中堅労働者や幹部たちを長期的に生産現場から離させて学習することができない。多くの労農幹部と民衆の学習に対しては、仕事の余暇を利用して行う教育方針を実行すべきであり、労農速成中学校の設立という方法は採用しない。従って、1955年秋から学生募集を停止することを決定

する。」⁴¹と述べ、この種の教育改革の失敗を認めたのである。

そこで、各地の農村では上述した農業共同化生産の達成に当たり、人材不足に対処するため、まだ在校の中学生が農業合作化運動に動員されるケースが次々と現れ、全国の教育計画実施を阻害するまで悪化したのである。この事情を受け1956年1月10日に教育部が「小中学校卒業生を動員して農業合作化運動へ投入するとともに中学在校生の流出問題を防止することに関する教育部の通知」⁴²（原語は「教育部關於動員中小學畢業生投入農業合作化運動并防止中學在校學生流動問題的通知」）を出し、「最近の各地の報告によれば、中学校在校生の異動人数が増加している。例えば、安徽省の20校の不完全統計によれば、本学期はじめから、休学、退学した学生は平均で在校生の1.82%を占めており、ある学校は6%以上にも達している。江蘇省の18校の統計によれば、9月だけで428名の学生が異動し、個別の学校では学生総数の12.23%も占めており、このまま続けば国全体の教育事業計画の完成に重大な結果を引き起こしかねない。」と警告している。その原因としては「主に現在の農業合作化運動のピークの到来で、各地区の農業合作社が大規模に発展したため、多くの会計やその他の技術仕事を任せられる青年知識人が必要になった。そこで多くの郷幹部や保護者たちが、次から次へと在校中の学生を動員して、農業合作社の仕事に参加させようとしている。」と指摘している。また、ほかの原因として「一つには、学生の家庭が入社してから、確かに労働力が不足し家に戻って働かなければならなくなった。これはごく少数である。二つには、家の労働力が不足しているからではなくて、多くの「工分」を獲得するためである。これはほとんどである。三つには、家が貧しいからである。」と指摘している。つまり、家庭の収入を増やすため、やむを得ず子供の教育を犠牲にしても、労働力を投入しなければならなくなったのである。マルクスの「生産関係は必ず生産力の発展に適合しなければならぬ」という観点から見れば、人民公社が当時の生産力の発展に適合していないばかりか、逆に生産力の発展を阻害していたのである。そしてそれは大勢の中学生の退学という形をとって明確に現れてきたのである。一方、都市部では「学校教育が生活や実際の仕事から離脱している状態が普遍に存在し嚴重な問題になっている。」と「団中央」が指摘しており⁴³、つまり学校教育を経て育成された人材は、経済発展が需要としている生産力の要求に達していないことである。

このような、社会制度改革の過程において、生産関係の変化で生じた生産力と生産関係の矛盾について、1956年9月に開かれた「中国共産党第8回全国代表大会」では「今後の国内の主要矛盾は、先進的社会主义制度と立ち遅れた生産力との間の矛盾である」と指摘された⁴⁴。また、この大会では、今後全国人民の主要な任務として、力を集中して社会生産力を発展し、工業化国家を実現することと、同時に都市部の工業・商業改造と農業合作化を認め、なるべく早く大勢の建設人材を育成することが提出された。

その結果、1958年5月30日に当時国家副主席であった劉少奇は中共中央政治局拡大会議において、上述した「識字教育」や「勞農速成中學校」制度に続いて、「2種類の教育制度と2種類の労働制度」の構想を紹介した。その要旨は「我が国は主に2種類の学校教育

制度と工場農村の労働制度を有すべきである。1種は現在の全日制の学校教育制度と現在の工場や各種機関の八時間労働制度である。これ以外に、この種の制度と並行して採用できる制度もあるべきであり、すなわち半労半学⁴⁵の学校教育制度と労働制度である。学校、工場、機関、農村に関わらず、広範に半労半学の方法を採用できる。」⁴⁶と述べている。この提案を受け、同年の6月10日に中共中央は「文教小組」を結成し、当時の中共中央宣伝部部長陸定一が組長になり文教改革に取り組んだ⁴⁷。都市部でこの種の教育制度にいち早く取り組んだのは天津市であり、最初の学校は、1958年5月27日に国営天津第一綿紡織工場で開校した。当初入学者は50人で、同工場の五年以上の労働経験を持つ熟練労働者であった⁴⁸。

このように、教育の経済発展を促進する機能的失効を解決するため、中国政府は生産力を変えることにした。その手段としては、主に「2種類の教育制度と2種類の労働制度」という政策を用いた教育の改革を通じて、生産力の改善と解放によって生産関係に適合させようとしたのである。つまり、各種の工場が学校を設立し労働力の生産効率の向上を図り、各種の学校が自ら工場を設立経営し、生産力の構成要素の一つである在校学生（労働力）を有効に利用することを目指し、生産力の改善および解放によって生産関係に適合させることを可能にした。これにより、全国各地で小学校から大学まで校営工場になるものが続々と出現し、生産力の最大限の活用を実現しながら、教育の経済発展を促進する機能を有効にすることを図ったのである。

第三節 校営工場の生成・拡大の要因 3—政治的側面

本節では、政治的側面から見た校営工場の形成・拡大要因を明らかにする。すなわち国際政治環境と国内政治環境が国家指導者にどのような影響を与えていたか、こうした影響は校営工場とどういう関係があるのかという点である。また社会主義建設総路線が制定されるまでの経緯を明らかにした上で、この総路線が校営工場を一気に普及させた重要要因であることを明瞭にする。

1. 国家指導者の唱導

校営工場創設の政治的契機の一つは、国家指導者が唱導する社会主義思想教育である。1956年2月に「ソ連共産党第20回大会」が開かれ、フルシチョフによるスターリン批判秘密報告を肯定し、これまでスターリンを無謬の指導者としていた各国共産党に、多大な衝撃を与えた。当時まだソ連共産党と親密な関係を維持していた中国共産党は4月5日中共中央政治局拡大会議によってまとめられた「プロレタリア独裁の歴史的経験について」⁴⁹（原語は「關於無産階級專政的歴史經驗」）では、どのようにプロレタリア独裁が犯した問題を取り扱うべきかことを歴史的、分析的に論述し、またスターリン個人崇拜現象を

引き起こした原因とそこからいかなる教訓を汲みとるのかについて論述し、帝国主義および各国の反対派がプロレタリア独裁と社会主義制度に対する攻撃を反駁した。そして国内の民衆および共産党内の「ソ連共産党第20回大会」でスターリンの全面否定に関するさまざまな疑問について回答し、スターリン批判を正面から受けとめたのである。同じ月の25日に毛沢東は「十大関係論」⁵⁰を発表して「我らの方針はすべての民族、すべての国家の長所を全部学ぶべきである、しかし必ず批判的に学び、盲目的丸写しはいけない。ソ連およびその他の社会主義国家の経験も、同じ態度を取るべきである。」と論じ、ソ連の社会主義と異なる政治・経済建設構想を示し、「ソ連一辺倒」からの離脱を開始しようと考えたのである。続いて、5月26日に宣伝部陸定一部長が中共中央宣伝部会議で「百花齊放、百家争鳴」の方針を明示し「芸術分野ではたくさんのお花を一斉に咲かせ、学術分野では多くの学説と自由な論争があるべきである。」⁵¹と論じ、党に対する党外からの積極的な批判を歓迎すると表明した。しかし、その後共産党に対する批判が噴出し、また10月23日ハンガリー民主化要求暴動⁵²の際に、中国でも教員や学生らは街頭演説し、請願デモを行った。その結果、毛沢東は、教育から着手して真の「革命事業の後継者」を育成しなければならぬということ意識したと考えられる。この意識は翌年の1957年2月27日毛沢東の「人民内部の矛盾を正しく処理する問題について」⁵³と題する講話からも窺える。同講話において「知識人と青年学生の中、最近思想政治教育が弱まっており、少し偏っている。これらの人の眼中には、政治や国家の将来、人類の理想などに対する関心が必要ではないと思っている。マルクス主義が暫くはやって、もうピークを終えたと思っている。そして、ブルジョアジー右派が知識人を前衛部隊でわが党と在校の知識青年を奪おうとしている。このような状況に対して、今からの思想政治教育が必要である。……我らの教育方針は、教育を受けるものを、徳・知・体のそれぞれの面で十分に発達し、社会主義の覚悟を持ち、教養を備えた労働者に養成することである。また青年たちに現在我が国はまだ非常に貧弱で、このような状態を短時間で変えられないことを教え、青年たちが全人民と一緒に団結して、勤工儉学しながら自分の手で富強な国家を作るべきだ。」という教育方針を提出し、学生を労働させることを通じて鍛え直し、思想教育を凶ろうとしている。

そして、3月12日に開かれた「全国宣伝工作会議」⁵⁴で毛沢東は「①我々は現在社会主義大変動期である。性質から言えば現在の変動は過去より一層深刻であり、当然人々の思想にも影響を与え反映している。②我が国の知識人の状況。現在我が国で約500万人余りの知識人がいる。このうち大部分は国を愛し、人民へ奉仕している。ただ少数の知識人が中立した態度を持ち、社会主義体制をあまり歓迎していない。また極少数の反対派も存在しており、共産党を滅ぼし古い中国に戻りたい。③知識人の改造問題。社会主義化改造は、単に資本家、地主、個人経営者を改造し、知識人を改造する必要がないという考えは間違っている。④知識人が工農群衆との結合問題。知識人は工農群衆に奉仕するなら、当然まずは工農群衆を理解し、彼らの生活、仕事および思想を熟知すべきである。だから、知識人は群衆の中へ行き、工場へ行き、農村へ行くべきである。」など指示を出し、思想

問題、特に知識人に対して思想改造を強く求めている。

これに従って、1957年4月27日に中共中央は「整風運動に関する指示」⁵⁵を公布し、「①団結の願望から出発し、批判および自己批判を経て、新たな基点の上で新たな団結を達成するという方針を打ち出している。②毛沢東の3月に開かれた「全国宣伝工作会議」での報告を指導思想とし、人民内部の矛盾を解決することを主題とする。③今回の運動は、厳粛で真面目かつ穏やかな教育運動であり、適切な批判と自己批判運動である。④労働者および農民と一緒に肉体労働に参加するという方法で運動を推進し、またこのような方法を一種の制度として定着させる。⑤まずは県以上の行政機関、軍隊は団以上の党の組織と大規模な工場および専科大学以上の学校の党組織の指導者から始める。」という指示を出した。これらの指示を受け、全国的な範囲で思想改造運動いわゆる「反右派闘争」⁵⁶が始まり、共産党に対して対等な批判を行った者（その多くは知識人）に、党の公式見解に沿った自己批判をさせ、国民個々の思想まで国が監督しはじめた。

さらに、1958年1月31日に毛沢東は「工作方法六十条（草案）」⁵⁷の中に、「①すべての中等技術学校と技術学校は可能の限り、全部工場や農場を作り、生産を行って自給あるいは半自給をできるようにする。学生は「半労半学」を実行する。条件の許す限り、これらの学校は国家教育費を増加させなければ、学生を多く募集できること。②農村では、小中学校が全部当該地区の農業生産合作社と協定を結んで、農業・副業の生産労働に参加する。まだ農村の学生は休暇期間・休日に、本村へ戻って生産に参加すべきである。③大学と都市の中等学校は、条件の可能な限り、幾つか学校が連携して附設の工場や手作業の仕事場を設立すべき、また工場あるいはサービス業界と生産労働に参加する協定を結んでもよい。④土地を持っているすべての大・中・小学校は、附設の農場を設立すべきである。土地を所有していないが、近郊地区にある学校は、農業生産合作社へ行って労働に参加してもよい。」という指示を提出した。また、半年後の8月19日に毛沢東が天津へ行き、天津大学を視察するとき「高等教育機関は、すべからず以下の三つのことを、しっかり掌握せねばならない。一つは党の指導に従うこと、二つは群衆路線に従うこと、三つは教育と生産労働を結合せしめること。また、今後教育機関が工場を運営し、工場が教育機関を運営しなければならない。教師も労働に参加しなければならない」⁵⁸と語った。

これらの指示に従って、校営工場は教職員や学生たちを含む知識人たちの労働の場でありながら思想を鍛える役割をも担うようになり、全国各地で小学校から大学まで続々設立されたのである。

2. 社会主義建設総路線の制定

1958年5月5～23日に「中国共産党第8回全国大会第2回会議」でその後の社会の進展を方向づけた「社会主義建設の総路線」が正式に採択された。その基本点は次の通りである。「すべての積極的な要素を動員し、人民内部の矛盾を正しく処理すること、社会主義の全人民所有制と集団所有制を固め発展させ、プロレタリア独裁とプロレタリアの国際的団

結を固めること、経済戦線・政治戦線・思想戦線の上で社会主義を引き続き完成するとともに、技術革命を一步一步実現すること、重工業を優先的に発展させることを前提とし、工業と農業を同時に発展させること、集中指導、全面計画、分業協力を前提として、中央の工業と地方の工業を同時に発展させ、大型企業と中小企業を同時に発展させること、これらを通じてできるだけ速く我が国を現代的な工業、現代的な農業と現代的な科学・文化をもつ偉大な社会主義国家に築き上げることである。」⁵⁹この総路線の基本点においてまとめられる特徴として以下の3点がある。①あらゆる面での継続的な革命が必要であることを強調している。②一面性を是正し、全面・同時かつ速い発展を強調している。すなわち「二本足で歩く方針」（原語は「両条腿走路」）と呼ばれているものである。③これらの問題を大衆の自覚・積極性および創造性で、解決しようとしている。つまり客観的状況が許す条件を飛び越えて、人的要素を極端に強調しているとも考えられる。

そして総路線の要求をスローガン化したものとして「全国人民が一九にして、共産党の指導下で、自覚的に積極性と創造性を発揮し、社会主義の経済発展の客観法則に基づき、大いに意気ごみ、常に高い目標を目指し、多く・速く・りっぱに・無駄なく社会主義を建設し、我が国を経済・文化の発展が遅れている国から先進発達した国家へ変える。（原語は「鼓足干劲、力争上游、多快好省地建設社会主義」）これこそ全国人民の意志と願望である。」⁶⁰が発表されている。発展が遅れている経済文化つまり生産力を発展させるという視点から見れば、この要求は基本的に正確であるが、発展手段として主観意志と主観努力を誇張しすぎた面では間違っていると考えられる。ではなぜこのような総路線が制定され、またその中で人的要素が特に強調されたかについて、ここで詳細に考察することが必要であると思われる。

まず、「大いに意気ごみ、常に高い目標を目指し、多く・速く・りっぱに・無駄なく」について、1955年10月11日に「中国共産党第7期中央委員会第6回総会」で「農業生産協同化問題の決議」において、毛沢東は初めて「どうやって多く・速く・りっぱに農業協同化を実現できるか」という問題を提出した⁶¹。まもなくの共産党中央委員会議で「社会主義経済においても、多く・速く・りっぱな建設が必要である」と提言した。その後、李富春副主席の意見を受け「無駄なく」という言葉を加えたのである⁶²。そして、1957年1月1日の『人民日報』の「全面的五年計画の任務を繰りあげて達成するために奮闘する」（原語は「為全面地提早完成和超额完成五年计划而奮闘」）という社説では「多く・速く・りっぱに・無駄なく自分の事業を発展させる」と述べられ、「多く・速く・りっぱに・無駄なく」というスローガンを全国に発信したのである。また、同じ月に毛沢東の提案によって提出された党の「1956年から1957年までの全国農業発展綱要草案」は、多く・速く・りっぱに・無駄なく社会主義農業を発展させなければならないことを明らかにした。続いて、二年後の1958年1月1日の『人民日報』の「乘风破浪」という社説に「多く・速く・りっぱに・無駄なく各建設工作を行うだけでなく、さらに必ず大いに意気ごみ、常に高い目標を目指し、革命の積極性と創造性を十分に発揮すべき」と宣伝していた。これは初め

て「大いに意気ごみ、常に高い目標を目指し」というスローガンを提出したのである。毛沢東はこれを認め、同じ月の1月11～22日の「南寧会議」と3月の「成都会議」でたびたび「大いに意気ごみ、常に高い目標を目指し」というスローガンを肯定した。この時期つまり1956年から1958年に至る期間に「反冒進」⁶³（冒進とは、猪突猛進というほどの意味である。反冒進、すなわち猪突猛進に反対すること）の議論が広がっていた。しかし毛沢東は「冒進」であることを認めず「現在の問題は、右翼保守思想が多く、面で災いをしており、多くの面の仕事を客観状況に適応しえないものになっている。現在の問題は本来努力すればなしうる事でありながら、やれないと思う人が多くいることである。だから、確かに存在する右翼保守思想を絶えず批判することは、完全に必要である」⁶⁴と批判していた。さらに「南寧会議」で毛沢東は「反冒進と右派は五十歩、百歩だ。今後は反冒進という言葉は使わないようにしましょう。これは6億人民の士気をくじく」⁶⁵と反冒進を厳しく批判した。そして二ヵ月後の「成都会議」で毛沢東は引き続き反冒進を批判したのである。その結果、反冒進という言葉はタブーとなって、毛沢東は主張していた「大いに意気ごみ、常に高い目標を目指し、多く・速く・りっぱに・無駄なく」という方針の歯止めが失われ、結局「総路線」にも書き込まれたのである。

かくして、主観意志や努力の役割を強調して、15年あるいはそれより短い期間の間に、主要な工業製品の生産量の面でイギリスに追いつき、追い越すことが全党と全国人民に呼びかけられた。次第に中国全土で実際にそぐわない生産計画や指標などを提出し、工業・農業生産運動を行い、速やかに所謂「大躍進」⁶⁶のブームが盛り上がった。教育も例外なく、この「社会主義建設の総路線」の確定と時を同じくして、半労半学学校は総路線の方針に符合するいくつかの特徴を持って生まれたのである。まずは、学校で工場や農場を作り、働きながら勉強するというやり方を導入したことは、学校でもっぱら勉強することに対して、明らかに「二本足で歩く」方法である。また、工場や人民公社などに作られた学校は人民大衆の自覚や積極性および創造性によって作られており、「総路線」に見られる大衆に依拠し、大衆の積極性を重視する方針の具体的な表現である。従ってこのような背景で、中国各地で大学から小学校まで学校が自ら経営する工場・農場、すなわち「校営工場・農場」が大躍進の波に乗って一世を風靡し始めた。中国教育年鑑によれば、1958年8月まで20省の397校の大学ですでに7240個の校営工場が設立され、1万3000校余の中等教育機関で14万4000の校営工場が設立されるに至ったのである⁶⁷。

第四節 江西共産主義労働大学における校営工場の事例

上述したように、校営工場は教育的・経済的・政治的など方面の影響を受けて、1950年代末ごろから生成・拡大してきたのである。以下では、「教育と労働の結合」「自力更生」「指導者の唱導」など教育・経済・政治的な影響を受けた、典型的な事例として江西共産

主義労働大学およびその付属している校営工場について考察を行い、校営工場が1950年代末の生成・拡大から、「文化大革命」終結前後までどういう道のりを辿ったのかを明らかにする。

1. 文化大革命爆発前の江西共産主義労働大学と校営工場

1957年12月3日、江西省委員会および省人民代表大会委員会が「社会主義の林業基地—国営林、牧、農総合墾植場の建設に関する指示」（原語は「關於建設社会主義林業基地—国営林、牧、農総合墾植場的指示」）を公布し、各機関、企業、事業単位に所属する幹部の生産労働へ参加を呼びかけた。同月の25日に、南昌市で10万人余の群衆が各機関、企業、事業単位に所属していた5万人余の幹部が「上山下郷運動」⁶⁸に出かけるのを見送った。その後、さらに4000名余の退役してきた軍人と知識青年たちも、その仲間に入り、井冈山、大茅山、武功山など地域で百余の総合墾植場を建設した⁶⁹。翌年の1958年5月29日に江西省政府は「各総合墾植場に労働技術学校を創設することに関する決定」（原語は「關於在各総合墾植場創辦労働技術学校的決定」）を公布し、これに基づいて1957年から各地で建設されてきた総合墾植場で労働技術学校の設立が始まり、江西共産主義労働大学の原型が形成されたのである。1958年6月9日に江西省政府は「江西省労働大学の創設に関する決定」（原語は「關於創辦江西省労働大学的決定」）を公布した。一週間後の15日に、江西省委員会は関連人員を招集し、座談会を行い、全会一致で労働大学の政治性を強調するため「江西労働大学」を「江西共産主義労働大学」と改名することを決定した⁷⁰。そして、1958年8月1日に旧「江西南昌林校」を本校として開校したのである。開校した時点ですでに1万1000人余の学生が入学したのである⁷¹。

1960年になると、「江西共産主義労働大学」は本校のほか、分校88校、付属技術労働場所14箇所を持ち、学生人数は本校で1869人、分校および労働技術学校で合わせて5万131人、両者を合計すれば5万2000人に達しており、教職員は本校で564人、分校および労働技術学校で3900人、合計4464人に達している⁷²。また上述した「全国国営総合墾植場、農場と共産主義労働大学先進単位、先進生産者代表会議」の報告によれば、1960年まで江西共産主義労働大学は建設した林場が35箇所、林地面積41万畝。農場が84箇所、耕地面積3万畝。牧畜場が93箇所、その中に飼育している豚1万3000頭、牛1460頭、羊1027匹、兎5353匹、蜂450箱、鶏と家鴨4万5000匹余、魚は190万匹余。また各種類の小型工場208ヵ所を設立していたのである⁷³。

ところで、これも「大躍進」時期の産物なので、結局前述した多くの半労半学学校と同様に、学校の教職員や生徒たちに授業を停止させるまで生産労働に参加させ、教職員や生徒たちの健康さえ保証できなくなったこともよく現れるようになった。その結果、江西共産主義労働大学は1960年から設置した専攻が激減し、教員や学生も大量に流出し、正常の運営を維持することができなくなる状況に陥ったのである⁷⁴。

こうした事情を受け、1960年5月15日に中共中央は「国務院の学生、教師身体健康お

よび労働と休息をうまく結びつける問題に関する指示」⁷⁵（原語は「国務院關於学生、教師身体健康和劳逸結合問題的指示」）を公布し、各級党委員会と教育行政部門、必ず党中央と毛沢東同志が提出した青年たちに対する「体がいい、学習がいい、仕事がいい」という指示を徹底的に実行する。「学生たちの情熱とやる気を励み保護し、彼たちに骨身を惜しまずに勉強させかつ熱心に働かせると同時に、学習労働後に必要な休息時間を確保し、彼たちの身体健康を保証するのである。また、確実に教師と生徒の自由支配時間を保証しなければならない。」と述べ、行き過ぎた生産労働活動を規制しようとしている。しかし歯止めをかけるのも容易ではなく、そこで半年後の12月21日に中共中央は再び「国務院の学生、教師の身体健康の保証に関する緊急通知」⁷⁶（原語は「国務院關於保証学生、教師身体健康的緊急通知」）を出した、「生徒、教師の健康および労働と休息をうまく結びつける問題について、中共中央と国務院は今年の5月15日すでに指示を出したが、まだ多くの地域で相変わらず生徒や教師の労働と学習負担を増やし、各学校に多大任務を配置していることで、生徒と教師の身体健康に嚴重な悪影響を与えているのである。今から必ず積極的な措置に取り組み、迅速にこの問題を解決しなければならない。」と述べ、行き過ぎた労働生産活動を顕著に表している。

その後、「大躍進」時期の過ちが、1961年に開かれた「中国共産党第8期中央委員会第9回総会」において徹底的に見直され、そして同大会で国民経済発展に対する「調整、強固、充実、向上」⁷⁷という方針が採択された。これに従って、1961年2月7日に「中共中央文教小組」は「1961年と今後一時期文化教育工作の配置に関する報告」⁷⁸（原語は「關於1961年和今後一個時期文化教育工作安排的報告」）を公布し、今後の教育工作は「調整、強固、充実、向上」という方針に従い、「特に高等教育は教育の質を一番重視すべきである」と示した。

一方、江西共産主義労働大学の場合は、当時江西省副省長であった汪東興氏が1961年7月29日に毛沢東を訪ねて、江西共産主義労働大学の状況を報告し、翌日に毛沢東から具体的な指示を得たのである。これが所謂「七・三〇指示」である⁷⁹。この指示において、毛沢東は「あなたたちの事業を私は完全に賛成する。このような大学が江西だけではなく他の各省でもあるべき……」という明確な指示を示したのである。こうした支持を受けたことで、江西共産主義労働大学は難局を乗り越え、1963年には、分校が46校、在籍学生数は1万2126人までに上り、1965年末になると、分校は112校、在籍学生数は3万1192人まで上ったのである⁸⁰。この時期、教育学習、生産、科学研究の三結合という方式で学校運営を行っていた。そして生産方面では、農場、林場、牧畜場以外に、ゴム生産工場、製紙工場、醸造工場、木材加工工場など校営工場を設立し、1965年末に食料生産800万キログラムに達し、生産高は1430万元にも達し、完全な自給自足を達成したのである。同時に、全国の26省あるいは自治区の36大学の89名の教員の見学を受け入れ、また50名の各農林大学の若手教員を「教育研究クラス」と「農林総合技術研究クラス」で研修させたのである⁸¹。

2. 文化大革命終結前後の江西共産主義労働大学と校営工場

1966年6月の文化大革命の勃発に従って、江西共産主義労働大学も他大学と同じく「紅衛兵」⁸²の占領により混乱に陥った。毛沢東は最初こうした運動を支持していたが、紅衛兵運動の派閥分裂に従って、大規模な武闘を繰り返すようになり、毛沢東にも統制できなくなった。そこで人民解放軍を投入して各地に革命委員会を樹立し、秩序再建を図ったのである。1968年6月30日に江西省革命委員会が「共産主義労働大学管理体制の変更に関する決定」（原語は「關於改變共産主義労働大学管理体制的決定」）を告示し、江西共産主義労働大学の秩序を再建しようとした。しかし、結局は同校の合計3415名の教員が農村へ追放されることで終焉したのである。つまりこの頃の江西共産主義労働大学は有名無実になったと考えられる⁸³。

その後、1968年7月22日に『人民日報』が「上海工作機械工場の道を歩め」という毛沢東の指示を報じ、その内容は「大学はやはり必要である。ここで私が言っているのは、主に理工科系の大学である。しかし、修業年限を短縮しなければならず、教育については革命を行わなければならず、プロレタリア階級の政治で統率し、労働者の中から技術者を養成した上海工作機械工場の道を歩まなければならない。学生は実践の経験のある労働者、農民の中から選抜しなければならず、学校で何年か学んだあと再び実践の中へもどるようになくなくてはならない。」と記述している。その後の経過を見ると、毛沢東は主として理工科系の学校について言及したのだが、この方針はすべての大学の根本方針の一つとして採用されることになった。江西共産主義労働大学もこの指示に従って、再建を始めたのである。

1970年3月に毛沢東の指示に従って、江西省革命委員会は「大学および専門学校の今春の学生募集に関するいくつかの問題の通知」（原語は「關於大專学校今春招生的幾個問題的通知」）を公布し、江西共産主義労働大学の本校を回復させ、各事業単位の推薦と大学の審査を経て、500名の工農兵学生を募集し、学習期間を1年に限定し、農業、林業、牧畜業という三つの専攻を設置した。同じ年の7月21日に共産党の機関紙である『紅旗』に「社会主義理工大学を創設するため奮闘する」（原語は「為創辦社会主義理工大学而奮闘」）という文章を發表し、「大学を開放し、工場と大学が連携し、大学が工場を経営し、工場が専攻を導く。社会の中で大学を経営しよう。知識人に再教育を受けさせよう。典型的な任務（主に政治的任務を指す）と結合して教育学習を行う。授業中心、本中心、教師中心の教育学習方法を打ち破る。」というスローガンを提出した。その本意は労働を重視し、階級闘争が授業の主題となったのである。これらに従って、各地の大学で階級闘争が主要授業内容となり、労働を中心に、教員や学生たちが社会との間を行ったり来たりするなどで、大学は大混乱の状況に陥った⁸⁴。江西共産主義労働大学も例外なくこのような状況に陥った。そして「四人組」⁸⁵はこれを利用し、中国教育革命の模範として取り上げたのである。従って、多くの校営工場は「文化大革命」中に閉鎖されはしなかったが、主にこのような労働教育や思想教育を行う場となり、本来の学生の教育実習、すなわち知識教育の

役割が疎かになったのである。

「文化大革命」の終結に伴って、江西共産主義労働大学が再び活気を取り戻した。1979年の統計によれば、江西共産主義労働大学は178ヶ所の農場や牧場、林場と146ヶ所の校営工場を有し、年間607万元の売上収入を創出していたのである⁸⁶。その後、1980年11月に校名を「江西農業大学」と変更し、その歴史を現在に至るまで続けている。このような江西共産主義労働大学およびその校営工場は、まさに政治の動きに連動して、左右に揺れ動く中国教育の縮図でもあると言えよう。

おわりに

以上、校営工場の生成・拡大の経緯について考察を行ってきた。中国の大学における校営工場の原点は、20世紀はじめ頃の科学の実験および機械の操作という「労学並行」教育思想までに遡って見ることができる。つまり、最初の校営工場は、学生たちに実践させながら理論知識を勉強させるという目的で設立されたのである。

その後、「反帝国主義・反封建主義」を中心とする新文化運動の影響で、大勢の学生たちが働きつつ勉学する、すなわち勤工儉学という形で留学を遂げ、新しい文化思想を浴びた。最終的に中国共産党ヨーロッパ支部を設立させ、多くの共産党員が輩出した。そしてこのような、勤工儉学思想を身をもって体験した共産党員たちが、新中国の建国前の長年の革命や建国後の社会主義建設を指導し、新中国の教育改革に、勤工儉学思想を持ち込んだのである。特に、新中国成立の初期において国家財政や国民生活がきわめて貧しい状況の中で、生徒や教員たちを何らかの生産労働に従事させ、その収益を学校運営経費の一部に充当することが必要となった。校営工場はまさにこうした生徒たちを働かせる場の一つとして生成したのである。

また、共産主義の創始者であるマルクスの教育理念、いわゆる社会主義教育思想の基本である「教育と労働の結合」が、上述した勤工儉学および「半労半学」など教育制度を通じて新中国に定着し、かつ幅広く深く普及させたのである。「教育と労働の結合」の重心は、場合によっては経済発展重視政策の一環として、主に経済発展を支える人材育成の役割を担うことに偏り、場合によっては鉄の団結を目指す社会の一環として、主に社会主義思想統一の役割を担うことに偏っていた。これは当時の中国を取り巻く内外環境において、不思議なことではなかったである。何故ならば、言うまでもなく100年以上も続いた戦乱を終えて、成立した新中国はまさに「一窮二白」、すなわち経済的に極端に貧しく、文化的にも極端に立ち遅れていた。このような劣悪な経済的、文化的条件を克服し、経済を発展させるため、専門知識を身につけた人材の育成が急務であり、基本である。しかし、これらの知識人を一丸にして社会主義建設に奉仕させることはさらに重要課題であることを、中国共産党の首脳は誰よりも深く認識し、重要視していたことは疑う余地がない。そこで新中国建国初期の社会主義教育は知的学習と思想改造を同時に進行させるほかはなかった

のである。すなわち、「ブルジョア思想に染まらず、変色・変質しない社会主義建設の後継者」⁸⁷を育てる取り組みは余儀なく行われるようになったのである。

一方、当時の国際環境は資本主義陣営と社会主義陣営が東西冷戦構造を形成し、東側陣営に与する中国にとって、先進社会主義国のソ連こそ依存するに足る対象であるが、1958年中国共産党とソ連共産党の関係が悪化し、次第に両国は対抗する局面に陥った。そこで中国は国民生活や、社会経済を発展させるため「自力更生」の政策をとらざるを得なくなった。すなわち全国民が生産労働に参加し、自給自足をする他に選択の余地はなかったことである。当然学生も例外ではなく、学習しながら働くことになった。

しかしながら、現実には授業時間の絶対数の減少に加え、思想教育・労働の比重が極端に増やされた結果、児童・生徒・学生の基礎学力が全般的に低下するという弊害も多く生じた⁸⁸。つまり、マルクスが唱導する「人間がどうやって労働過程にコントロールされず、自覚性および自主性を持たれるか」といえば、教育と労働の結合である。⁸⁹という本来の「教育と労働の結合」の構想どおりには進まなかったのである。とは言え、この種の中国式の「教育と労働の結合」が、各級の学校に校営工場というものをもたらした事実を否定することはできないであろう。

言いかえれば、新中国の産学連携ないし校営産業はこれを契機にスタートを切ったとも言え、直ちに「大躍進」運動の波にのって、校営工場という校営産業の初期形態が、中国全土の大学を含む各種学校へ一斉に普及したのである。その後、校営工場は江西共産主義大学の校営工場のように、しばらく順調に発展していたが、1966年の「文化大革命」の勃発によって、政治闘争や労働教育の場となり、本来の知識教育の役割を果たせなくなった。しかし「文化大革命」の終結に伴い再建され、改革開放政策の下で、体制改革を行いながら現在の校営産業まで変容してきたのである。

注：

¹ 『中国知網』 <http://www.cnki.net/index.htm>、2008年1月閲覧。

² 中体西用とは、中国の清朝で19世紀後半に展開された洋務運動のスローガンである。洋務運動を推進した洋務派は太平天国期以降の清朝の行政・軍事・外交を支えた実力者の集団であったが、清朝中枢部の実権を完全に掌握していたわけではない。清朝中央に新しい事物の導入をすべて排斥する保守的な「頑固派」の勢力もなお根強く、頑固派は鉄道・電信の導入や自然科学の学習を、天変地異を招くなどの理由で妨害した。西太后は基本的には洋務運動を支持したが、洋務派を牽制するためには頑固派を利用した。このような状況下で洋務運動は全国的規模で統一的に推進されるのではなく、「洋務」に理解のある個々の大官の事業としてすすめられた。「富国強兵」を唱えた洋務派も中国の資本主義体制創出の理念や政策をもっていたわけではなく、伝統的体制＝「体」を西洋の技術＝「用」によって補完・維持すること（「中体西用」）をめざしていた。（今井駿・久保田文次・田中正俊・野沢豊著『中国現代史』山川出版社、1984年、58頁）。

³ 陳学恂編『中国近代教育史教学参考資料（上）』人民出版社、1986年、23頁。

⁴ 周学熙（1866～1947年）安徽省東至人、北洋政府財政総長。

⁵ これが、中国史上最も古い校営工場であることが、長年史実として明らかにされてこず、2003年「河北工業大学」百周年記念行事の一環として校史資料が検討される過程で初めて明らかになった。（『光明日報』2003年3月1日）。

⁶ 河北工業大学ホームページ、<http://www.hebut.edu.cn>、2008年6月閲覧。

⁷ 中国を帝国主義、封建主義より解放する。

⁸ 1919年5月4日、日本帝国主義の侵略政策に反対する北京の学生デモをきっかけとして、全国に湧き起こった反帝・反封建の民衆運動。中国の新民主主義革命の出発点と評価されている。（安藤彦太郎編『現代中国事典』講談社現代新書、1972年、124頁）。

⁹ 何長工著、河田悌一・森時彦訳、『フランス勤工儉学の回想－中国共産党の起源－』岩波書店、1976年、9頁。

¹⁰ 李石曾（1881～1973年）河北省高陽人、参贊大臣（公使館の参事官）として最も早く渡仏した者。父の李鴻藻氏が兵部尚書、吏部尚書、軍機大臣などを歴任。

¹¹ 湖南第一師範の毛沢東・蔡和森などが、1918年4月に設立した進歩的な学生団体。『新青年』を中心とする新文化運動のなかで、中国各地にその影響を受けた進歩的な団体が組織されたが、これもその一つである。発足当時は「品行を砥礪し、学術を研究する」ことを目的とし、必ずしも社会主義を志向するものではなかったが、ロシア十月革命の

影響を受けて次第に社会主義に近づいた。

- ¹² 1919年3月17日に、第一陣の89名が上海を立ち、同年中に約400名の勤工儉学生がフランスに着いた。（『時報』1920年2月28日）1920年になると、ほとんど毎月勤工儉学生が出発し、その数は1200名以上にのぼった。1921年の中仏教育会の名簿によると総数1700名余りになっていた。（同上、186頁）。
- ¹³ 聶榮臻 1919年フランス留学、1922年共産党入党、1925年黄埔軍官学校教官、1927年南昌蜂起に参加、1937年晋察冀軍区司令員兼政治委員、1949年副総参謀長・北京市市長、1955年元帥、1956年国務院副総理、1959年中央軍事委副主席。
- ¹⁴ 同上、206頁。
- ¹⁵ 徐特立の記述による。（『解放日報』1946年4月23日）。
- 徐特立は湖南省長沙の人。数学を独学するかたわら教師となる。湖南第一師範学校で毛沢東らに教えた。1919年渡仏したが、中仏研究所を占拠した学生集団に加わり、追放される。湖南にもどり、1927年に共産党入党。翌年にはソ連へ留学した。1931年中華ソビエト政府の教育部副部長をつとめた。1934年長征に参加した時は最長老で、中央工作団副主任となる。1936年陝北政府の教育部長。抗日戦時は八路軍高級参議駐湘弁事処代表。建国後は、中央人民政府委員。1954年以降、全人代の常務議員として、政治・文化の広い分野で活動した。1968年北京で病没した。毛沢東は彼を評して「最も尊敬する大切な先生」と呼んだ。（中国史人物事典、<http://ww1.enjoy.ne.jp>、2008年5月閲覧）。
- ¹⁶ 何東昌編『中華人民共和国重要教育文献（1949～1975年）』海南出版社、1998年、793頁。
- ¹⁷ 同上、799頁。
- ¹⁸ 顧明遠編『中国教育大系—馬克思主義与中国教育』湖北教育出版社、1992年、708頁。
- ¹⁹ 中共中央馬克思著作編訳局編集『馬克思・恩格斯全集』第23巻、人民出版社、1965年、534頁。
- ²⁰ 『人民網』<http://www.people.com.cn>、2001年8月1日。
- ²¹ 「从韶山冲里走出来」『紅土情』<http://www.red-soil.com>、2005年1月6日。
- ²² 「銭俊瑞副部長在第一次全国教育工作会議的総括報告要点」『中国教育年鑑（1949～1981年）』中国大百科全書出版社、1984年、684頁。
- ²³ 同上、858頁。
- ²⁴ 同上。
- ²⁵ 中国教育年鑑編輯部編『中国教育年鑑（1949～1981年）』中国大百科全書出版社、1984

年、963～1030 頁。

- ²⁶陽会良『当代中国教育財政發展史論綱』人民出版社、2006 年、29 頁。
- ²⁷中国教育年鑑編集部、前掲書、858 頁。
- ²⁸劉少奇「中国共産党中央委員会第八次全国代表大会政治報告」1956 年 9 月 15 日。
- ²⁹工分とは、労働点数。かつての人民公社・農業生産合作社で労働量とその報酬を計算する単位。労働の軽重・技術の高低・仕事の出来ばえなどによって一人が 1 日に働く労働量を規定の点数に直して計算する。
- ³⁰符衛民「中国の土地所有制度」『千葉大学大学院社会文化科学研究科紀要』第 12 号 2006 年 3 月、101 頁。
- ³¹『人民日報』1958 年 12 月 19 日。
- ³²いわゆる国民經濟發展計画である。第一次五ヵ年計画は、社会主義工業化の実現を中心に、共産党の過渡期の総路線および総任務に従って制定された。
- ³³『人民日報』1955 年 7 月 8 日。
- ³⁴国家政務院非識字者を無くす委員会（原語は「国家政務院掃除非識字者委員会」）の 1953 年の規定に「識字者の認定基準は幹部と工場労働者が 2000 個の常用漢字、都市労働者が 1500 字、農民が 1000 字を習得する」と定めている。
- ³⁵中国教育年鑑編輯委員会編『中国教育辞典・初等教育巻』河北教育出版社、1994 年、435 頁。『新華社』<http://www.china.com.cn>、2002 年 9 月 8 日。
- ³⁶何東昌編、前掲書、58 頁。
- ³⁷中国国家統計局編、日本国際貿易促進協会刊訳『偉大な十年』1960 年、95 頁。
- ³⁸中国教育年鑑編集部、前掲書、175 頁。
- ³⁹教育部事務局編輯『教育文献法令編集（1949～1952 年）』人民出版社、1958 年、253 頁。
- ⁴⁰中国教育年鑑編集部、前掲書、175 頁。
- ⁴¹同上、177 頁。
- ⁴²何東昌、前掲書、550 頁。
- ⁴³1956 年 2 月「学生を組織して工場・農村にボランティア活動を行うことに関する報告」（原語は「關於組織学生对工場、農村進行義務帮助的報告」による。（同上、584 頁）。
- ⁴⁴『人民日報』1956 年 9 月 28 日。
- ⁴⁵半労半学（原語は「半工半読・半農半読」）とは、学びながら働き、働きながら学ぶ。
- ⁴⁶中共中央文献編輯委員会編輯『劉少奇選集』人民出版社、1985 年、324 頁。
- ⁴⁷何東昌、前掲書、835 頁。

-
- 4⁸ 『人民日報』1958年5月27日。
- 4⁹ 『人民日報』1956年4月5日。
- 5⁰ 何東昌、前掲書、605頁。
- 5¹ 同上、620頁。
- 5² 1956年10月23日ハンガリー民主化要求暴動が勃発し、ソ連軍が武力介入することによって、スターリン批判は東欧諸国に大きな波紋を広げていった。
- 5³ 何東昌、前掲書、725頁。
- 5⁴ 同上、730～734頁。
- 5⁵ 『人民日報』1957年5月1日。また、整風運動とは一種の反対派肅清運動である。
- 5⁶ 1957年6月8日の『人民日報』は社説で、毛沢東の「組織的な力で右派分子の狂気じみた攻撃に反撃せよ」という指示に従って、「右派への容赦なき批判」をよびかけ、反右派闘争の発動である。
- 5⁷ 何東昌、前掲書、795頁。
- 5⁸ 何東昌、前掲書、857頁。
- 5⁹ 1962年3月27～28日「第二回全国人民代表大会第三次会議」周恩来の「政府工作報告」第2部。『人民網』<http://news.xinhuanet.com>、2008年5月閲覧。
- 6⁰ 同上。
- 6¹ 『中国経済網』<http://finance.ce.cn>、2001年6月27日。
- 6² 同上。
- 6³ 劉武生「周恩来与冒進・反冒進・反反冒進」『光明日報』2004年9月13日。
- 6⁴ 中共中央文献編集委員会編輯『毛沢東選集（第五卷）』人民出版社、1977年、218～224頁。
- 6⁵ 『中国文化管理伝播網』<http://www.yinxiangcn.com>、2006年9月27日。
- 6⁶ 大躍進政策とは、中国では1958年から第二次五ヵ年計画がはじまったが、社会主義建設の総路線という新しい方針のもとに、工業、農業生産をはじめ、国民経済全体が飛躍的に発展する「大躍進」が生みだされた。工業生産総額は、第二次五ヵ年計画の期間中に100%前後増加することになっていたが、1959年には131.5%増加し、農業生産総額も35%増加する予定が45.8%増加するにいたった。また、主要工業品、主要農産物をとって見ても、1958年、1959年の二年だけで五ヵ年計画の指標に到達あるいは超過するものが多い、という状態であった。（安藤彦太郎編、前掲書、253頁）。
- 6⁷ 中国教育年鑑編輯部、前掲書、175頁。

-
- ⁶⁸上山下郷運動とは文化大革命期の中国において、青年知識人、中・大卒業生が農村に下放し、貧・下中農に再教育を受ける運動のこと。(今井駿・久保田文次・田中正俊・野沢豊著、前掲書、342頁)。
- ⁶⁹同上 180頁。
- ⁷⁰熊明安・喻本伐『中国当代教育実験史』山東教育出版社、2005年、181頁。
- ⁷¹同上。
- ⁷²黄定元『探索中国農村教育発展之路—江西共産主義労働大学教育研究』江西高校出版社、1997年、3頁。
- ⁷³中国教育年鑑編輯部、前掲書、858頁。
- ⁷⁴熊明安・喻本伐、前掲書、182頁。
- ⁷⁵何東昌、前掲書、989頁。
- ⁷⁶同上、1025頁。
- ⁷⁷1961年1月14日—18日に開かれた「中国共産党第8期中央委員会第9回総会」で国民経済発展に対して「速度を調整し、成果を強固(原語は巩固)し、内容を充実し、効率を向上(原語は提高)させる。すなわち「調整、強固、充実、向上」という方針を審議採択したのである。
- ⁷⁸何東昌、前掲書、1027頁。
- ⁷⁹『人民日報』1977年7月30日。
- ⁸⁰黄定元、前掲書、4頁。
- ⁸¹同上 6頁。
- ⁸²文化大革命の初めごろに台頭した全国的な青年学生運動組織である。1966年5月29日、清華大学附属中学の学生たちが紅衛兵を組織したのが始まりである。「四旧打破」(旧思想、旧文化、旧風俗、旧習慣の打破)を叫んで街頭へ繰り出し、毛沢東語録を手にして、劉少奇や鄧小平に代表される実権派、所謂反革命分子を攻撃した。1966年8月12日中国共産党中央委員会全体会議が発表した「プロレタリア文化大革命に関する決定」に革命的青少年が大字報・大弁論の形式で資本主義の道を歩む実権派を攻撃することを擁護し、紅衛兵運動は党に公認され、全国に拡大した。
- ⁸³熊明安・喻本伐、前掲書、185頁。
- ⁸⁴中国教育年鑑編輯部、前掲書、469頁。
- ⁸⁵中華人民共和国の文化大革命を主導した江青、張春橋、姚文元、王洪文の4人の政治局員。プロレタリア独裁・文化革命を隠れ蓑にして極端な政策を実行し、反対派を徹底的

に弾圧したが、毛沢東の死後に失脚し、特別法廷で死刑や終身刑などの判決を受けた。

⁸⁶熊明安・喻本伐、前掲書、206頁

⁸⁷大塚豊『中国大学入試研究—変貌する国家の人材選抜—』東信堂、2007年、16頁。

⁸⁸同上。

⁸⁹中共中央馬克思著作編訳局編輯『馬克思・恩格斯全集第3巻』人民出版社、1965年、333頁。

第三章 市場経済移行期における校営産業の形態—校営企業の形成・成長の要因

はじめに

中国では改革開放以降、市場経済の導入および確立にともない、その影響が産業界などに止まらず、教育界にも浸透してきたのである。その代表的な現象として大学が活発的に企業を設立運営すること、すなわち校営企業を取り上げることができる。この種の校営企業は産と学との架橋として、多くの大学の収入創出や研究成果の活用など役割を担っている。ではこうした校営企業はなぜ中国の大学で花を咲かせたのか、産学連携を強く推進している世界各国の大学にとって、これはきわめて興味深い問題であろう。

そこで本章では、市場経済下においてこうした校営企業の形成・拡大要因を明らかにすることを試みたい。具体的には、まず、経済的側面から考察を行う。その際、改革開放政策の下に、計画経済から商品経済¹への移行に伴う企業管理制度改革が従来の校営工場の校営企業への移行にどのような影響を与えたのか、大学がなぜ産業界へ支援活動を行わなければならなかったのか、この種の活動は校営企業とどういう関係があるのか、市場経済の確立が校営企業の発展にどのように反映されているのか、大学による研究成果の活用化を実現するため校営企業がどのような役割を果たしているのかといった点を解明していく。

次に、教育的側面から校営企業の形成・拡大要因について考察を行う。その際、大学の運営経費はどうなっているのか、こうした状況は校営企業の形成にどのような影響を与えたのか、校営企業関連法規と教育改革関連法規の公布が校営企業の形成にどのような影響を与えたのか、そしてこれらは校営企業の拡大にどのような影響を与えたのかといった点を解明していく。

第一節 校営企業の形成・成長の要因 1—経済的側面

1978年12月に開催された「中国共産党第11期中央委員会第3回総会」²（以下は「三中全会」と略記）は、建国以来共産党の歴史上にはかり知れない意義を持つ偉大な転換点となった。最も重要な意義として、第一に政治闘争を中心とする国家指導方針から経済発展を中心とする方針へ転換したこと、第二に改革開放政策が採択され、市場経済の導入を始動したこと。つまり、過去の誤りを認識および反省し、今後の進むべき道を経済建設であると明言したのである。

こうした歴史的な方針転換は、当然教育にも少なからず影響を与えており、これらを見無視して中国における教育を捉えることはできない。特に校営企業という大学と企業、すなわち教育と経済の結合体を考察する際に、経済面の影響を視野に入れなければならないと言えよう。

1. 企業経営管理制度の改革

1. 1 市場経済確立前の改革

上記の改革開放政策に従って最初の段階（1978～1983年）³では、国民経済の中で計画経済が主要な部分で市場経済が補助的なものとされ、所謂「計画主、市場従」の経済方針を採った。そして、行われた経済改革は、農村において「生産請負責任制⁴」（原語は「生産承包責任制」）の導入を突破口として進められ、都市部では企業における経営管理制度の改革が中心に据えられてきた。

改革開放までの中国における企業の中で最も基本的かつ最も数の多いものは「工場」（原語は「工廠」）である⁵。これらは、その事業内容によって中央ないし地方の各行政部門の系統下に置かれ、その下での相対的独立性（主として生産の遂行と経営計算に関する独立性）を有している⁶。その基本的な役割は工業生産の現場としてすでに定形化した生産活動を行い、計画当局の提示する生産量を達成することにある。一般的な企業経営において基本的な重要事項とされている事柄、すなわち「研究開発」、「製品計画」、「設備投資計画」、「マーケティング」、「人事」などについて、あるいは年々、月々の生産高、資材の購入量、給与体系、昇給、雇用についてさえ、中国の工場は意思決定の中心的な主体ではなかった⁷。

一方、企業とは日本語では「事業を企てる」ことである。すなわち生産活動に関して何らかの新しい試みを企画立案して、それを実行する主体を「企業」と呼ぶのである⁸。上記の工場のように、定形化した生産活動を反復的に繰り返すことに携わり、ただその生産量を拡大することに主眼を置いている組織体は通常の意味での「企業」とは言い難い。それで、中国政府は「計画主、市場従」という経済方針の下に、従来の工場に対して、企業機能を備えた市場のニーズに応えられる本格的な企業を創出するために、抜本的な改革を始動したのである。

中国社会科学院工業経済研究所副所長であった呉家駿氏によれば⁹、企業における経営管理制度の改革は主として三つの重要な改革から構成されている。第一に、単一経営方式から多様な経営方式への改革である。改革開放までに、中国の工業企業はその規模を問わず、またその業務内容に関わらず、一律に単一の経営方式を採用してきた。計画経済に従ってすべて計画が立てられ、物質は統一して配分され、製品は国家が統一して買い付けて専売していた。財政もすべての収入を統一し、支出も統一的行ってきた。その結果、政府機構は企業を非常に厳しく管理し、従来の国有企業を仮死状態に陥れていた。それで、改革開放政策の公布により、集団企業や個人企業および合資企業など非社会主義的経済形式を積極的に発展させた。すなわち多元化的な経済形式を併存させ、お互いに競争させることで経済の活発化ないし経済の振興を図ったのである。第二に、生産型企业から生産経営型企业への改革である。従来の企業は、実際には行政機構の付属物となってしまう、一定の生産任務だけを遂行する単なる生産単位に過ぎなかった。そのため、生産を中心として、管理の範囲は生産の分野だけに限られ、ひたすら計画通りの生産指標を達成することが企業の主な任務であった。その結果、生産と需要の関連が失われ、また経営状況と従業

員の利害との関連が失われた。そこで、企業自主権の拡大と「利改税」¹⁰改革を実行したのである。第三に、無責任な集団指導体制から厳格な責任体制への改革である。中国において改革開放まで実行されてきた企業指導体制は、企業における党委員会の指導下での工場長責任制であった。この制度は次のことを前提にしていた。すなわち、企業における党委員会は、企業に対して全面的指導を実行し、企業の生産活動における重要問題は、党委員会において民主集中制の原則により、集団討論によって決定され、工場長がその決定の執行を行う責任を負う。このような仕組みによれば、企業の生産と行政活動上の重要問題は、その企業の党委員会が集団で意思決定を行うが、その責任は工場長個人が負うということになっている。しかしこのような責任を、本来、工場長個人が負えるものではないことは明らかである。その結果、意思決定権と経営責任とが無関係になり、実際にはだれも責任を負わない制度になってしまう。そこで、党委員会指導下の工場長責任制に代えて、工場長請負責任制を導入し始めたのである。

1.2 従来の校営工場の校営企業への移行

校営工場に関する最初の主たる関連法規は、1980年6月3日に出された「教育部所属高等教育機関校営工場暫定管理方法」（原語は「教育部部属高等学校校辦工場暫行管理辦法」以下は「管理方法」と略記）であった¹¹。1980年以降、中央政府によって制定された校営企業と直接関連している法規は、1989年の国家教育委員会・財政部により制定された「普通高等教育機関校営工場管理の規定」（原語は「普通高等学校校辦工場管理的規定」以下は「管理規定」と略記）しか取り上げることができない¹²。

校営工場を運営する教育機関ないし大学はすでに50年代末、さらに遡れば清末から存在していたから、校営工場に関しては、実践が先行し、法整備が後回しになったことが見てとれる。法規は当該法規が対象とする事象に対する規制や促進を目的として制定されるものであり、校営工場についても、その関連法規の内容に注目することで、発展のプロセスや中国政府の姿勢を分析することが可能である。以下では、こうした考えに基づき、9年間に渡って二つしか公布されていない主要関連法規を比較分析することで、法規制定の背景にある政策意図や校営工場をめぐる事態の推移を探ることとする。

(1) 校営工場の位置づけ

まず、校営工場の定義から見てみると、「管理方法」では、「高等教育機関の校営工場は、授業、科学研究と学生の理論と実践の結合を行う重要基地であり、授業・科学研究への奉仕と勤工儉学を展開する生産場所である。」（第一条）とされている。一方、「管理規定」では「高等教育機関の校営工場は、授業、科学研究、生産活動の三つの結合基地であり、大学運営活動の重要な取り組みである。」（第二条）と、「管理方法」のほうは、強調している学生の実習活動を行なう基地であることを強調しているのに対して、「管理規定」では、生産活動を行なう基地であることをも強調するようになった。さらに、「管理方法」

のほうは単に、校営工場が授業・科学研究への奉仕と勤工俵学を展開する生産場所として位置づけられているのに対して、「管理規定」は、「大学運営活動の重要な取り組み」として校営工場を重要視している。

また、「管理方法」では、「校営工場は主に小規模とし、授業や科学研究および生産管理に便利であるから。」(第三条)とされ、「校営工場に一定数の専門職員(工場労働者・技術員・管理幹部)を配置すべき」と記し、円滑な学生の実習活動や科学研究を保証するため最小限の人員の配置を求めている。これに対して、「管理規定」では、「大学の校営工場は、必ず「四つの基本原則」¹³(原語は「四項基本原則」)を堅持しながら、改革開放と活発化を堅持する」とされ、校営工場の規模拡大とさらな発展を求めている。このほか、「校営工場は、大学の科学技術面の優勢を発揮し、教育や経済建設に目指して、積極的に授業実践、科学研究、中間実験などを行い、一步一步高い技術水準を持つ、高い効果と利益をもたらす工場になるのである。」(第三条)と記され、この後法である「管理規定」は校営工場が教育だけではなく経済面での貢献をも重要視し、強く推進する意図を示したものである。

(2) 校営工場の収入創出

上述したように、後法である「管理規定」では校営工場の大学に対して経済面での貢献を重要視するようになった。すなわち、校営工場の校内での教育実習現場だけではなく、さらに市場での収入を創出しようとするところも図っていると考えられる。では、こうした狙いが上記の関連法規で具体的にどのように示されているのか。二つの関連法規において具体的にどう変わっているのか。これらに答えるため、以下では関連法規に見られる校営工場の収入創出の規定について、その変化を考察する。

まず「管理方法」では、「大学は必ず校営工場に対する指導を強化して、授業や科学研究活動の需要を保証し、生産を順調に行い、富を創出し、高等教育事業の発展に貢献する。」

(第一条)と記し、前文の中で、校営工場の収入創出について、この「富を創出し、高等教育事業の発展に貢献する」と記されたのみであり、すなわち教育機関が営利的になることは依然として厳に戒められているものの、運営により生じる利潤に対して幾分柔軟な姿勢が取られるようになったと見ることができよう。これに対して、「管理規定」では、校営工場の基本任務が「生産活動を通じて収入創出を実現し、大学発展のため資金を蓄積する」(第二条)として、大学運営経費の調達も校営工場の基本任務の一つであることが明記されるようになった。

また、校営工場の主要任務について、「管理方法」では、「①授業の計画に基づき、学生の労働と生産実習を配置し、そのうえ少量の製品を生産する。②授業と科学研究を結合して、新技術や新製品の試験と試作を行う。③授業と科学研究の器械設備の加工と修繕を行う。④これらの任務を完成することを前提として、試作品の受託生産や加工生産をも行うことができる。」(第二条)とされ、校営工場の中心任務が授業と科学研究に絞られている。

これに対して、「管理規定」では、「①授業の計画に基づき、教育実習と他の教育実践活動を配置し、絶えず教育の質を高める。②学内の授業と科学研究および他方面の研究製造、加工、実験と修繕任務を担う。③先進な技術を導入し、科学研究成果を活用して、新技術や新製品、新材料の研究、試作と生産を行う。④授業と科学研究の任務を完成することを前提として、社会のニーズに応じて、各種類の製品を生産し、社会的と経済的の効果と利益を高め、大学の収入創出になり、教育環境、条件を改善する。」と記され、校営工場の収入創出任務を盛り込み、認めたのである。つまり、大学運営のより円滑な実施を促し鼓舞するためには、自らの収入創出活動を行う必要があるという現実的選択がなされた結果、校営工場は非営利組織のまま、収入創出活動を行う組織へ変身してきたのである。

この他、「管理規定」では、校営工場で生産した製品について、「本学内の授業と科学研究に使用された製品に対しては商品税・増価税・営業税を免除し、対外販売した商品と外注生産で得られた収入に対しては、商品税・増価税・営業税を徴収するが、所得税を免除する。」(第三十四条)と規定され、優遇措置を採択することで、校営工場の生産拡大を促していると考えられる。さらに、校営工場の利潤について、「校営工場の商品あるいは労務輸出で獲得した外貨の大部分を大学に返還し、大学から統一配分する。また、利潤を全額に大学へ上納し、大学の基金として扱う。大学が実際の状況に応じて、一定比例の利潤を、発展基金や集団福祉、奨励基金として扱う。」と記され、校営工場の利潤は大学運営経費あるいは大学運営条件の改善に用いられている。

(3) 校営工場の標準化管理

一方、このような収入創出を達成するため、校営企業の標準化管理を行うことが急務となったと考えられる。なぜならば、校営企業は大学の壁を越えて、市場へ参与し利潤を上げる際に、市場経済の競争原理に従わなければならない。そして他企業との競争に負けないうため、競争力を向上させなければならない。それで、企業としての基本条件である標準化管理を徹底的に実施することで、競争力を高めようとしている。では、上記の関連法規ではこうした標準化管理についてどういう変化を示しているのか。そこで、以下は校営工場の標準化管理の傾向を管理体制・財務管理・人事管理・生産管理という4方面の変化から考察する。

第一に、管理体制。表3-1-1の示す通り、校営工場の最高指導者は「管理方法」の副学長から「管理規定」の学長へ格上げされ、大学運営の重要な一環であることを改めて示している。また、設置された機構も一般の職能機構から専門的管理機構へ変更し、機構の標準化を図っている。「工場長責任制」は変わっていないが、「管理規定」のほうが在任中の目標達成責任を加えられ、詳細かつ明確な責任制を導入し始めたのである。「管理方法」の専任職員の配置に対して、「管理規定」では、もっと具体的に主任経済専門家、主任技師、主任会計士など専門職の人員の配置を求めている。さらに「管理方法」では、工場の生産活動が大学の統一管理で行われるのに対して、「管理規定」では、「中華人民共和國

全民所有制工業企業法」に基づくようになった。そして、「全民所有制工業企業職員代表大会条例」を参照して、職員代表大会制度を実施することを要求されている。このように、管理体制において、多方面に渡り一般企業に準ずる企業制度の導入を行っており、標準化管理の体制づくりが始動したと考えられる。

第二に、財務管理。表 3-1-1 の示す通り、「管理方法」では、校営工場の財務活動は「会計人員職権条例」に基づいて行くと記されている。これに対して、「管理規定」では「中華人民共和国会計法」となり、条例から法律へ格上げし、より厳格な財務管理を求めているのである。また、採算制度も大まかな経済採算制度から詳細なコスト採算制度へ変更した。さらに、利潤を全額大学へ上納することは変わっていないが、「管理規定」では、校営工場の運営経費と大学の基金と区分することを図っている。つまり、財源から校営工場を独立させ、厳格かつ詳細な財務制度を導入することで、校営工場の財務管理の標準化を実現しようとしている。

第三に、人事管理。「管理方法」では、人事管理について言及されていないが、「管理規定」では、合理的定員制および定員内の職員の給与が大学から支払われることを明確にしている。

第四に、生産管理。「管理方法」では、校営工場の生産管理が、関連研究室との連携や協同で進行すべきと強調されている。「管理規定」においても、学内との連携も重要視されているが、さらに学外の市場のニーズをも予測しなければならないと要求している。校営工場が従来工場としての計画的な生産活動を行うだけではなく、市場のニーズに応じて、売れる商品を生産しなければならなくなった。つまり、今までなかった、販売活動も校営工場の経営内容の一つになったのである。また、「管理方法」では、ただ高品質の製品を求めているが、「管理規定」では、高品質だけではなく、製品の標準化・シリーズ化をも求めている。そしてこれらを、工場長を中心とした生産指導システムの設立で達成しようとしている。

表 3-1-1 管理方法と管理規定の対照表

項目	「管理方法」	「管理規定」
管理体制	<p>① 副学長が工場を直接指導する。</p> <p>② 職能機構を設置する。</p> <p>③ 工場長の責任制を実行する。</p> <p>④ 専任職員を配置する。</p> <p>⑤ 大学の統一管理で生産活動を行う。 (第二十六条・第二十七条・第二十八条)</p>	<p>① 学長が工場を直接指導する。</p> <p>② 管理機構を設置する。</p> <p>③ 工場長の責任制と任期目標責任制を実行する。学長が工場長の任命や招聘などを行う。</p> <p>④ 主任経済専門家、主任技師、主任会計士を配置する。</p> <p>⑤ 「中華人民共和国全民所有制工業企法」に基づき、生産活動を行う。</p> <p>⑥ 「全民所有制工業企業職員代表大会条例」を参照して、職員代表大会制度を実施する。 (第七条・第八条・第九条・第十一条)</p>
財務管理	<p>① 「会計人員職権条例」に基づき、財務活動を行う。</p> <p>② 経済採算制度を強化する。</p> <p>③ 利潤を全額大学へ上納し、工場の運営経費は大学の基金から配分する。 (第十八条・第十九条・第二十二條)</p>	<p>① 「中華人民共和國會計法」に基づき、財務活動を行う。</p> <p>② コスト採算制度を強化する。</p> <p>③ 利潤を全額大学へ上納し、大学が一定比例の利潤を返還し、工場の運営経費として扱う。 (第三十一条・第三十二条・第三十七條)</p>
人事管理		<p>① 高中初級技能職務人員を合理的に配置する。</p> <p>② 定員は理工類大学が学生数の 3~5%、その他 1~3%。</p> <p>③ 定員内の職員・労働者の給与は大学から支払う。 (第二十六条・第二十七條)</p>
生産管理	<p>① 工場は関連研究室と共同で生産活動を行う。</p> <p>② 国内外の先端技術を学んで、高品質の製品を生産する。 (第十条・第十二条・第十三條)</p>	<p>① 工場は大学の授業や科学研究および市場ニーズの予測に従って、生産活動を行う。</p> <p>② 高品質の製品を生産し、販売後のサービスをも行い、製品の標準化・シリーズ化・通用化を達成する。</p> <p>③ 工場長を中心とした生産指導システムを設立する。 (第二十一条・第二十二條・第二十三條・第二十四條)</p>

出典) 関連法規に基づき筆者作成。

このような企業管理体制改革につれて、従来の多くの校営工場が企業制度の整備などを行い、工場としての生産活動だけを行うのではなく、マーケットに基づいた販売活動を行うようになったのである。すなわち、各大学における従来の校営工場さえも営利性が強調され始め、大学の収入創出活動の担い手に変身させる動きが起こったのである。例えば、「江中製薬集団公司」は、1969年に江西中医学院で「紅旗製薬廠」として誕生した。しかし、生産販売の圧力もなく、十分な資金も投入されていないために、1985年になると、工場の建物が老朽化し、帳面にはわずか800元しか残っていない苦しい状態であった。そこで、江西中医学院が全国的な企業における管理体制改革的動きに従って、企業改革を検討し、現「江中製薬集団公司」の取締役、当時僅か28歳であった鐘虹光氏を工場長に任命し、年間30万元以上の利潤を上げなければ辞任させるという「雇用契約」（原語は「責令状」）を結んだ。そして「紅旗製薬廠」という社名を「江中製薬廠」と変更し、企業管理制度の改革を正式に始めたのである。鐘氏はまず10年も続けて生産されている製品の生産を止めさせ、最新の児童栄養飲料の生産に取り組んだのである。その結果、商品が需要に応じきれない状況となり、その年で230万元の利潤を上げたのである。その後、新商品を次々と売り出し、1998年に「江中集団」を設立し、中国企業500強の仲間入りを実現したのである¹⁴。

1.3 市場経済確立後の改革

1992年、鄧小平は南方視察に際し、これまでの改革開放の転換期を画した「南巡講話」¹⁵を發表し、「改革開放のステップは一層速やかに、改革開放は一層大胆に遂行すべきである」と改革開放の加速を呼びかけた。なお、「南巡講話」の中で鄧小平は次のように述べている。「なぜ、改革のスピードがまだ不十分で、発展がなお保守的なのか。その根本的な理由は、資本主義的要素が多くなり、資本主義の道に踏み込むのではないかと心配しているためである。重要なのはいかに資本主義と社会主義を判別するかということである。その判断は社会主義社会の生産力の発展に有利であるか否か、社会主義の総合的国力の増大に資するか否か、そして国民の生活水準の向上に役に立つか否かにより判断すべきである。」¹⁶

この「南巡講話」を契機として、中国では政治、経済、および教育において大きな変化が見られた。1992年10月に開かれた「中国共産党第14期全国大会」で、「わが国の経済体制改革の目標は社会主義の市場経済体制を確立し、生産力のさらなる解放と発展を促進することにある」と謳い、翌年の11月の「第14期中国共産党第3回中央委員総会」¹⁷では、「社会主義市場経済体制を確立する若干問題に関する中共中央の決定」¹⁸（原語は「中共中央關於建立社会主義市場經濟體制若干問題的決定」）が採択され、「国のマクロ的規制のもとで、市場に資源配分の基礎的役割を果たさせる」という原則を掲げ、すなわち社会主義市場経済体制が正式に確立された。これは従来の「三中全会路線」に比べて大きな飛躍となり、これを契機に、経済面および教育面など多方面のさらなる改革を始動したので

ある。

社会主義市場経済論が確立して以後、中国経済では制度的側面、特に企業経営管理制度において重要な進展があった。改革の主なポイントは2つあり、その第一が、法人化である。1992年に国務院第106回常務会議で「全民所有制工業企業経営メカニズム転換条例」¹⁹（原語は「全民所有制工業企業転換経営機制条例」、以下は「転換条例」と略記）を制定、さらに1994年に「会社法」を制定し、国有企業や集団企業に企業として法人という実体を与えるための法的・制度的保証を用意した。もちろん、これらの法規も実践が先行し、法整備が後回しになったことが見てとれる。例えば、第一章で記述した「創設規定」の中に、「校営企業は法人資格を持って法に基づき自主的に経営し、損益を自己負担する企業である。」と記されているが、校営企業は法人資格を持つべきであると明言したことに止まり、まさに鄧小平の「南巡講話」の指摘どおり、「改革のスピードがまだ不十分で、保守的だった」。そこで、「転換条例」の公布によって、改革開放のステップを一層速やかに、かつ一層大胆に遂行しようとした。その結果、前述した1980年初頭から始まった「請責任制」に代わって、「独立法人化」が推進され、工業・企業のさらなる改革へ躊躇なく踏み込んだのである。

南京工程学院の事例²⁰

南京工程学院（元南京機械高等専科学校）は90年代に入り、社会貢献の一環として、産学連携を積極的に展開してきた。現在、江蘇康尼機電新技術会社（康尼会社）、聚星成套技術開発会社（聚星会社）、東方新技術会社（東方会社）などの校営企業が設立されている。康尼会社は主に軌道車輛オートドアと電気差込接続器などハイテク製品を研究開発、生産している。聚星会社は主に機械加工生産ラインの研究と製造を行っている。東方会社はデジタル制御盤の研究開発と生産を行っている。いま最も成功しているのは康尼会社である。康尼会社はその最初の重要な一歩として、1992年当時南京工程学院の科研処の処長を務めていた金元貴を中心とした7人の教員たちが起業した。学校側は10万元と4室の施設（部屋）を提供しただけである。いま中国国内における車輛オートドアの市場占有率50%を記録しており、「中国で一番質が良いドア」（原語は「中国第一門」）と称賛されている。

南京工程学院の校営企業がこのような成果を上げたのは、良い運営体制を採用した結果であると考えられる。具体的に言えば、第一は経営管理体制である。南京工程学院は、1994年に公布された「会社法」に基づき、大学の各部門本来の機能と企業の経営機能を分離して、責任を明確にし、それぞれ管理する体制を採っている。各会社の主要な管理者は学校により任命され、大学は各会社に人材や技術など必要な保障を提供するだけで、会社の経営生産に干渉しないことを約束し、会社内部の経営管理などは完全に自主的に行われる。逆に会社は利益を学校へ上納し、学生の実習を分担することにより、大学の人材育成に協力している。康尼会社の場合は、2000年に株式会社となり、当時は大学側が51%の株を持ち、残った49%は会社の職員や個人に配分された。しかし翌2001年に大学側が40%、会社の職

員・個人が60%を占めるという形に調整された。そして会社の利益の40%を大学へ上納し、残った60%のうち60%を会社の発展資金として使い、40%を会社職員の福祉基金とした。これ以外は、大学の資源は有償使用という形で会社に貸し出され、料金が徴収される。その費用は会社の経営コストに算入されることである。第二は「両端在内、中間在外」と表現される開發生産販売体制である。康尼会社の生産レベルが次第に成長し、生産量も急速に増加するに従って、すべての設計や生産をすべて会社内部で行うのは不可能となってきた。そこで「両端在内、中間在外」という生産管理模式を採用することになったのである。「両端在内」とは、企業活動の両端に相当する、設計・研究開発と販売を会社自身で行うことである。「中間在外」とは人力集約的で、技術水準の低い中間部分の生産は他の企業に委託生産させること意味する。例えば、地下鉄オートドアの部品の生産を「パンダ電子グループ」に委託していることなどが挙げられる。このような生産管理体制により、製品の生産サイクルを短縮した上で、消費者のニーズを正確に把握し、迅速に重要な技術革新や新製品の開発などに集中できるようになった。第三は技術革新体制である。康尼会社設立当初の製品は南京工程学院で生まれた研究成果を実用化したものである。それは中国国家「第七個五年計画」重点科学技術成果にも認定されているし、大学は当時の中国国内における教育設備と学習設備の需要を満たしていたのである。その後、会社の発展に伴い、技術革新も継続に行ってきた。例えば、毎年の売上の5%を新製品開発の基金に振り向け、製品開発機構を設置した。新製品の生産開発中に「新製品の生産を行うと同時に研究開発が完了した次世代製品を備蓄する、同時に第三世代製品を研究開発する、同時に第四世代製品を構想する」（原語は「生産一代、備蓄一代、研究一代、構想一代」という生産・備蓄・研究・構想などが同時に行える体制を備えている。第四は人材育成や報償体制である。南京工程学院は技術革新が校営企業の発展の鍵を握っていることを深く認識している。例えば康尼公司の場合は南京工程学院の人的資源を活用し、技術開発スタッフが会社全員の30%以上を占めている。そして企業利益の一部を捻出して、人材の育成に振り向けている。また会社職員の積極性を高めるために、さまざまな報償政策が採用されている。例えば1996年から校営企業の管理者に、校営企業が大学へ10万元から100万元まで上納したら、該当金額の2%を与える。100万元から200万元まで上納したら、該当金額の3%を与える。これを基準として、上納金額が100万元増加したら、報償金額も1%増加するという報償政策が行われきた。すでに、大学と会社の両者は相互信用、相互依存、共同発展の体制を備えている。

第二として、株式化が挙げられる。会社の形態に関しては、「会社にはさまざまなタイプのものがあるが、近代社会の中で株式会社が最も有力な形態になったのは、一つには資金調達が大規模にできるためであり、もう一つには、コーポレートガバナンス（企業統治）の点で、他の会社形態より優れているからであろう」と指摘されている²¹。中国では、国有企業を株式化する構想は1980年代からすでにあったが、1990年代特に「南巡談話」以降急速に具体化し、普及していった。その要因として、従来は国有すなわち国家による全

面支配という考えが強く、株式化すれば異なる所有者が国有企業に参加することになるため、社会主義の原則に反していると見なされていた。ところが、「南巡講話」の「重要なはいかに資本主義と社会主義を判別するかということである。その判断は社会主義社会の生産力の発展に有利であるか否か、社会主義の総合的国力の増大に資するか否か、そして国民の生活水準の向上に役に立つか否かにより判断すべきである」と示されたように、「社会主義か、資本主義か」といったイデオロギーの論争より、経済の発展が第一であるとされた。また、所有権と経営権を分離するためにも株式化は有効だとする考えが次第に強くなった。これにより、1990年に上海と深圳に設けられた証券取引所は、1993年以降株式上場ブームを巻き起こし、1990年代末には約1000社の国有企業が上場を果たした²²。表3-1-2に示す通り、現在株式上場を果たしている30社の校営企業のうち、25社が90年代において株式上場を達成した。このように校営企業は、法人化や株式改革を経て、株式市場の上場を達成するほどに成長し、著しい拡大を遂げてきたのである。

表 3-1-2 上場校営企業一覧表

証券銘柄	所属大学	上場年度	証券銘柄	所属大学	上場年度
1. 北大方正	北京大学	1990	16. 工大首創	ハルビン	1994
2. 北大高科		1991	17. 工大高新	工業大学	1996
3. 青島天橋		1993	18. 交大科技	西安交通大学	1994
4. 青島華光		1997	19. *S T 戈德	南開大学	1993
5. 明天科技		1997	20. 天大天財	天津大学	1997
6. 力合株式	清華大学	1994	21. 同濟科技	同濟大学	1994
7. 紫光古漢		1996	22. 東軟株式	東北大学	1996
8. 清華同方		1997	23. 科大創新	中国科技大学	2002
9. 清華紫光		1999	24. 華工科技	華中理工大学	2000
10. 誠志株式		2000	25. 太工天成	太原理工大学	2003
11. 交大昂立	上海交通	2001	26. 山大華特	山東大学	1999
12. 交大南洋	大学	1993	27. 江中藥業	江西医学院	1996
13. 浙大網新	浙江大学	1997	28. 華神集团	成都中医藥	1998
14. 浙大海納		1999	29. 中国高科	8 大学	1996
15. 復旦復華	复旦大学	1993	30. 道博株式	10 大学	1998

出典) 上場した校営企業の報告書により筆者作成。

2. 大学の研究成果の活用

2. 1 大学の対外的支援活動

改革開放以前の中国では、計画経済原理に則って研究開発は主に公的研究開発機構や大学が担い、企業ないし工場が主に計画通りの生産活動を行ってきた。このため、改革開放の基本である市場経済の導入に伴い、従来の企業ないし工場の研究開発能力の育成が改革の重要課題となった。こうした状況の中で、1982年11月の「第五回全国人民代表大会」において「国家科学技術難関攻略計画」²³（原語は「国家科技攻関計画」）が採択された。

「国家科学技術難関攻略計画」は、国民経済建設に向けて主に中国国民経済の建設と社会発展に生じる重大な科学技術問題を解決する計画であり、中国最初の国家科学技術計画でもある。主な目標としては、①当面の国民経済と社会発展の中で解決すべき重大な科学技術問題に集中すること、②産業技術のグレードアップ、産業の構造調整に大いに関与し、社会の持続可能な発展を著しく促進できるキーテクノロジーを攻略すること、③工業・農業生産に先進的な新技術、新材料と新設備を次々と提供し、ハイ・テクノロジーの成果の応用と産業化を加速し、重点産業の国際競争力と国民の生活レベルを高めること、④計画の実施を通じて、ハイレベルな技術チームを育成し、いくつかの国際レベルのイノベーション基地を作り上げることである。そして、これらを実現するために、企業を中心とし、大学や科学研究機構と連携しながら具体的な活動を行うことが示された。つまり、大学や科学研究機構は企業に対して技術移転や共同開発を実施し、企業の研究開発レベルをアップさせることが求められるようになったのである。

また3年後の1985年3月に中共中央は「科学技術体制改革に関する決定」²⁴（原語は「關於科技体制改革的決定」）を公布し、「中国科学院、高等教育機関、地方に所属する研究開発機構などを奨励し、自ら志願しお互いに利益があるという原則に基づき、企業と各種の連携を結び、一步一步経済単位²⁵まで発展させる。連携を基に合弁を行い、すなわち企業が研究開発機構を合弁するあるいは研究機構が企業を合弁する。研究開発機構が自ら科学研究生産型企业になってもよい」と指摘した。大学の企業への支援や経済発展への貢献が強調されているのである。

さらに、同年の5月に、中国科学技術部は国務院に「短期的効果のある地方経済振興対策をつかむことに関する計画」²⁶（原語は「關於抓一批短平快科技項目促進地方經濟振興計劃」）を提出した。これは、「非常に小さな火（スパーク）は大きな草原を燃やすことができる」という中国のことわざに基づき、科学技術のスパークは必ず中国農村の各地に広まるという意味を含んだ「スパーク計画」（原語は「星火計劃」）と名づけられた。政府は、1986年初頭にこの計画の実施を認可した。主な目的は、農村で適切な先進技術を導入し、農民を引導して科学技術によって農村経済を発展させること、「郷鎮企業」²⁷の技術開発能力の進歩、農村労働者のスキルの向上の推進などを通じて、農業と農村経済の持続的、迅速的、健全な発展を促進することにあった。この計画の実施に当たり、各地の高等教育機関が非常に重要な役割を果たしており、現在でも続けられている。

このような規制緩和と呼びかけに従って、各大学は初歩的な「技術コンサルティング・技術開発・技術移転・その他の技術関連のサービス」という「四つの技術サービス」を行っていた。元「清華情報技術公司」の社長であった羅建北によれば²⁸、1979年から清華大学は、改革開放方針や科学技術関連政策に従い、大学の人材資源を十分に活用し、対外技術サービスを展開し、外貨およびその他の収入を増加させた。そして、大学の運営経費を補充するため、前後二回に渡り、上級主管部門に報告を提出し、技術服務公司の設立を申し込んだ。その後、教育部と北京市輸出入管理委員会からの許可を受け、全国最初の大学運営のハイテク企業として1980年2月1日に「清華技術服務公司」が発足した。公司設立後、策定した目標通り、対外翻訳、技術諮問および科学技術交流を行い、またアメリカ・ドイツ・日本など先進国の高精度データ処理プロジェクトやコンピューターソフト開発プロジェクトを請け負っていた。設立当初の1980年2月に、公司是大学から2万元を借入れたが、1981年の12月に全額返還している。さらに、1982年から1984年まで、公司是相次いで業務部門・データ部門・ソフト部門および先進なデータ処理基地とソフト開発基地を設立した。その後1987年7月に、ソフト開発の実力と開発チームを強化するため、公司是清華技術服務公司のデータ部門とソフト部門を合併して、「清華大学ソフト開発センター」を立ち上げた。当センターは学校への奉仕を最大の目的とし、企業制度に従って管理を行う「事業単位」であった。1996年まで是に累計1500万元余を上納し、2000万元余の資産を蓄積した。また、現在アジア太平洋地域のコンピューター市場でトップ10に入る「清華同方」の前身になったのである。これを手本として、多くの是で従来の生産を中心とする校営工場と違って、先端技術開発を中心とするハイテク企業、すなわち校営ハイテク企業が誕生し始めたのである。

2.2 是の研究成果活用の効率化

1994年3月1日に国家教育委員会、国家科学技術委員会、国家体制改革委員会という三つの部門が共同で「高等教育機関が科学技術産業を發展させることに関する若干の意見」（原語は「關於高等学校發展科技產業的若干意見」以下では「科学技術産業若干意見」と略記）を公布した。「科学技術産業若干意見」では、「改革開放以降、我が国的高等教育機関は研究成果の開発、移転および普及などで、技術革新を主要任務としたハイテク産業を徐々に興すことを実現し、經濟建設の發展を強く促進した。我が国的高等教育機関はすでにハイレベルの科学技術の發展および産業化を実現する重要な力量となっている。」と述べられ、改革開放以降における是による研究成果の産業化に対して、肯定する意思が表明された。さらに、「党の第14期3回中央委員總會の精神、すなわちハイレベルの科学技術研究成果の商品化と産業化を加速させるため、高等教育機関の科学技術産業の發展に対して、以下の意見を提出する。」²⁹と述べられ、さらなる期待つまり研究成果の迅速の活用化を求めている。具体的な意見として、まず指導方針が示され、科学技術の發展と社会主义現代化建設の促進は是の歴史的使命であること、是は国家産業政策に基づき、国家

経済建設と産業構造調整と歩調を合わせて、科学技術産業を発展させること、そして大学は専門分野の優位性を発揮し、市場のニーズに従って、多種多様なハイテク企業を発展させることが挙げられた。次に、企業制度の整備として、大学科学技術産業の主体は校営ハイテク企業であること、「社会主義市場経済体制を確立する若干問題に関する中共中央の決定」と「中国教育改革・発展綱要」の精神に従って、積極的に社会主義市場経済の要求を満たし中国の教育・科学技術・経済発展に応じる科学技術産業発展モデルと運営モデルを探索すること、そして校営ハイテク企業は市場経済の要求に従って、独立法人として一步一步健全な財務、会計制度を設立し、独立採算を行い、損益について自分で責任を負うなど企業制度を整備すべきであることが示された。さらに、科学技術産業を発展させる環境と条件を作り出すこととして、各級指導部門と関連部門が校営ハイテク企業の発展を支持し、積極的に導くこと、大学ハイテク企業専用ローンや基金などを設立し、研究成果の商品化や産業化および国際化を加速させることが挙げられた。

また翌年の1995年5月6日に国務院は、「科学技術進歩の加速化に関する決定」を公布し、そして二十日後の26日に江沢民は「全国科学技術大会」で「科教興国³⁰」戦略、すなわち、経済建設と社会発展の基盤を科学技術の進歩に置き、教育を国家の基本に置く方針をさらに貫き、教育と科学を経済と社会発展の戦略的地位に位置づけることを呼びかけ、正式の実施に踏み込んだのである³¹。これにより、1996年には全国校営企業の売上総額の229億5600万元に対して、校営ハイテク企業の売上総額が122億6100万元と校営企業全体の53.41%を占め、1995年より32億7700万元増加し、増加率は16.65%となっていた³²。

その後、1999年4月19日に国務院は、科学技術部・教育部・人事部・財政部・中国人民銀行・国家税務総局・国家工商管理总局など七つの部門が共同で制定した「科学技術成果移転の促進に関する若干規定」（原語は「關於促進科技成果轉化的若干規定」、以下は「科学技術成果若干規定」と略記）を公布した。同「科学技術成果若干規定」は、科学研究機構、高等教育機関およびその他の科学研究人員の研究成果の実用化を奨励するため、また「中華人民共和国科学技術進歩法」と「中華人民共和国科学技術成果轉化促進法」（原語は「中華人民共和国促進科技成果轉化法」）を着実に実行するため、次のような規定を定めた。第一に、ハイレベルの科学技術の研究開発と成果轉化を奨励することである。具体的には、①科学研究機構、大学および科学研究人員が多種のルートで研究成果を移転し、ハイテク企業の設立などを行えること、②科学研究機構と大学が研究成果を移転した研究人員に奨励を与えること、③科学研究成果の移転に現行の税収優遇措置を執行すること、④科学研究人員が本職の仕事を遂行した上で、他の機関で兼職し研究活動を行うことができることである。このように、創業への支援や物的奨励および兼職の柔軟化などの措置を用いて、科学研究機構および大学だけではなく、科学研究人員という個人の研究成果の活用に対する積極性を、最大限に引き出そうとしている。第二に、ハイテク企業の経営自主権を保証することである。具体的には、①科学研究人員自ら設立したハイテク企業は国家の関連法律および所属機関との契約に基づき、自主的に経営し、損益について自分で責任を負うこ

と、②集団ハイテク企業の歴史上残されてきた資産所有権問題を適切に解決すること、③国有と集団所有ハイテク企業が所属機関の業務主幹の株式参入の引き入れを許可すること、④科学研究機関と大学は投資創業したハイテク企業の所有権と経営権を分離させることである。このように、ハイテク企業の創設を積極的に導引するだけでなく、円滑な運営を続けるため、企業創設後の所有権や経営権および融資なども明確に規定している。第三に、ハイレベル科学技術・研究成果の転化に環境条件を作り出すことである。具体的には、①各地方はハイテク企業インキュベーターおよび仲介組織を建設すべき、関連部門は政策面および資金面で支援すべきであること、②政府は直接投資、低金利の貸付金の交付、補助金など財政経費手段で科学研究成果の転化を支持すべきことである。つまり、地方政府および関連部門を総動員して、政策・資金など多方面の支持を行い、科学研究成果の迅速な商品化、産業化を図ろうとしている。このように、政府・関連部門・科学研究機関・大学・個人という縦方向の連携と、経営資金・経営体制・支援機構など横方向の協働で科学研究成果の商品化および産業化を実現できるネットワークを作り出し、いち早くこれらを実現しようとしている。

一方で、前でも述べたように、市場経済の確立に伴って、各大学はすでに独立法人となり、すなわち一法人として市場に参加できる資格を持つようになったのである。また、周知の通り、市場経済の基本原理は自由競争と効率追求であると理解しても間違いない。翻って上記の要求を見てみると、まさにこの種の効率追求を顕著に表しているとも言える。こうした背景の中で、各大学はますます自ら校営ハイテク企業を作るようになり、従来の校営ハイテク企業も大学の強い技術的な支援を受けて、著しい成長・拡大を遂げたのである。具体的には図 3-1-1 に示す通り、全国の大学に付属する校営企業の売上収入は 1996 年の 229 億 5600 万元から 2000 年の 498 億 4300 万元まで、4 年間で 2 倍以上も増加した。その中で、校営ハイテク企業の売上収入は 1996 年の 122 億 6100 万元から 2000 年の 380 億 3400 万元まで、3 倍以上も増加している。つまり、この間の校営企業は校営ハイテク企業を中心に成長を遂げ、校営ハイテク企業は次第に校営企業を中心になっていったと言える。

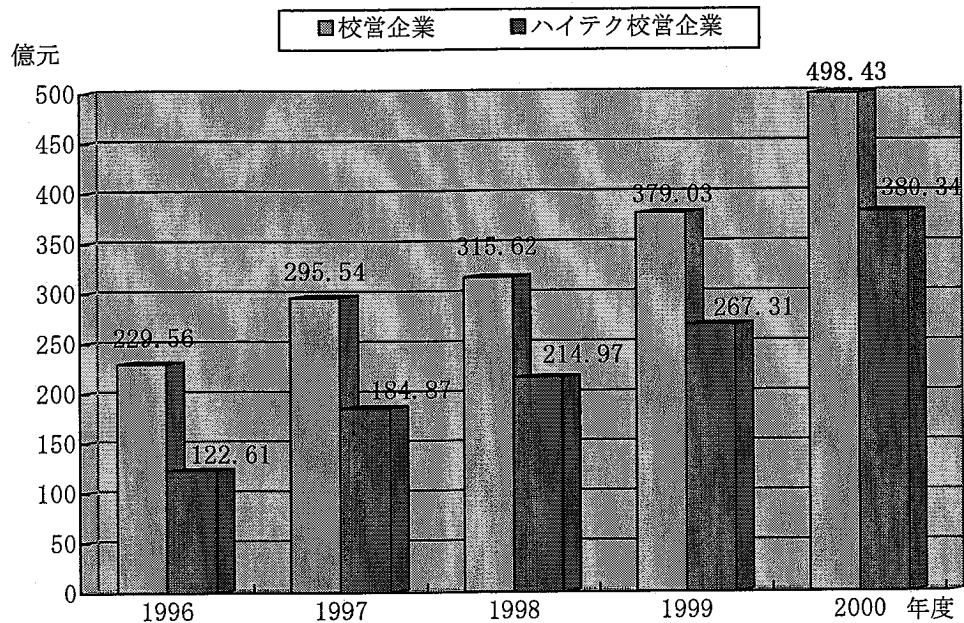


図 3-1-1 1996～2000 年校営企業・校営ハイテク企業の売上収入

出典)「全国普通高等教育機関の校営企業統計報告 1996～2000 年度」のデータに基づき筆者が作成。

第二節 校営企業の形成・成長の要因 2—教育的側面

1. 大学運営経費の恒常的な不足

教育費の迅速かつ十分な調達と合理的な配分および有効的な使用は、教育の健全な発展を保障する重要な要素である³³。教育費の投入規模に関しては、これまで世界各国で統一した評価基準は存在していない。ただし、国際比較の一般的な指標として、国の GDP および GNP に占める教育費の公財政支出の割合があり、これによって教育費の投入、教育規模および教育の発展レベルを考察できる。以下では、中国における教育費の公財政支出額および GNP に占める割合を考察することで、なぜ中国の大学が運営経費の自己調達をしなければならなかったのか、そして校営企業はこのような取り組みの中でどのような役割を果たしているのかを明らかにする。

OECD の統計資料に基づき、1980 年と 1985 年の各国および地域の教育費の公財政支出概況をまとめたものは表 3-2-1 になる。表 3-2-1 の示す通り、1980 年における教育費の公的支出の金額は、世界合計で 572 億 6000 万ドルにおよび、その中で先進国が 476 億 1000 万ドル、全体の 83.15%を占めている。その理由としては、経済の発展格差が大きな影響を与えたと考えられる。地域別に見れば、欧州・旧ソ連と北米が合計 403 億 1000 万ドルで、世界合計金額の 70.40%を占めている。中国は、7 億 6000 万ドルでわずか 1.33%を占めているに過ぎない。一方、1980 年の世界人口は約 44 億人であり、中国の人口は約 10 億人と、世

界人口の22.73%を占めている。つまり、1.33%の教育費で22.73%の人々の教育を行っているわけであり、5年後の1985年になっても、こうした状況はまだ続いている。

表 3-2-1 公財政支出教育費概況 1 (1980 年度、1985 年度)

	金額 (10 億ドル)		GNP 中の比率	
	1980 年	1985 年	1980 年	1985 年
世界合計/世界平均	572.6	616.4	5.1	5.0
先進国	476.1	518.9	5.4	5.3
発展途上国	96.6	97.5	3.9	4.0
開発途上国	2.3	2.5	3.0	3.1
アジア・大洋州	73.0	79.3	5.8	5.1
アラブ諸国	18.0	23.6	4.5	5.9
サハラ以南・アフリカ地区	10.8	8.1	5.2	4.5
欧州・旧ソ連	246.9	216.5	5.5	5.5
北米	156.2	223.1	5.2	5.1
南米・カリブ地区	34.2	28.5	4.1	4.1
インド	4.8	7.1	2.8	3.4
中国	7.6	7.7	2.5	2.6

出典) 楊会良『当代中国教育財政発展史論綱』人民出版社、2006年、116頁の内容により筆者作成。

GNP に占める教育費の公財政支出額の割合を見てみると、1980 年では、世界平均 5.1% になっている。この中、先進国が 5.4% で、世界平均水準を上回っているが、発展途上国と開発途上国がまだ世界平均水準に届いていない。地域ごとに見れば、アジア・大洋州が 5.8% で、欧州・旧ソ連と北米を抜いて最も高い比率になっている。しかし、中国の状況をみると 2.5% であり、アジア・大洋州の半分にも届いておらず、さらに発展途上国の 3.9% という水準にも届いていない。しかも、同じ人口が多いインドの 2.8% よりも低くなっており、世界最低の水準になっている。1985 年になると、インドでは 3.4% となり 0.6% 増加したものの、中国の場合はわずか 0.1% しか増加していない。そして、2.6% という数字は相変わらず非常に低い水準のものであり、教育資金の不足問題は大変深刻な状況である。

こうした、教育費の公財政支出額とは対照的に、中国の大学の数は 1980 年の 675 校から 1985 年の 1016 校まで、5 年間で約 1.51 倍増加した (図 3-2-1 を参照)。

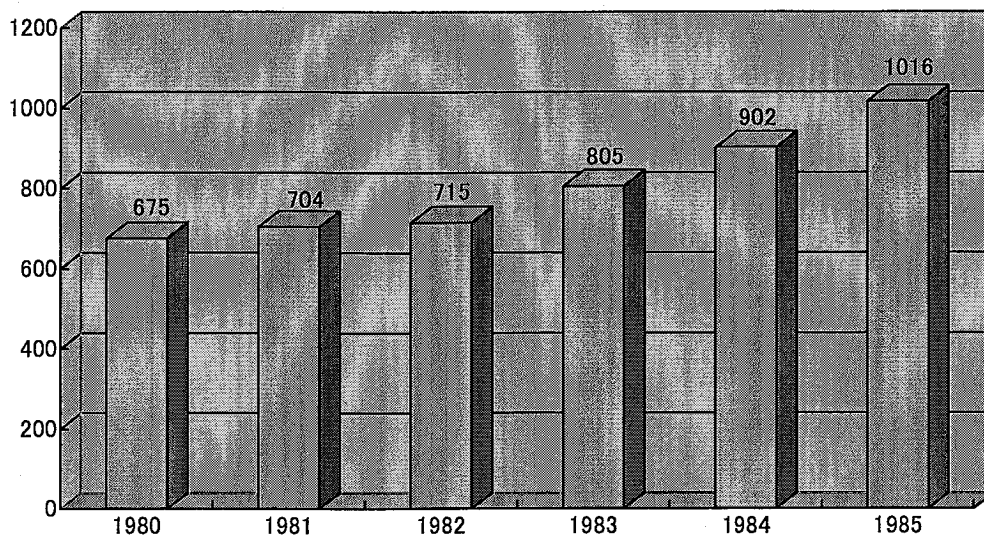


図3-2-1 1980年～1985年大学数の変動

出典) 中華人民共和国国家教育委員会計画建設司編『中国教育統計年鑑 1988 年度』北京工業大学出版社、1989年、360頁に掲載されたデータに基づき筆者作成。

また、在籍大学生の数は1980年の1143千人から1985年の1703千人まで、5年間で1.49倍増加している(図3-2-2を参照)。

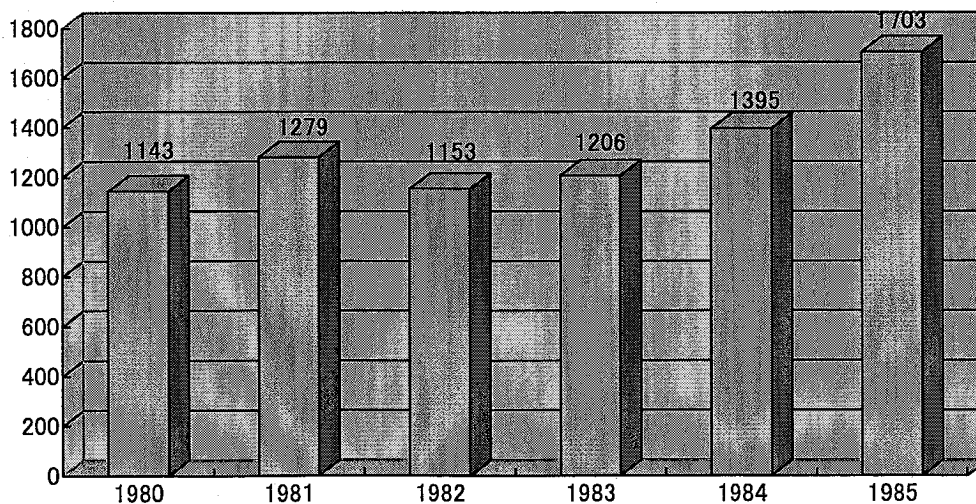


図3-2-2 1980～1985年在籍大学生数(千人)

出典) 中華人民共和国国家教育委員会計画建設司編『中国教育統計年鑑 1988 年度』北京工業大学出版社、1989年、362頁に掲載されたデータに基づき筆者作成。

こうした状況において、1980年に華東師範大学は、教育・研究の環境、大学教員の処遇向上などのために、対外サービスの収入と校営工場の利潤などを基本として「学校基金」を設立した。その後、教育資金の不足に悩んでいた中国教育部と財政部は、華東師範大学の経験を総括して、全国に推し広めていくことになった³⁴。

また、上述した清華大学の「清華技術服務公司」の影響を受け、研究所を離れ自ら起業する研究者たちも増えた。中でも、中国の「シリコンバレー」と呼ばれる「中関村科学技術園区」³⁵では、「四通」「京海」「科海」など最初のハイテク企業が現れ、成功を収めていった。このような動向もさらなる反響を呼び、北京大学も刺激され会社を設立して、大学運営経費を調達することを検討し始めた。その結果、1984年に北京大学の物理学部（原語は「物理系」）の教員であった張玉峰らは、3000元ずつ集め、また大学からも40万元³⁶の融資を受け、「北京大学理科技術公司」を設立した。設立当初は資金と技術の制限で大規模の技術革新活動を展開することができなかったが、1987年4月に「北京玉潭郷農工商公司」の社長である傅洪江氏から120万元の融資を受け、「北京大学理科技術公司」という会社名を「北大新技術開発部」と変更し、パソコンネット管理システムの開発経営を中心に業務を展開してきた。1988年には、北京大学は「北大新技術開発部」に北京大学無線学部（原語は「無線電系」）教授の王選が開発した第4世代「レーザー写真植字印刷機」を生産させることを決めた。こうして「北大新技術開発部」は「北大方正」という社名に変更し、現在の世界的知名度がある「方正集団」まで成長した。

この時期の校営企業は、その性質により大きく三つに分けられる。一つ目は、大学が以前から経営している校営工場から姿を変え、直接に商品生産を行う（教育実習用を含む）校営企業である。二つ目は、大学の技術を関連企業との協働により移転させる、技術移転会社である。三つ目は、大学や学科によって設立された技術開発に専念する会社である。これらの校営企業は大学運営経費の補填にある程度貢献したことは間違いないが、教育費の不足問題を解決するには至らなかったのである。

教育費の不足問題、とりわけ公財政支出教育費不足の問題は改革開放以降の90年代でもまだ解決できなかっただけでなく、むしろ一層深刻になった。この問題は90年代に入ると、表3-2-2の示す通り、一層深刻になったのである。1990年の時点で教育費の公財政支出はGDPの3.1%を占めていたものの、1991年になると逆に2.86%まで減り、1995年になると2.41%まで下落した。1996年から少しずつ回復の趨勢が見えてきたが、2000年になってもまだ1990年の水準に戻ってきていない。90年代において、中国の経済成長率は平均で8%以上であったのに対して、公財政支出教育費のGDP比率は、増えておらず、逆に0.23%減少したのである。

表 3-2-2 1990～2000 年の公財政支出教育費の GDP 比率 (%)

年 度	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000
比 率	3.10	2.86	2.74	2.51	2.51	2.41	2.44	2.49	2.55	2.79	2.87

出典) 中国教育与人民資源問題報告課題組編

『从人口大国邁向人力資源強国』、高等教育出版社 2003 年、563 頁。

この時期の他国の公財政支出教育費の GDP 比率を見てみると、表 3-2-3 の示す通り、1990 年から 2000 年までイギリスと韓国という先進国の平均値 5.03%に対して、インド、タイ、中国という途上国は 3.22%で約 1.81%低くなっている。原因としては、やはり経済の発展格差が大きな影響を与えたと考えられる。途上国の間で、同じく人口が多いインドと比べると、中国の平均値は 0.83%低くなっているが、さらに 2000 年には 1.20%の格差がつき、一層広がる趨勢を見せている。

表 3-2-3 公財政支出教育費概況 2 (1990 年度、1995 年度、2000 年度)

年 度	先進国 GDP%		途上国 GDP%	
	イギリス	韓国	インド	中 国
1990	4.8	5.1	3.7	3.1
1995	5.2	4.4	3.1	2.4
2000	4.5	6.2	4.1	2.9
平均値	4.83	5.23	3.63	2.8

出典) 楊東平『中国教育公平的理想与现实』北京大学出版社、2006 年、68 頁。中国教育与人民資源問題報告課題組編『从人口大国邁向人力資源強国』、高等教育出版社 2003 年、563 頁。

ところが、1990 年から 2000 年まで、中国の大学の在籍学生数を見てみると (図 3-2-3 を参照)、1991 年だけ前の年より約 2 万人減ったが、これ以外毎年全部増加している。2000 年の時点ですでに 500 万人を超え、1990 年と比べると、300 万人以上増加した。これは、公財政支出教育費と正反対の趨勢になっている。一方、公財政支出教育費の内訳を見てみると、1997 年度に大学へ投入された金額は約 334 億元、中学校へは約 558 億元、小学校へは約 639 億元であり、1998 年度については大学へは約 384 億元、中学校へは約 601 億元、小学校へは約 701 億元であり、公財政支出教育費のうち大学に配分される割合がいずれも小さくなっている。もちろん、小学校と中学校の数は大学より相当多数であることから、

公財政支出教育費も小中学校へ傾斜的に配分されるのは当然であるが、大学の教育費不足の問題が一層深刻化していることも否めないのである。

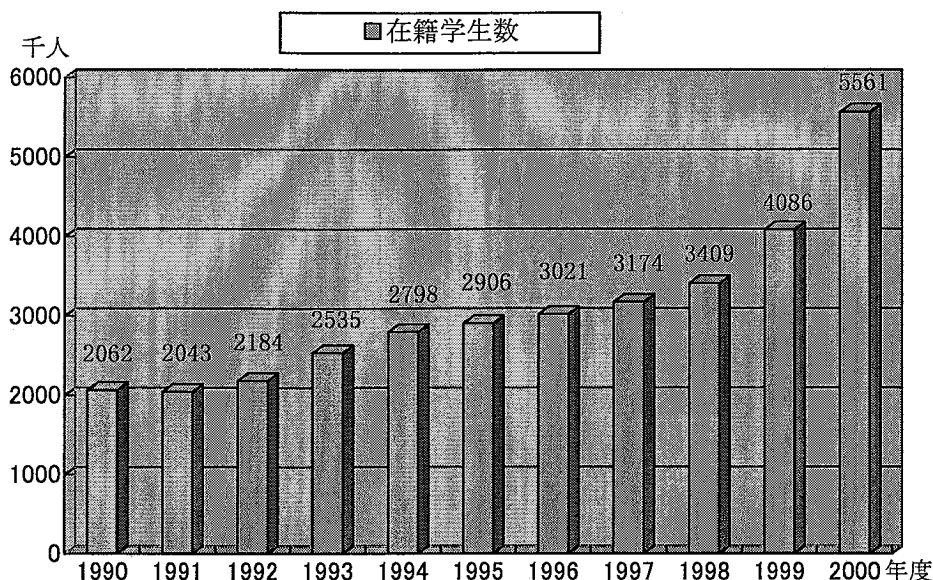


図3-2-3 1990～2000年在籍大学生数

出典) 国家教育委員会計画建設司編『中国教育事業統計年鑑 (1996年、1997年)』人民教育出版社、1997年・1998年、339頁・20頁。国家教育部發展規劃司編『中国教育統計年鑑 (1998年、1999年、2000年)』人民教育出版社、1999年・2000年・2001年、22頁・22頁・24頁の関連データを整理して筆者作成。

2. 大学運営経費自己調達への推進

上述した教育費不足問題を解決するため、社会主義市場経済の確立と教育改革案の公布に伴って、中国の高等教育は大学の独立法人化、大学運用経費調達の多元化など画期的な改革を始動した。校営企業も当然、大学運用経費調達の重要手段として推進され、活発化したのである。

2.1 校営企業関連法規の公布

校営企業に関連する最初の関連法規は、1989年12月14日に国家教育委員会が出した「高等教育機関による公司、企業の創設に関する若干の規定 (試行版)」³⁷ (以下は「創設規定」と略記) であった。校営企業を運営する大学ないし高等教育機関はすでに80年代初頭から存在していたことを踏まえると、校営企業に関しては実践・現場が先行し、法整備が後回しになったことが分かる。

その後も、校営企業の関連法規が制定されていったが、校営企業の形成段階において、この「創設規定」は最も拠り所となると考えられる。それは、「創設規定」の第一条に「校

営企業とは、高等教育機関が設立した企業であり、高等教育機関が創設あるいは創設に参加し、管理を行う、法人資格を持って法に基づき自主的に経営し、損益を自己負担する企業である。」と明記され、初めて法規上で校営企業という用語が明確に記述されているからであり、校営企業というものを正式に認めた最初の法規であるからである。法規は、当該法規が対象とする事象に対する規制や促進を目的として制定されるものであり、校営企業についても、その関連法規の内容に注目することで、政府の姿勢を分析することが可能である。以下では、こうした考えに基づき、法規制定の背景にある政策意図を探ることとする。

まず、「創設規定」の第四条、六条、八条によれば、校営企業の運営体制については、まず大学レベルの「全民所有制企業」であり、法人資格を持つ大学単独出資企業であることが示されている。次に、大学レベルの専門管理機構を設置し（専門管理機構の管理者は大学の指導者が兼任する）、企業の日常管理を行うこととされている。もちろん、校営企業は大学に付属している企業であるため、大学が絶対的な指導権を握っているのは当然なことである。しかし一方で、校営企業に法人資格を持たせ、専門的な管理機構が管理するという標準化管理へ移行させようとしている。その背景として、大学が校営企業の経営に深く関与すること、そして校営企業の経営が大学の本務に悪影響を与えることに対して、政府側が懸念し、校営企業の所有権と経営権を分離させようとしており、規制意図を示したと考えられる。

次に、「創設規定」の第一条、二条、三条によれば、校営企業の役割については、まず大学の人材、設備、情報、図書資料など通じて社会サービスを展開する一種の重要な方式であることが示されている。また、大学運用経費の補助や教育学習条件の改善などの方面に積極的な効果があるとされている。さらに、科学技術成果の迅速な実用化を促進するものとされている。このように、政府は校営企業に対して、多種多様な社会サービス、運用経費の調達、および研究成果の実用化という三方面に渡って重要な役割を果たすことを期待している。つまり、各大学は自発的に大学運営経費を調達するために、研究成果の活用を通じて、校営企業を設立した。そして、政府はこのような校営企業に対して、「創設規定」の公布によって正式に承認し、促進する姿勢を示したのである。

続いて、「創設規定」の第七条、十三条の1、2項目によれば、校営企業の財務管理については、まず校営企業は単独の財務管理機構を設置し、銀行口座を設け、同種の企業と同じく財務会計制度に従って採算、監査を行い、損益について自分で責任を負うとされている。また、資金源は主に大学基金や募金および銀行からのローンなどであり、教育費や研究経費の流用は禁止されている。そして、校営企業に対する課税は、商品税・増価税を徴収するが、営業利益の所得税を免除することになっている。このように、政府は校営企業の独立法人としての基本的な要求にかなない、校営企業の財務管理を大学から独立させた。その代わりに、経営損失を校営企業が自ら負担しなければならない。また、大学の本務である教育や研究を妨げないため、経費の流用を禁止しているが、その代わりに大学の担保

で銀行から融資することを認めている。税収面では、企業としての商品税と増価税を徴収するものの、非営利組織として所得税を徴収しない。つまり、校営企業は営利組織と非営利組織の二面性を有している。一見矛盾であるように見えるが、これはまさに、鄧小平が唱導してきた「白い猫でも黒い猫でも、鼠を捕るのがよい猫だ。」という改革開放を推進するスローガンの象徴である。つまり、見た目の違いより実質が大事ということである。

最後に、「創設規定」の第十三条の 3 項目によれば、校営企業の利潤配分については、まず納税後の利潤の 40%以上を大学へ返還し、残った部分を国家の関連規定に従って配分するとされている。そして、大学の上級主管部門は大学の収益の 2%を抽出して、校営企業発展のため準備資金として扱うことが示されている。このように、利潤の返還義務は半分ぐらいに止まっており、大部分を校営企業に残させている。その要因としては、政府が校営企業を短期的ではなく、長期的な戦略の中で位置づけていると考えられる。そして、校営企業発展のため準備資金をも用意し、個々の校営企業ではなく、校営企業全般を統一して発展させようとしている意図を窺うことができる。

2. 2 教育改革関連法規の公布

「南巡講話」が発表された翌年の 1993 年、とりわけ高等教育に関して、大学の独立法人化などをはじめ、きわめてラディカルな改革案「中国教育改革・発展綱要」（原語は「中国教育改革和発展綱要」、以下は「綱要」と略記）が、中共中央・国務院によって公布された。その内容の大胆さにおいて、戦後世界の教育改革のなかでも例を見ない、また高等教育改革の目標と方向において日本の臨時教育審議会、あるいは大学審議会などで提唱された改革構想をさらに大胆に先取りした側面さえみられると指摘されている³⁸。

特に、高等教育財政について、最も思い切った改革が提出された。この面での改革の基本は、「学生数に基づく経費配分方法を改革し、徐々に基金制を実施する。国家と地方政府から配分された予算以外に、大学は法律に則して、資金を集めることができる。」（第 21 項目）とされ、政府以外の財源からの資金調達を奨励している。そして、「大学が経営している校営産業と社会サービスを引き続き大いに発展させ、教育改革と発展を支援するシステムを次第に確立し、各級の政府および関連部門がこれに対し優遇政策を与えなければならない。」とされ、政府支出への完全な依存制度を改革するため、大学の校営産業を含む収益事業の拡大が期待されている。

他方、高等教育における政府の役割については、「大学に対する直接的行政管理から、立法、経費配分、企画、情報提供、政策指導および必要な行政手段による、マクロな管理に移行する。」（第 18 項目）とされ、さらに「政府行政と教育・研究といった大学の所掌事項の分離の原則に照らして、立法によって、大学の権利と義務を明確にし、大学が真に社会に目を向け、自主的に運営を行う法人組織に転換させる。大学は自らの権力を活用すると同時に、責任を負い、経済建設と社会発展の必要に自ら適応するような自己発展、自己規制のメカニズムを形成する。」（第 18 項目）こととし、大学の独立法人化および自主経営

権の拡大を明確に示した。また、大学内部の運営管理については、「報酬分配においては、仕事の実績に照らして、格差を作る。改革の中核は、正しい政策誘導、思想教育および物質的な刺激手段を用いて、平均主義を打破し、広範な教職員の積極性を引き出し、大学内部の管理運営のメカニズムを転換させ、大学運営の水準と効率を高める。」(第23項目)と述べられ、格差を作ることで効率を高めようとしている。

これら一連の改革方針に従って、各大学の校営企業の設立運営活動は一層活発となった。1995年までに全国の大学において、史上最多の8182社の校営企業が設立され、売り上げ収入が196億7900万元にのぼり、7億4200万元の税金を納め、大学へ7億9700万元を上納した³⁹。その後、上述した企業における管理運営制度改革の深化に伴い、校営企業の数は徐々に減っていくが、売り上げ収入は増加した。2000年の時点で5451社となり、484億5500万元の売り上げを達成し、1995年と比較すると、数は2731社減ったものの、売り上げ収入は約2.5倍増加したのである⁴⁰。校営企業は、まさにこうした大学運用経費調達の手助けの一つとして、規模を拡大し、さらなる発展を遂げたのである。

おわりに

以上で校営企業の形成・拡大要因について、考察を行ってきた。その結果、大学と企業、つまり教育と経済の結合体である校営企業は、経済的側面と教育的側面という両面の要因で形成され、拡大してきたのである。

形成・成長の要因について、経済的側面から言えば、1980年代初頭から始動した改革開放政策に従って、経済面の改革が先頭に立つようになり、特に従来の工場に対して企業へ変身させる企業管理体制改革が急ピッチで進み、従って多くの校営工場も管理体制・財務管理・人事管理・生産管理など多方面に渡り、標準化管理を始動した。これで、校営工場は従来の計画的生産活動を行うだけでなく、市場ニーズに応じて売れる商品の生産を始め、マーケットでの販売活動を行うようになったのである。つまり、市場経済が中国で深化するとともに、校営工場は従来の教育的役割を担いながら、徐々に利益を獲得することへ重点を置き、校営企業へ移行しつつあるのである。

また改革開放以前の中国では、研究開発は主に公的研究機構や大学が担い、企業(実は工場である)が主に計画とおり生産活動を行ってきた。このため、改革開放以降、企業の研究開発能力の育成が改革の重要課題となった。それで、各大学の研究成果の移転が求められ、工業企業へ支援活動を行うようになり、従って大学内でこうした技術支援を行う専門会社が設立され、技術支援を行うと同時に一定の料金を徴収し、次第に大学財源の一つになったのである。すなわち、校営企業の一部はこうした新たに設立された専門会社から形成されているのである。

さらに、1992年鄧小平の「南巡講話」を契機として社会主義市場経済が本格的に確立され、従って経済面においてさらなる改革が求められるようになり、特に企業経営管理制度

では法人化や株式改革が徹底的に行われてきた。もちろん校営企業も例外なくこうした改革を行い、企業としての競争力を一層高めるとともに、量的拡大を実現し、そして規模的にも株式上場まで成長したのも多く現れたのである。また、経済のグローバル化に従って、国と国すなわち民族産業、特に先端技術産業の争いも激しくなった。それで、自国の科学技術産業を速やかに発展させるため、中国政府は大学に対して、専門分野の優位性を発揮させ、研究成果の迅速な実用化を通して、産業構造調整を促進させ、さらに国家経済建設に大いに貢献することを要求し、校営企業はそれに応じたのである。

形成・成長の要因について、教育的側面から言えば、中国では1980年代半ばまで、公的支出教育費のGNPに占める割合はずっと世界最低水準に止まったままであった。一方で大学数と在籍大学生数は著しく増加した。つまり、教育資金は大学教育の伸びに対応するものではなかったし、大学の経費が極端に不足していたのである。その結果、各大学は自ら大学運営経費を調達しなければならなくなり、それで、校営企業は収入創出の担い手として重要視され、各大学で相次いで設立されたのである。また、このような校営企業が続々と設立されたことを受けて、中国政府は後回しの法整備を行い、校営企業を定義した上で、その役割を明確にし、一層促進する意図を表明したのである。これで、校営企業は形成段階を経て拡大段階に入ったのである。

また、中国では90年代に入っても、教育費の不足問題はまだ解決されなかったが、大学生数の倍増に従って一層深刻になったのである。これで、1993年に中国の教育、とりわけ高等教育に関して、大学の独立法人化などをはじめ、きわめて革新的な改革案「中国教育改革・発展綱要」が公布された。これに従って、日本よりも先に大学の法人化改革が進められ、大学の権限を著しく拡大させたのである。特に財政面においては、大学の自主的な資金調達を認めたにとどまらず、強力に推進したのである。それで、もともと大学の収入創出の担い手であった校営企業はさらに奨励され、急激に拡大してきた。

このように、校営企業は80年代から形成され、90年代に量的・規模的拡大を実現し、今まで中国の多くの大学に存在し、そして現在、校営産業の中心でありながら、さらなる改革を通して新たな途方へ歩み始めている。

注：

¹中国は元来商品経済があまり発達していなかったこと、加えて社会主義体制になってからも、社会主義の計画経済と商品経済は相容れないという固定観念により、商品経済の発展が妨げられてきたので、改革で新たに確立される経済体制は、商品経済の発展に有利なものであることが求められている。それは「計画性のある商品経済」（「有計画的商品経済」）の体制であるとみられている。このことが相対的に独立した商品生産者である末端の経済単位（企業など）の多様性、弾力性の重視に繋がっている。（河地重蔵・藤本昭・上野秀夫・高島国男『変貌する中国経済』世界思想社、1987年、110～111頁）。

²『新華網』http://news.xinhuanet.com/ziliao/2005-02/05/content_2550304.htm、2008年5月閲覧。

³1982年9月1～11日に開かれた「中国共産党第12回全国代表大会」の胡耀邦総書記の報告と1984年に公布された「中共中央経済体制改革に関する決定」（原語は「中共中央關於經濟体制改革的決定」）による。

⁴人民公社の崩壊までは、生産隊を基本単位として、所属農家が共同耕作を行い、各人の作業量を点数化し、その点数に応じて収益の分配を行ってきたが、人民公社が崩壊とともに、共同耕作をやめ、一戸または数戸の農家に特定の耕作権を与え、あらかじめ一定量の作業量ないし生産数量を請け負わせ、それを越えた部分については、農家の自由処分にまかせるという制度が普及し始めた。ただし請負量を達成できなかった場合は、自己弁済しなければならない。（総合研究開発機構編『現代中国の経済システム—日中経済シンポジウム報告』筑摩書房、1986年、287頁）。

⁵中国科学院工業経済研究所編、日本総合研究所翻訳『現代中国経済事典』東洋経済新報社、1982年、433～436頁。

⁶同上、289頁。

⁷総合研究開発機構、前掲書、253頁

⁸同上、260頁。

⁹同上、97頁。

¹⁰「利改税」とは、従来の利潤納付制が全面的に税金納付制に改められたこと。

¹¹何東昌編『中華人民共和國重要教育文獻（1976～1990年）』海南出版社、1998年、1820～1822頁。また、「管理方法」は「実験実習型校営工場」だけに適用すると定めているが、「少数の条件を備えた大学で作られた生産型校営工場に対しては、1963年に公布された「教育事業財務管理若干問題に関する規定」に従って、取り扱う」（一項目）と記され

ている。1963年に公布された「教育事業財務管理若干問題に関する規定」でも校営工場について言及されていたが、その内容は上述したように、二種類の校営工場があることを示したうえで、財務管理のあり方を数行でまとめたものに過ぎないのである。すなわち、「生産型校営工場」は特別事情として扱われており、各大学で普遍的に存在している校営工場とは別範疇のものであると考えられる。

¹²何東昌編、前掲書（1976～1990年）、2832～2834頁。

¹³中華人民共和国の政治などにおける基本路線の一つ。1979年3月に鄧小平によって「中央理論工作会議」で提唱され、1982年には中華人民共和国憲法の前文に明記された。社会主義の道、プロレタリアート独裁（または人民民主独裁）、中国共産党の指導、マルクス・レーニン主義・毛沢東思想の4つが堅持されなければならないというもの。

¹⁴「校企“資”変」『中国経済週刊』人民日報社、2005年、13～14頁。

¹⁵何東昌編『中華人民共和国重要教育文献（1991～1997年）』海南出版社1998年、3266頁。

¹⁶同上。

¹⁷『新華網』前掲、2008年7月5日閲覧。

¹⁸同上。

¹⁹武漢市工商管理局『紅盾情報網』

<http://www.whhd.gov.cn/news/oldnews/103855435885586200.html>、2008年7月5日。

²⁰<http://www.chinahightech.com>、2005年8月16日。

²¹中兼和津次『経済発展と体制移行』名古屋大学出版会、2002年、154頁。

²²上海証券交易所ホームページ、<http://www.sse.com.cn/sseportal/ps/zhs/home.html>、2007年5月閲覧。

深圳証券交易所ホームページ、<http://www.szse.cn/>、2007年5月閲覧。

²³中華人民共和国科技部ホームページ、<http://www.most.gov.cn>、2007年5月閲覧。

²⁴同上。

²⁵経済活動の単位。個人・企業・政府など個々の経済活動の主体となるもの。（新村出編『広辞苑』岩波書店、1998年、816頁）。

²⁶中華人民共和国科技部ホームページ、<http://www.most.gov.cn>、2007年5月閲覧。

²⁷人民公社は共同生産体なので、農・林・牧・漁業以外に、工業、建設業、商業などを営んでもよい。それらを営む企業を一括して「郷・鎮企業」という。このうち規模の大きいものは郷・鎮政府が直接経営し、小規模なものは農家あるいはそれらの小集団が経

営している。収益は国家には税金を、集団には集団留保分を納めたあと、農村労働者に配分する。(総合研究開発機構、前掲書、289頁)。

- ²⁸ 羅建北、鄭仁潔「辦好外向型高技術企業、為学校發展做更大貢獻」『中国信息導報』1996年第9期、34～35頁。
- ²⁹ 『新華網』前掲、2008年7月5日閲覧。
- ³⁰ 「科教興国」とは、經濟建設と社会發展の基盤を科学技術の進歩に置き、教育を国家の基本に置く方針をさらに貫き、教育と科学を經濟と社会發展の戦略的地位に位置づける事を指す。1995年5月6日国務院が「科学技術進歩の加速化に関する決定」を公布してから実施された。(何東昌編『中華人民共和国重要教育文献(1991～1997年)』海南出版社、1998年、3812頁)。
- ³¹ 前掲書、何東昌編(1991～1997年)、3812頁。
- ³² 教育部科技發展中心「全国普通高等教育機關校辦企業統計報告1996年度」。
- ³³ 呂濤「教育費投入問題解析」『中国財經報』2005年3月8日。
- ³⁴ 郝遠『高校科技產業發展的制度選取』高等教育出版社、2005年、40頁。
- ³⁵ 北京の北西には、大学が林立している海淀区という学園地区があり、その一角に「中関村」という所がある。中関村科学技術園區、通称「中国のシリコンバレー」と呼ばれる産業集積地帯ないしサイエンスパークは、中国政府が提示したハイテク産業推進策として、1980年代後半に開園された。園区内には北京大学、清華大学、中国人民大学などの著名大学10校を含む57の大学、中国科学院の研究所を含む232の研究機關が立ち並び、30万人以上の大学生・大学院生、40万人以上の科学技術方面の人材が揃い、企業数は約1万社にのぼる。
- ³⁶ 丸川知雄「連想集団と北大方正集団—成長要因と企業制度」8頁、
<http://www.iss.u-tokyo.ac.jp/~marukawa/lenovoandfounder.pdf>、2008年5月閲覧。
- ³⁷ 中華人民共和国教育部ホームページ、
<http://www.moe.edu.cn/edoas/website18/28/info5028.htm>、2007年5月閲覧。
財務管理目録、<http://www.gxu.edu.cn/administration/cwc/cwwj/cwglwj.htm>、2007年5月閲覧。
- ³⁸ 苑復傑「中国の高等教育改革像」『放送教育開発センター研究紀要』第10号、1994年、54頁。
- ³⁹ 教育部科技發展中心「全国普通高等教育機關校辦企業統計報告1995年度」。
- ⁴⁰ 教育部科技發展中心「全国普通高等教育機關校辦企業統計報告2004年度」。

第四章 校営産業の新たな形態—資産運用会社への転換

はじめに

中国の社会は、1979年からの改革開放政策の導入に伴って、旧来の国有企業に加えて、さまざまな経済主体が登場してきた。例えば、郷鎮企業、私営・個人企業、合資・合弁企業、外資企業など、公有制を主体としながらも、民営的・私有的エレメントを取り込んだ多様な形態による経済構造が形成しつつある¹。このような新しい形態の構造が、特に「経済特区」²を中心に急速に増加し、大きな発展を遂げ、中国経済の急成長を牽引してきたのである。その影響は教育にもおよび、特に中国の大学においては、大学内の研究成果の実用化を通してさらなる社会貢献を果たすと同時に、大学の運営資金を調達するため、前述した校営企業という新たな経済所有制企業の設立が多くの大学で積極的に推進されてきたのである。とりわけ、21世紀に入ってから、多くの大学で資産運用会社を設立し始めたことが注目に値する。資産運用会社とは言うまでもなく、資産を運用する会社である。大学において、なぜ一見教育や研究と関係がない資産運用会社を設立しなければならなかったのか、いかなる過程を経て実現したのか、どのような役割が期待されているのか、その実態はどうなっているのか、これらは、各国の大学で産学連携を積極的に推進している流れの中において、きわめて興味深い問題である。

そこで本章において、このような中国の大学における資産運用会社に注目し、その転換要因および実態を明らかにすることを試みる。まず、転換要因について3方面から考察分析を行う。具体的には、一つ目は資産運用会社を設立しなければならなかった背景について考察を行う。二つ目は、資産運用会社が形成されたプロセスについて関連法規の内容分析および事例分析によって明瞭にする。三つ目は、関連法規や事例を掘りどころにして、それらに期待されている役割を明らかにする。次に、これらを踏まえて清華大学と北京大学の転換プランの比較分析を行うことで、その転換の実態を明らかにする。

第一節 資産運用会社の設立背景と過程および役割

1. 資産運用会社の設立背景

中国では1994年に「会社法」が公布されたが、これによれば「会社は独立法人としての財産権を有し、法に基づき民事権力を有し、民事責任を負う」(第4条)と定められ、「会社はそのすべての法人財産権を持って、法に基づき自主的に経営し、損益を自己負担する」(第5条)と規定されている。ところが、今までの校営企業の場合、民事権力、民事責任や経営損益については、大学と企業のどちらが負うかが明記されていない。こういう企業としての基本制度が未整備なままでの校営企業の規模拡大とともに、不安定な経営が見られた。中国教育部科学技術発展センターの統計資料によれば、校営企業は1995年度に8,182

社に達し、頂点を迎えた。その後、経営不振で毎年約 500 社ずつ減り、2001 年の時点では 5039 社が経営を続けている³。こうした状況を受け、90 年代後半から、多くの大学の校営企業では、1994 年に公布された「会社法」に基づき、独立法人の設立をめぐる、株式化などの企業管理制度の整備を中心とした再建が始まった。まさに、この時期から校営企業は企業として名実相伴うものになったと考えられる。

一方、この時期における校営企業の運営の模範である清華大学などでは、企業のグループ化が実現したのである。その一事例として、1995 年に清華大学は「清華企業集团公司」を設置した。これは他大学に先行し、中国政府内でも改革のモデルケースとして注目されていた。「清華企業集团公司」は清華大学が全額を出資した有限会社で、主に傘下にある 40 社の各校営企業の申告、停業、合併および経営活動の中の重大問題について管理を行い、同時に一部の資本運営機能をも担っている。そして、1997 年 6 月 25 日に傘下企業である、現在中国の IT 産業のトップレベルに至っている「清華同方株式有限会社」を正式に設立し、二日後の 27 日には上海株式市場に上場させたのである。清華大学の校営企業の改革を皮切りに、中国全土で校営企業を株式化（原語は「股份制」）する改革が急速に進んだ。このように校営企業は技術に資本をプラスしようとして、企業のさらなる発展を目指す時期に突入し、そして「科教興国」戦略を貫く担い手として期待されるようになったのである。

ところで、改革や発展とともに問題も多発した。事実上多くの校営企業は名前を株式会社に書き換えたに過ぎず、企業の中身は全く変わっていなかった。例えば、1999 年の『広西師範大学学报』⁴に載った論文によると、経営管理面において、人・金・物など三方面に関しては、基本的に改革前の非営利組織（事業単位）のものと同じ基準を踏襲していて、企業の業績が株式化したことにより、さらに悪化するという事態も生じている。具体的には、まず人事制度に関して、職員の雇用について多くの校営企業がまだ独自の雇用権を持たず、これまでの「しがらみ」から勤務不適切者についても、解雇も行えない状態であり、さらに大勢の一般職員を解雇し、経営管理者は従来どおり在職させたままというところもある。待遇や賞罰制度も、改革前と同じく整備が不十分であり、職員の仕事量に拘らず同額の給与が支給される。管理者たちは経営に失敗しても待遇に反映されることなく、一方、多少なりとも業績が上がると法外に多額のボーナスを支給するといった事が起こっている。財政制度に関しては、大学と校営企業の資産および会計帳簿は、まだはっきり分割されていないし、財政管理もしっかりしていなかった。物資管理制度に関して、多くの校営企業が大学のキャンパス内に本部を設置して、大学の施設や研究室を無償で使用していた。

当然ながら、校営企業と関連する国務院、教育部、財政部などが、校営企業の発展のためにさまざまな政策を打ち出していることから、中国政府は校営企業の影響および抱えている問題についても深く認識していると言えよう。しかし、上述したように 90 年代の改革は往々にして「看板すり替え企業」に過ぎず、実態としては低効率の運営体質から脱却できていない。そして、校営企業は 90 年代の株式上場ブームを経て、その影響力が規模の拡大とともに広がり、大学のみならず、中国の経済および社会全体にも強い影響を与え始め

た。そこで、校営企業が抱えている資産所有権・財務関係・企業管理制度などの問題に関しては、さらなる注意を支払い徹底的な解決を行うことが政府および各大学の急務となっていた。各大学も各自の現状に合わせて校営企業のさらなる改革を断行し、もっとも急ぐべき課題として、従来の校営企業と大学の間に資産運用会社を設置するという改革であった。

2. 資産運用会社の設立過程

2. 1 「実験的指導意見」の公布

こうした90年代における改革の失敗の教訓を受けて、2000年末に当時の中国国務院副総理である李嵐清の指示で国務院体制改革委員会と教育部など9つの行政部門および北京大学と清華大学が共同で結成した調査研究グループが、北京大学と清華大学の校営企業体制改革について調査・研究を行った⁵。そして、この調査結果を踏まえて、翌2001年10月9日に国務院により「北京大学と清華大学の校営企業の管理体制規範に関する実験的な指導意見」（以下は「実験的指導意見」と略記）が公布された。これにより両校の校営企業の体制改革はより徹底したものとなり、校営企業の体制改革が、再び広範に議論され始めたのである。

「実験的指導意見」は冒頭において、主要目標と基本原則を示した。その内容を要約すれば、主要目標として揚げられたのは次のことであった。第一に、校営企業の資産所有権の明瞭化を通じて、校営企業の管理体制を整理する。すなわち、資産所有権の明瞭化、財務関係の明確化、大学と企業の分離という各種の管理制度が整備された現代企業制度を設立する。また、校営企業に有限責任を担わせて、自主経営させ、損益も自己負担となり、規定に従って納税させ、そして大学のすべての経営資源や各投資企業の株所有権を管理し、増価させる。さらに、大学の株主としての法的連帯責任リスクを最大限に回避する。第二に、大学におけるハイテク企業への投資体制や経営からの撤退体制を順次設立し完備化させる。科学技術研究成果の産業化を一層拡大し、大学の教育・研究または校営企業の経営を好循環へ導き、健全な発展を促進する。

基本原則として揚げられたのは次のことであった。第一に、校営企業の管理制度を標準化するとき、大学の国有資産の安全を確保し、大学の正当権益を守り、教育と研究を健全に発展させることを前提として校営企業の合理的な利益要求に配慮する。第二に、校営企業の管理制度を標準化するとき、社会主義市場経済の一般的な要求および校営企業の特異な要求を反映する。そして、大学の企業運営の連帯責任リスクを回避し、資本の好循環体制を実現する。また法律・法規に基づき校営企業の管理体制を標準化すると同時に、校営企業の健全な発展を促進する。第三に、校営企業の管理制度を標準化するとき、明確な目標があり、さらに具体的な実施可能な計画と措置が必要であり、詳細な操作プランをも制定しなければならない。

続いて、その主な具体的改善内容を見てみると、以下のようになっている。

第一に、新たな資産運用会社の設立が示された。

上述のように校営企業の改革を必然化している最も重要な要因の一つが資産所有権と財務関係であったとすれば、資産所有権の明瞭化と財務関係の明瞭化で最も思い切った改革が提起され、それが「実験的指導意見」の改革像全体の中心となっていることは不思議ではない。

具体的に「実験的指導意見」では、従来の「大学が占有・使用している国有資産を徹底的に財務の清算と資産の確認を行った上で関連部門に確認させてから、資産の属性に従って、経営資源と非経営資源⁶（原語は「非経営性資産」）とに分け、それぞれ帳簿を作り、分別管理した制度を実行する。この上で、資産所有権の明瞭化、有限責任の引き受け、自主経営、損益の自己負担、規定に則った納税するという校営企業制度を整備し、こうした校営企業の管理は資本を紐帯として行う」（第1条）と述べ、資産所有権および財務関係の明瞭化の改革を明確に提起している。その具体的な方法としては「大学は法律に則して国有経営資源を経営する資産運用会社を設立する、あるいは現有の校営企業の中から一つの一定規模の単独出資企業を選んで、大学を代表して校営企業と対外投資の株主権利を所持する。」（第6、8条）と述べており、校営企業の大学への完全な依存制度が廃止されていることも明らかであろう。

しかしさらに重要なのは、資産運用会社という「防火壁」を作って、大学の株主としての法的連帯責任リスクを最大限に回避することが期待されていることである。まず原則的にも、「実験的指導意見」は「校営企業の管理制度を標準化するとき、大学の国有資産の安全を確保し、大学の正当権益を守り、教育と研究を健全に発展させ、大学の企業運営の連帯責任リスクを回避する前提で校営企業の合理的な利益要求に配慮し、資本の好循環体制を実現する。」（第3条）と述べ、大学と校営企業の間に一線を引こうとしている。

このように「実験的指導意見」の改革像は、大学と校営企業の間新たな資産運用会社を設立することによって、資産所有権および財務関係を明瞭化にし、大学と校営企業を分離させようとするものであった。すなわち「大学は関連法規に基づき、国有経営資源に対しては占有・使用およびある程度の処置権利と収益の分配権利を持っている。大学は管理している国有資産に対して資産増価の責任を担い、株主の権利を行使できるが、校営企業の具体的な経営活動を行わないし、干渉もしない。」と、校営企業に完全な自主経営権を与えようとしているのである。従来の政策からきわめて劇的な転換であると言える。ただし具体的な大学による改革が、どの程度の水準まで行われるべきかについては明確に触れていない。

第二に、校営企業の運営方針に対する規範措置に触れられている。

改革像の第2ポイントは、校営企業の運営方針に対する規範措置、とりわけハイテク企業設立を中心とする改革である。

この点に関して「実験的指導意見」は「資産運用会社の活動は主に、大学の科学研究成果の実用化およびハイテク企業の孵化を行うことである。当該大学の科学研究成果の実用

化と無関係の非ハイテク企業に投資することは禁止する。」(第14条)と述べており、大学の科学研究成果の実用化と無関係な校営企業は原則的に売却しなければならなくなったと考えられる。

このように、原則的にも「実験的指導意見」は「大学におけるハイテク企業への投資システムを順次設立し完備させる。また科学技術成果の実用化へのルートを一層拡大させ、積極的に産業化を促進する。それで大学の教育・研究、校営企業の経営を好循環へ導き、健全な発展を促進する。」(第2条)ということがうたわれているのである。しかし、大学の研究者と資産運用会社と校営企業の間、どのような機能分担、あるいはどのような仕組みで交渉すれば適当か、という問題については明確に示唆されていない。

第三に、大学の投資システムの形成が促されている。

改革像の第3ポイントは、大学の投資および投資からの撤退、とりわけ株式売却に関する規制緩和および優遇措置の認定を中心とした改革である。

この点に関して「実験的指導意見」は、「大学の一定規模を持つ校営ハイテク企業の香港株式市場あるいは海外株式市場への上場を支持し、大学が校営企業への投資からの撤退システムを順次設立し完備させる。」(第2、19条)と提起している。その具体的な方法としては「大学の審査および許可を受けてから資産運用会社は、株式市場にまだ上場していない校営企業に対しては全部あるいは部分的に売却・転売できる。株式市場に上場した校営企業に対しては、国家の関連政策に従って大学が所持している国有株を規範的なルートから転売できる。」(第19、20条)と述べており、大学の収益の確保が考えられていることも明らかであろう。しかしさらに重要なのは、回収した資金の使い道である。まず原則的に「実験的指導意見」は「株の転売で回収した資金の一部を関連規定に従って社会保障基金として扱い、それ以外は、大学の教育・研究、特に基礎教育・研究の経費として扱う。」(第19条)と明言している。ただし具体的な方法については「財政部、教育部、証券検査委員会など関連部門共同で研究してから制定する」(第19条)と述べているのである。しかし資産運用会社自体が投資に失敗したら、最終的な責任を国または大学どちらが担うのかについては明確に触れていない。

第四に、校営企業の人事関係に対する整理整頓に関する記述である。

まず「実験的指導意見」は大学教員の校営企業への異動については「1999年に教育部と科学技術部など七つの関連部門が共同で公布した「科学技術成果の実用化の促進に関する若干意見」の方針を堅持し、大学教員の大学から企業への異動を奨励する」(第22条)と述べ、大学の研究成果をスムーズに実用化する過程で教員の役割を重要視していることが明らかであろう。また「大学教員が校営企業へ転職するとき、個人的に校営企業と契約を結び、原則的に元大学との人事関係を中止する。ただし、大学の許可を受け、臨時的(2年以内)に校営企業の技術指導や管理運営に参加すれば、大学へ復職することができる。」

(第22、23条、24条) ことによって柔軟な人事体制を整備させ、教員たちの職を確保し、校営企業への参入の積極性を高めることを狙っていると考えられる。

また、新たに設立した大学が単独所有する資産運用会社の役員について「大学の管理職に在職期間で資産運用会社に兼任する場合は資産運用会社から報酬をもらうことを禁止する。」と述べ、他方で「大学の党政指導者は資産運用会社の傘下に所属する企業に兼職することは禁止する」（第25条）ことを提起している。

以上の四点にわたる改革の核心をあらためて見直してみれば、その四点が相互に密接な補完関係にあることが明らかであろう。言い換えれば、これらの点が全体で一つの理論的な構造を形作っている。それを一言でいえば、大学運営に対する「市場メカニズム」の導入を目指しているということになる。

2.2 清華大学の実施過程

上記の「実験的指導意見」に従って、清華大学は2003年12月10日に「清華持株有限公司」（原語は「清華控股有限公司」）という清華大学を代表する唯一の独立法人資格を持つ、主に資本運用を行う国有単独出資会社を、清華大学と清華大学に付属している従来の校営企業間に設置した。さらに、従来の校営企業について統廃合を行った上で、全部「清華持株有限公司」の傘下におさめた。「清華持株有限公司」は「会社法」に基づいて設立された「有限会社」であり、同社の傘下にある諸企業に対して、資本面でのつながりを通してコントロールを行っている。

具体的な手順としては、まず大学外の会計検査機関に依頼し、一年かけて、大学の持株企業を対象として、徹底的に財務の清算と資産の確認を行った。

次に、大学と企業を分離させるため、第一に、資産および帳簿の分割、すなわち大学の資産と企業の資産を完全に分別し、それぞれ帳簿を作り、別管理とした。

第二に、管理体制の分割、すなわち今後、清華大学は株主としての権限を行使するものの、企業の独立した経営自主権を尊重して、企業の経営活動には干渉しないことにした。

第三に、大学管理者の企業からの撤退、すなわち大学、学院、学系、各部・所⁷などの管理者たちは段階的に企業での兼職を辞任した。

第四に、経営不振の企業あるいは大学での研究成果の製品化とは無関係な大学内の学院・学系・所が運営する企業を徹底的に整理、合併した。2005年現在までにすでに37の校営企業が整理ないし合併された。

第五に、学校内に設置されていた企業をすべて「清華科学技術園」⁸、あるいは他の学外の産業基地へ移転させた。かくして校営企業は物理的にも徹底的に大学から離れることとなった。また、「清華持株有限公司」以外の校営企業は、企業名に「清華」という文字を使用することが禁止された。

以上のような清華大学の取り組みから、大学と校営企業との財産権や経営権が分割されたことが分かる。その狙いは、上述した資産所有権と財務関係が不明瞭という問題の解決が図られたということである。また、大学の管理者が企業から退陣し、企業に自主経営権を与えることにより、企業管理制度の整備も始まったように見える。つまり、上述した企

業管理制度の未整備と複雑な人事関係という問題の解決も図られているのである。さらに、キャンパス内の校営企業を学外に移転させ、大学名の乱用を禁止し、企業経営が大学に与えるマイナスの影響を最小限に抑えようとしている。

2.3 「設立意見」の公布

2001年に「実験的指導意見」が公布されてから、5年後の2006年6月19日に教育部は「教育部高等教育機関の産業の規範化のための大学資産運用有限会社の設置に関する提案」（以下は「設立意見」と略記）という資産運用会社の設立に関する綱領的提案書を全国の大学に告示した。これは、北京大学と清華大学の改革経験を集約して、北京大学と清華大学に限定した「実験的指導意見」から一歩すすんだ「正式普及版」とも言える。「設立意見」ではその名称に示されている通り「大学が法に則して、新たな国有単独出資の資産運用会社を設立する。もしくは、現有の校営企業から一つの資産所有権が明瞭かつ企業制度が整備された単独出資企業を選び資産運用会社として改組し、大学のすべての経営資源を資産運用会社に移し、大学の唯一の代表として、大学の資産および投資企業の株を所持する」（第1条）と規定し、資産運用会社の設置を全国の大学に要求し始めたのである。

さらに「設立意見」に盛り込まれた、資産運用会社設置に関する具体的な規定を見てみると次のようなものがある。

第一に、第4条の資産運用会社の設立に当たり、教育部に提出すべき資料は「①大学が資産運用会社を設立する申請書、②資産運用会社の設立プラン、③資産運用会社の規則草案、④企業名称審査通知書、⑤財務の清算結果と資産の確認結果および上級部門の承認返答、審査報告、評価報告、⑥資産運用会社設立プランの法律意見書。」と記され、備える書類および行う手続きを詳細に示したのである。

第二に、第5条では資産運用会社の設立プランの具体的な内容について「①資産運用会社の名称の性質。②資産運用会社の目標、原則と形式。③資産運用会社の登録資本金と出所。④資産運用会社の経営目標、主要職務と主要権限。⑤資産運用会社の管理体制と組織機構設置および職権配置。⑥資産運用会社の投資管理、業績考査など主要業務制度。⑦大学定員に配置されている人員に対する措置。⑧資産に関する確認、審査および評価状況。」という8項目に渡り、設立方案の作成に細かく指導し、厳しく要求している。

さらに「設立意見」では、資産運用会社の運営に対しても、8から18まで11個の項目で詳細に指示している。その内容を要約すれば、①資産運用会社の独立性を保証する。②資産運用会社の職員は大学から独立する。③大学が資産運用会社に投資した資産は所有権が明確化されるべきである。④資産運用会社は「会社法」に基づき、完全な財務制度を整備し、独立採算する。⑤資産運用会社は「会社法」に基づき、取締役会と監督役会制度を整備する。⑥教育部に直属する大学の資産運用会社の役員名簿は教育部の記録に載せる。⑦資産運用会社の資産所有権および株所有権が変更する際に、国有企業の管理規定に準ずる。⑧資産運用会社は年度会計が終了する度に専門会計士を招聘して審査を行い、結果を

教育部に報告する。⑨資産運用会社を設立後、必ず「会社法」に則して運営する。⑩資産運用会社は原則的に大学と資金を融通すること、お互いに担保すること、重大な関連取引など経済行為を行わない。⑪資産運用会社は毎年の業務について総括を行い、大学および教育部に報告し、具体的な運営方針を打ち出したのである。これはまさに、今後の中国の大学における校営企業の改革・発展方向を指示したものと考えられる。

3. 資産運用会社に期待される役割

3. 1 一種の「防火壁」

上述したように、独立法人資格を持つ資産運用会社の設立によって、大学と校営企業との資産所有権と財務関係が明確化され、他方資産運用会社は大学を代表して校営企業と対外投資の株主の権利を所持するようになった。つまり、大学は関係法規に基づき、国有経営資源に対しては占有・使用およびある程度の処置権と収益の分配権を持っている。大学は管理している国有資産に対して資産増価の責任を担い、株主の権利を行使できる一方、校営企業の具体的な経営活動は行わず、干渉もしない。つまり、校営企業に完全な自主経営権を与えており、従来の方針に比べるときわめて劇的な転換である。

さらに、重要な事柄は、資産運用会社という「防火壁」を作ることによって、校営企業の大学への完全な依存制度を廃止し、大学の株主としての法的連帯責任リスクを資産運用会社の「有限責任会社」の利点を活かして、これまでの直接企業経営リスクを負う形態から脱出することを図っている点である。

これに関して「実験的指導意見」では上述したように「校営企業の管理制度を標準化する」とき、大学の国有資産の安全を確保し、大学の正当権益を守り、教育と研究を健全に発展させ、大学の企業運営の連帯責任リスクを回避する前提で校営企業の合理的な利益要求に配慮し、資本の好循環体制を実現する」と述べており、すなわち大学と校営企業との間に資産運用会社という「防火壁」を作ること、大学の株主としての法的連帯責任リスクを最大限に回避することが期待されていることである。

そして、その「正式普及版」でもある「設立意見」では、第2条において「資産運用会社は必ず、資産面と管理面で大学とはっきり区分し、真の「防火壁」としての機能を果たし、大学が資産運用会社の唯一の株主としての法律連帯責任的リスクを回避させる」と規定し、「防火壁」という言葉が明確に盛り込まれ、資産運用会社の防火壁的機能を最も重要視していることが分かる。

清華大学の資産運用会社を例に取ってみると、図4-1-1のように「清華持株有限公司」は清華大学に従属し、同社の傘下に所属する73個の企業に対して、株を所持するなど資本面でのつながりを通してコントロールを行っている⁹。清華大学はこのように、大学と校営企業の間「清華持株有限公司」という資産運用会社を設置し、マーケットに参加することで生じるリスクを、全部この段階で抑えようとしているのである。

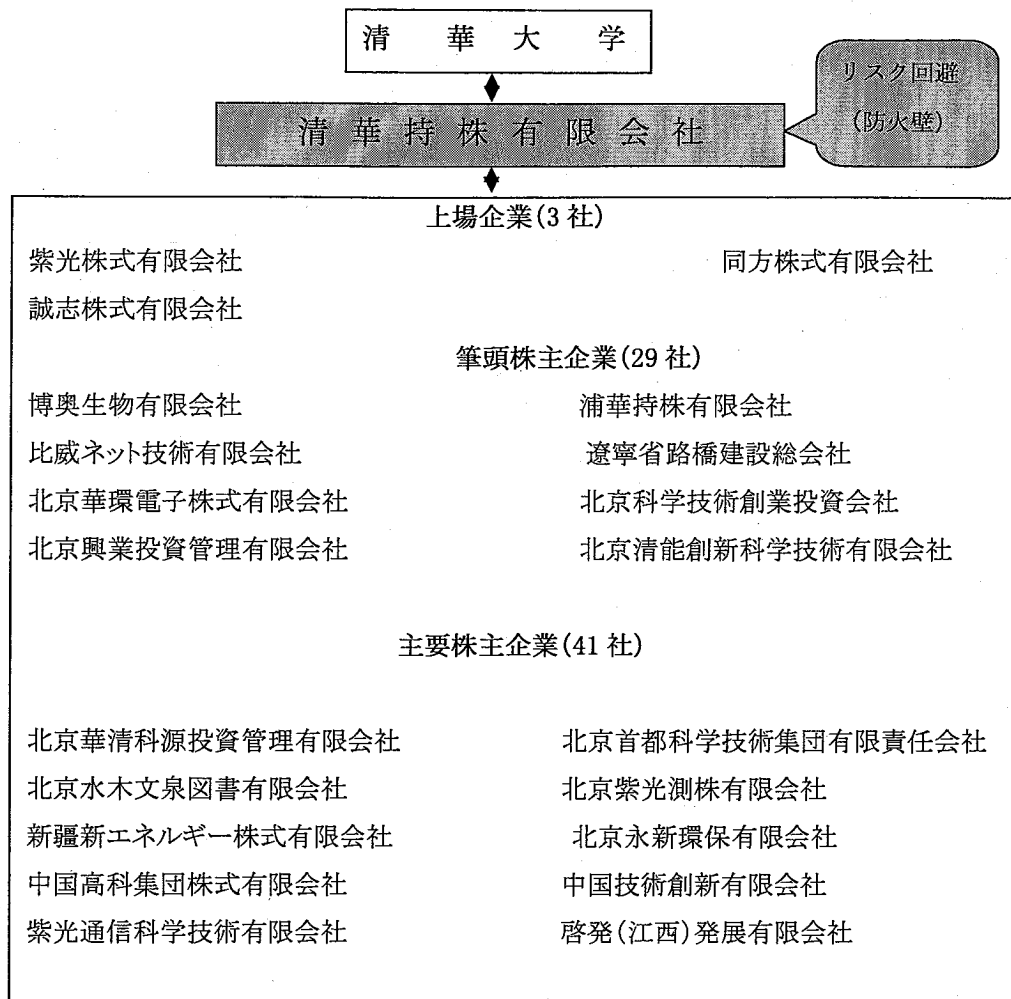


図 4-1-1 清華大学と清華持株有限会社および傘下諸企業との従属関係図

出典) 清華持株有限会社のホームページ <http://www.tholding.com.cn> のデータにより筆者作成。

ところで、清華大学の「清華持株有限会社」は、現在登録されている資本金額が 20 億元¹⁰ (約 300 億円) に達している。この金額は一つの大学にとっては莫大な金額である。このような何十億元もの資金を簡単に委託経営させることはたやすいことではない。そのため「清華持株有限会社」内に党委員会¹¹まで設置され、また学長補佐が同社のトップポストに就任し、清華大学の一つの行政部門と同じように重要視されることになった。教育部科学技術発展センターの主任である李氏は 2007 年 5 月 7 日に開かれた「全国大学福利厚生サービス部門改革推進会」(原語は「全国高校後勤改革推進会」)の記者会見にも「我々は資産運用会社が行政機能を所有することや法律上の防火壁になることを期待している」と述べている¹²。つまり、「清華持株有限会社」は法律上に独立法人である営利組織として登録され、実質的には、大学の一部門として運営を行うことになっていると考えられる。図 4-1-2 に示したように資産運用会社は従来の校営企業と同じような位置づけであり、未だ母体である大学から独立できていない。つまり、政策意図と実態との間にズレが生じ、

その結果、資産運用会社が何らかの損失が生じた場合、大学が被害を被ることになるのである。引いて資産運用会社は虚の「防火壁」に過ぎないというのが現状であろう。

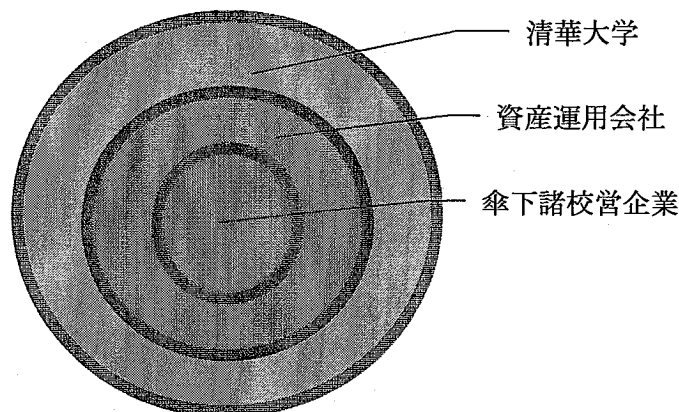


図 4-1-2 清華大学と清華持株有限会社および傘下諸企業との包括関係図

出典) 筆者作成。

3. 2 研究活動に対する資金調達ルート

校営企業の主管部門である教育部科学技術発展センターの統計資料によれば¹³、2001年には全国の大学に5090カ所の科学技術研究機構と106カ所の「国家重点実験室」が設置されている。両者合わせて28万6000人の科学技術研究者を擁し、これらは全国の科学技術研究者の22%に相当する。2001年度だけで発表された学術論文は30万2000件、鑑定された科学技術研究成果は6679件、全国の科学技術研究成果として発表された論文数の70%を占めている。しかしながら、国家知的財産権局の統計によれば¹⁴、2001年末までに全国の大学が2万7677件の特許を申請した。これは全国の特許申請総数の7.7%を占め、そのうち特許権を授与されたのは1万5247件で、全国総数のわずか7.3%にとどまった。しかしながら、これら1万件を超える科学研究成果の中で、10%しか実用化されていないとされ、さらに産業化されているのはわずか5%である。こうした状況から見れば、今の大学の全体的な研究開発能力と研究成果の産業化率および特許取得率の割合は非常に不均衡である。つまり、大学は豊富な研究資源を所有し、多くの研究成果を遂げているにも関わらず、大部分の研究成果が論文の発表や鑑定に留まっており、研究成果の産業化率が非常に低いのが現状である。

確かに、従来の校営企業は大学の研究成果の実用化にも役割を果たしてきたものの、最も重要視されたのはやはり大学の円滑な運営を保障するための収入創出という役割であった。また、校営企業は、大学が単独投資するという投資原則が設立当初から継続されている。そのため、校営企業は社会からの融資を受けることは困難となり、規模拡大に必要な設備の購入資金の調達にも悪影響を与えている。こうした状況を打開するため、改革像の

第3ポイントは、資産運用会社の融資機能の強化、とりわけ株式売却に関する規制緩和および優遇措置の認定を中心とした改革である。

この点に関する上記の「実験的指導意見」は「大学の一定規模を持つ校営ハイテク企業の香港株式市場あるいは海外株式市場への上場を支持し、大学が校営企業への投資からの撤退システムを順次設立し完備させる」（第2、19条）と規定している。つまり、校営企業を株式上場させ、株所有権の売却で資金を調達することを可能にしたのである。その具体的な方法については、前述した「実験的指導意見」の第19、20条に記されており、すなわち大学の株式売買を正式に承認したことである。また、「実験的指導意見」は資産運用会社の活動は主に、「大学の科学研究成果の実用化およびハイテク企業の孵化を行うことである。同大学の科学研究成果の実用化と無関係の非ハイテク企業に投資することは禁止し、科学研究成果の実用化と無関係な校営企業は原則的に売却しなければならない」（第14条）と述べ、資産運用会社の運営方針は科学研究成果の実用化であることを強調している。また上述したように、「実験的指導意見」の第2条には「大学におけるハイテク企業への投資システムを順次設立し完備させる。科学技術成果の実用化へのルートを一層拡大させ、積極的に産業化へ促進する。それにより、大学の教育・研究・校営企業の経営を好循環へ導き、健全な発展を促進する」と規定されている。つまり、上述した資産運用会社の「資本運用」すなわち資金調達という機能を発揮させ、従来の校営企業を含む、新たに孵化された大学発ベンチャー企業あるいは大学の科学研究活動への資金の再投入を可能にしたのである。

しかし周知の通り、株式の売買は速やかに多額の資金を調達することができるものの、それに伴うリスクも非常に高いものである。そして経済のグローバル化に従って、世界中各国の株相場や金融システムがお互いに繋がって、影響し始め、株式投資のリスクは一層高くなり、予測できないものである。一方、上述したように大学は資産運用会社を通じての株式投資にいったん失敗したら、最終的にその分の損失はやはり大学が担うしかないのであり、すなわち資産運用会社は大学にとって研究活動に対する資金調達のルートであるとは言え、同時に依然としてブラックボックスでもあるのである。

第二節 清華大学と北京大学の転換プランの比較分析

上述した「実験的指導意見」に従って、清華大学と北京大学がおのおの資産運用会社設立・転換プランを起草し、2002年3月と翌2003年5月に教育部と国務院の許可、承認を取得した。以下では両校が各自で作成した転換プランの共通的部分と差異的部分を抽出した上で、このような差異が生じた要因について考察する。

1. 共通部分

(1) 管理体制の整備

専門機構の設置

まずは、国有経営資源管理機構の設置である。北京大学は「北京大学国有資産管理委員会」を設置し、清華大学は「清華大学産業指導小組」を設置する。国有経営資源管理機構は、大学を代表してすべての国有経営資源に対して所有者としての権利を行使できる。両校のプランには、この種の機構の、設立方式・人員構成・定員・任期・職責・権限などをめぐる問題について明確に示されている。次に、資産運用会社の設置である。北京大学は「北京大学国有資産運用有限公司」(原語は「北京大学国有資産経営有限公司」)を設立し、清華大学は「清華持株有限公司」を設立する。資産運用会社は国有経営資源管理機構から権限を授けることによって、大学の国有経営資源を管理し、出資者としての権利を行使できる。

大学、資産運用会社、校営企業という三者の相互関係の明確化

まずは、大学と資産運用会社との関係の明確化である。大学は「中華人民共和国会社法」に沿って、設立した国有経営資源管理機構を通じて、資産運用会社を管理し、投資者の権利と所有者の職能を行使できる。大学と資産運用会社とは株主と投資企業という関係であり、大学は資産運用会社の日常運営に干渉せず、資産運用会社に投入した全部の資産を持って有限責任を担うのである。また、大学は資産運用会社以外の会社に投資せず、資産運用会社の傘下にある各校営企業に対して連帯責任を担わない。次に、資産運用会社と傘下の校営企業との関係の明確化である。資産運用会社は国有経営資源管理機構を代表して、投入されたすべての経営資源を持って傘下にある出資企業に対する投資者の権利と所有者の職能を行使できる。資産運用会社は傘下各企業へ取締役などの派遣を通じて、企業の管理や監督に参加する。つまり、資産運用会社と傘下の各企業とは株主と投資企業という関係である。

大学、資産運用会社、校営企業という三者の資産所有権の明確化

まず、校外の専門会計機構に委託して、徹底的な財務の清算と資産の確認を行う。次に大学の資産と企業の資産を完全に分別し、それぞれ帳簿を作り、別管理とする。最後に、大学のすべての経営資源を全部資産運用会社に移転し、資産運用会社は大学の唯一の代表として運営する。

(2) 現有校営企業の規範管理

まずは、株式・有限責任化体制改革を終えている企業に対しては、さらなる法人化改革を行い、完全な企業制度を整備する。次に、株式・有限責任化体制改革を終えていない企業に対しては、経営状況が良好の企業は体制改革を行い、経営状況が悪化している企業は撤退ないし合併する。さらに、すべての校営企業に法人資格を与え、独立採算を行い、損益については法人の責任とする。最終的に、大学と校営企業の間を行政付属関係から独立法人間の関係へ変更させる。また、大学名は資産運用会社以外の会社での使用を禁じる。

(3) 大学の投資および撤退メカニズムの構成

資産運用会社が投資活動を行う際、資本運用の関連規定に従って、資本の株所有権の流

動、リスクの分散、価値評価などの事柄を解決し、国内外の専門投資管理機構の経験を活用して、安全指標評価システムと投資リスク監視システムを構築し、資本のスムーズな投入撤退経路を確保する。資産運用会社が投資活動で獲得した利益は、その一部を同会社の収入とし、その他の収入はすべて大学に返還する。

(4) 人事管理の原則

人事管理の基本原則は、科学的研究員および教員の大学から企業への移動を奨励することとし、大学定員と企業定員に分けて、兼職を減らすこととする。同時に、状況に応じて①少数の人、例えば、学士院会員、学術リーダー、などが企業に兼職するとき、大学スタッフとしての定員を保留する。②企業は大学から技術人員および管理人員を借用でき、期限は2年間とし、その際の給与、福祉などは協定で得た契約書に従って給付する。

(5) 税収減免措置

税収減免政策は「実験的指導意見」の理念に沿って行われ、大学への返還金については所得税を免除し、その他は他企業と同様に「会社法」に基づき課税することとする。

2. 差異部分

表 4-2-1 と表 4-2-2 は、清華大学と北京大学の転換プランの骨子をまとめたものである。まず構成枠組から見ると、清華大学のプランは、全 8 条、30 項目により、構成されている。北京大学のプランは、全 4 条 4 項目より構成されている。プランを作成するに当たり、重要視している面を条あるいは項目の題目に表すのが通常であるが、単純にそのように比較すると清華大学の項目は、北京大学より 2 倍以上多いことになる。また、資産運用会社およびそれに相当する用語の頻度を見ても、北京大学のプランでは、第三条の第一項目の 3 に一回しか出ていない。これに対して、清華大学のプランの中には、第一条の第一、三、四、五、六、七、八項目と第二条の第二、三項目、第三条の第一、三、五項目、という三条に渡り全 12 回盛り込まれている。したがって、資産運用会社に対する熱意は大きな差異があることを否定できないのではないだろうか。

表 4-2-1 清華大学の施行プランの要約

第一条 企業の指導管理体制に関して	
第一項目	国有経営資源の運用会社の設立
第二項目	国有経営資源の専門管理機構の設置
第三項目	清華持株有限会社の取締役会
第四項目	清華持株有限会社の監督会
第五項目	清華持株有限会社の経営陣
第六項目	専門管理機構と清華持株有限会社の取締役会の規則制定
第七項目	清華持株有限会社での兼職に関する規制
第八項目	専門管理機構と清華持株有限会社の組織方案および会社規定、制度、規則
第二条 国有経営資源の管理と運用	
第一項目	国有経営資源の清算、審査、移転
第二項目	清華大学の清華持株有限会社に対する投資権限と方式
第三項目	清華持株有限会社が国有経営資源に対する処置権限
第三条 企業に対する規範管理	
第一項目	清華持株有限会社が体制改革を終えた株所持企業に対する規範管理
第二項目	学院・コースの現有企業に対する体制改革と撤退、合併原則
第三項目	資産を清華持株有限会社に移転していない企業に対する管理方法
第四項目	校名の使用の規範管理
第五項目	清華持株有限会社以外の対外投資の規制
第四条 経営資源の投資と撤退メカニズムの構成	
第一項目	上場校営企業の中で清華大学の所持している株所有権の転売
第二項目	積極的に香港あるいは海外の株式市場に上場する
第三項目	上場していない校営企業の株所有権の転売
第五条 校営企業の職員、人事関係の処理原則	
第一項目	校営企業に働き、大学定員に入っている人員に対する編制措置
第二項目	少数人員に対して、校営企業に働き、大学定員資格を保つのを許可する
第三項目	校営企業が大学から技術員と管理人の借用を許可する
第四項目	以下の人員に対して大学定員資格を保留する
第六条 大学への返金に対する所得税の免除政策	
第一項目	実習型校営工場以外免税しない
第二項目	その他の企業の大学への返金に対して所得税を免除する
第七条 企業職員に対する奨励政策	
第一項目	株式体制改革を終えた企業は、管理人員と主幹技術員に年俸制を導入する
第二項目	ウラント債（原語は「期権」）
第三項目	職員の株券の所持
第四項目	科学技術員の技術投資を奨励する
第五項目	単独出資企業の中で創業者が株を所持することを実施する
第八条 指導と組織実施	

出典) 楊繼瑞・徐孝民『高校産業安全的理論与实践』中国経済出版社、2004年、413～455頁の内容により筆者作成。

表 4-2-2 北京大学の施行プランの要約

第一条 指導思想	
第二条 主要目標と基本原則	
第三条 主要内容	第一項目 法律に則した北京大学国有資産運用有限会社の設立
	1. 国有資産所有権の明確化 2. 北京大学国有資産管理委員会 3. 北京大学国有資産運用有限会社
	第二項目 北京大学現有校営企業の体制改革と規範管理
	1. 総体要求 2. 校営企業の資産清算と審査 3. 経営資源と非経営資源の帳簿の分離管理 4. 校営企業の体制改革 5. 人事関係の規範管理 6. 北京大学の校名の使用の規範管理
	第三項目 北京大学の投入と撤退の好循環メカニズムの構成
第四項目 大学と企業との関係の規範、校営企業管理体制の整理	
第四条 組織実施	

出典) 楊繼瑞・徐孝民『高校産業安全的理論与实践』中国経済出版社、2004年、413～455頁の内容により筆者作成。

次に、各条目の具体的文言を見てみると、北京大学の第一条は指導思想になっている。その内容は、上述した「実験的指導意見」の指導思想とそのまま重複していると言っても過言ではない。第二条は、主要目標と基本原則となっている。その内容は「実験的指導意見」の主要目標に、ただ資産運用会社の設立という点を加えたのみであり、同様に、基本原則も「実験的指導意見」の基本原則をもう一度解釈したに過ぎないのである。これに対して、清華大学の方案は第一条からすでに、「企業の指導管理体制に関して」という具体的な内容に入っている。その内容を見てみると、第一項目において、資産運用会社の設立を提出し、そして名称をも「清華持株有限会社」と定めたのである。そして現在、「清華持株有限会社」は清華大学の一部門として位置づけられ、清華大学のホームページを閲覧すると、人事、規定、業務など会社関連内容をすべて閲覧することが可能である。

一方、北京大学のプランにおいて「北京大学国有資産運用有限会社」と関連する内容は、第三条の第一項目になっているものの、その中の3に記されている。つまり北京大学の今回の改革が資産運用会社に重点を置いていなかったと考えられる。その裏付けとして、校営企業に関する諸業務は現在に至るまで、従来の科学技術開発部と産業管理委員会事務室が行っている。科学技術開発部と産業管理委員会事務室は変わらず、大学の管理部門とし

て位置づけられている。その反面、「北京大学国有資産運用有限会社」は管理部門に入っておらず、会社のホームページすら開設されていないのである。北京大学のホームページの中で北京大学の校営企業について検索を行った結果、従来と変わらず「方正集団」など校営企業が検出される。

では、なぜ資産運用会社について両大学間にはこうした差異ないし温度差が見られるのであろうか。校営企業の主管部門である教育部科学技術発展センター季主任によれば、「一つは資産の移転である。清華大学の場合は従来の校営企業を含む経営資源を全部清華持株有限会社に移転したが、北京大学はまだ全部移転していない。特に「方正集団」「未名集団」「青島集団」「資源集団」など莫大な資産を有している従来の校営企業の資産移転方案は2000年から教育部に何度も提出したが、2005年になってもまだ許可されてない。二つには、人員の配置と資産評価問題である」¹⁵と『中国経済週刊』のインタビューに答えたのである。また、「北京大学と清華大学の校営企業は全体的に見れば利潤を上げているものの、個々の企業にとっては全部そうでもない。この種の利益関係も、校営企業体制改革の大きな難題である」¹⁶と指摘されている。その結果、上記の「北京大学国有資産運用有限会社」は、2008年の現在になっても、まだ内実を伴ったものとはなっていないのである。

おわりに

以上、中国の大学における資産運用会社の設立背景・過程と役割および実態について考察してきた。各大学は従来の校営企業が抱えている企業経営管理などの問題を解決すると大学の企業経営リスクの回避および大学運営や研究活動の資金を調達することを目的として、資産運用会社の設立に踏み切った。そして、2001年に公布した「北京大学と清華大学の校営企業の管理体制規範に関する実験的な指導意見」と2006年に公布した「教育部高等教育機関の産業の規範化のための高等教育機関資産運用有限会社の設置に関する提案」という関連法規の公布によって着実に設立・転換されたのである。しかし、全ての大学が完全に関連法規や方針の通りに、改革を遂行したではなく、大学間によって差異ないし温度差が存在している。

一方、教育部科学技術発展センター編『中国大学の科学技術と産業化』¹⁷によれば、「清華持株有限会社」の設立大会で清華大学の党委員会の陳希書記は「大学が社会奉仕する新しいルートを探索する、校有企業の発展の新モードを探索する」（原語は「探索大学服務社会的新途徑、探索校有企業發展的新模式」）と揮毫した。この言葉は、初めて明確に「校有企業」という概念を提出した。すなわち清華大学が「清華持株有限会社」という一つの資産運用会社を通じて傘下に納めた子会社ないし従来の校営企業の株を所有し、法人として投資した大学の資産を運用・増価させ、直接企業の経営管理に踏み込むより資本を紐帯としての間接管理を最も強調している。また、2005年10月22日には教育部は「高等教育機関の科学技術産業の積極發展、規範管理に関する指導意見」（以下は「指導意見」と略記）を公

布し、資産運用会社がインキュベーター機能を発揮し、それによって中国経済発展の新たな原動力となることを期待している。これはまさに、今後の中国における校営産業の発展方向を指示したと考えられる。

言い換えれば、中国における校営産業ないし産学連携は、すでに「技術プラス資本」、すなわち単に技術開発を行うだけでなく、同時に技術の実用化、さらに資本運用という取り組みを通じて、技術開発活動を円滑に行うための資金を、自ら調達するという段階に突入したのである。中国の大学が自力で、すなわち完全に政府の支援・補助に頼らず、市場から独自の研究経費を調達するという科学研究への新たな道を拓くことに挑んでいるとも言えよう。ただし、この種の活動は今後の中国の社会変動や経済発展とともにまだ変容して行くであろう、それゆえ予想外の問題をも引き起こしかねないであろう。

注：

-
- ¹苑復傑「中国の高等教育改革像」『放送教育開発センター研究紀要』第10号、1994年、60頁。
- ²中国の改革開放政策の一環として設置されたのが経済特区であり、中国の経済発展を支えてきた。進出する外国企業に対する輸出入関税の免除、所得税の3年間の据え置きなどの優遇措置を実施するとともに、賃金や人事管理制度の改革、企業の経営自主権の保障など経済体制改革の試みが実施されている。
- ³教育部科技發展中心「全国高等教育機関校辦企業統計報告 1995～2004年度」。
- ⁴王紹喜「關於高校校辦產業內部三項制度改革的思想」『廣西師範大學學報』1999年、第3期、262～266頁。
- ⁵中国全土に所在する1000校あまりの大学のうち800校が校営企業を有している。そのうち、清華大学と北京大学の校営企業の売上と利潤は、全国校営企業資産の約40%（中国教育部科学技術發展中心「全国高等教育機関校辦企業統計報告 2004年度」による）を占めている。両校の改革方式の成否は他の校営企業の改革方向に大きな影響を与えらる。
- ⁶1995年9月13日に国家国有資産管理局が公布した「非営利組織における非経営資源の経営資源への転換に関する管理実施方法」（原語は「事業單位非經營性資産轉經營性資産管理實施辦法」）第二条に記されている内容によれば、非経営資源とは、非営利組織（原語は事業單位）が国家事業の發展計画と展開活動・業務に占有・使用された資産を指す。経営資源とは非営利組織が生産経営活動に使用された資産を指す。引いて、大学の場合は、非経営資源とは大学内の教育学習・科学研究と管理事務に使用されている資産である。例えば、大学が所有している土地および設備などである。経営資源とは、生産経営活動に投資された資本・物財などがあると認識できよう。
- ⁷原語は「処」であること務系統の「課」に相当する。
- ⁸清華大学が産学連携を推進するために設立したサイエンスパーク。
- ⁹清華大学ホームページ、<http://www.tsinghua.edu.cn>、2007年10月閲覧。
- ¹⁰清華大学持株有限公司ホームページ、<http://www.thholding.com.cn>、2008年3月閲覧。
- ¹¹同上。
- ¹²中国高校後勤網ホームページ、<http://www.21caas.com>、2008年3月閲覧。
- ¹³教育部科技發展中心ホームページ、<http://www.cutech.edu.cn/cn/index.htm>、2007年1月閲覧。

-
- ¹⁴ 中国国家知識産権局ホームページ、<http://www.sipo.gov.cn/sipo>、2007年1月閲覧。
- ¹⁵ 黄楽真「校企“資”変」『中国経済週刊』人民日報社、2005年、総第303期、12～17頁。
- ¹⁶ 同上。
- ¹⁷ 宋軍「高校産学互動的實現」教育部主管・教育部科技發展中心編『中国高校科技与産業化』第四期、2005年6月1日、<http://www.cutech.edu.cn/chanye/exdpenence>、(2007年8月にダウンロード)。

第五章 校営産業の利益と弊害

はじめに

前述したように、現時点では校営産業の中心は校営企業である。また、この種の校営企業に求められている役割は各大学の運営経費の補填や教育の質を高めることなど、究極的には大学運営の安定化を目指すものである。しかし、その実態はどうなっているのか、こうした校営企業は大学管理・運営のみならず教育・研究および中国社会に対してどのような影響を与えているのか。序章で取り上げた諸研究は、これらの点を必ずしも明らかにしたとは言い難い。こうした問題意識から本章では、校営産業の主要な形態である校営企業はいかなる利害を伴い、あるいは長所・短所をうち包んでいるのかを明らかにすることを主な目的とする。また、新設された資産運用会社の利益相反問題を視野に入れながら、できる限り校営企業を中心とする校営産業全体の利益と弊害の全貌を明瞭にすることを試みたい。具体的な方法としては、第一に、校営企業の主管部門である教育部科学技術発展センターが収集した1995年から2004年までの10年間のデータに基づき、校営企業が生んだ経済効果を明らかにする。第二に、上記のデータと2003年の「中関村科学技術園区」における各種企業に対する統計データ、上場校営企業の統計データ、筆者の質問紙調査で収集したデータ、関連先行研究で実施された調査統計データおよび政府関連部門の統計データに基づき、校営企業が引き起こした問題点ないし欠陥を明らかにする。

その際、第四章ですでに記述した校営企業にとって画期的な改革の始動した2001年を境に2つの時期に区分し、改革前と改革後という二段階に分けて上場校営企業の経営状況を比較分析する。こうすることで、改革を経ても解決できない問題ないし課題を明らかにすることが可能になると考えられるからである。

第一節 校営産業がもたらす利益

校営企業の設立運営が活発になるのは1979年の改革開放政策の導入以降のことであり、その後の試行錯誤を経て現在は、『フォーチュン』¹誌がランク付けする「世界上位500社」の仲間入りを狙う「北大方正」²、「清華同方」³といった、世界的知名度のある校営企業が続々と誕生した。このような校営企業の誕生は、各大学の運営にも大きな役割を果たしている。以下では、こうした経済効果や他の貢献など、校営企業が大学運営に与えたプラスの影響を明らかにする。

1. 大学の財源の多様化

教育部科学技術発展センターにより公表された1995年から2001年までの7年間の「全国普通高等教育機関の校営企業統計報告」（原語は「全国普通高校校辦企業統計報告」、以

下「報告」と略記)に基づき、校営企業の経営状況の各種データを示すと表 5-1-1 のようになる。

表 5-1-1 1995-2001 年度全国普通高等教育機関校営企業の経営状況表

年度	企業数 (社)	売上収入 (億元)	利潤総額 (億元)	上納税金 (億元)	大学への上納金額 (億元)
1995	8182	196.79	18.01	7.42	7.97
1996	7195	229.56	21.25	10.65	10.13
1997	6634	295.54	27.20	12.30	15.80
1998	5928	315.62	25.88	13.49	15.00
1999	5444	379.03	30.53	15.68	15.99
2000	5451	484.55	45.64	25.42	16.85
2001	5039	607.48	48.51	28.80	18.42
合計	43,873	2,508.57	217.02	113.76	100.16

出典)「報告」のデータに基づき筆者作成。

表 5-1-1 に見られるように、校営企業の売上収入と納税金額は年々増加する傾向にあり、2001 年の時点では 607 億 4800 万元 (約 9112 億 2000 万円)、28 億 8000 万元 (約 432 億円) に達している。一方、利潤総額は 2001 年前後に一時下がったが、その要因として、2000 年 3 月 23 日に財政部と国家税務総局が共同で公布した「校営企業に関する徴税政策問題の通知」(原語は「有關校辦企業稅收政策問題的通知」)が関連している。同「通知」では、1994 年 3 月 29 日に財政部、国家税務総局共同で公布した「福利厚生企業、校営企業に関する徴税政策問題の通知」(原語は「關於福利企業、校辦企業徵稅政策問題的通知」)の「校営企業に対しては付加価値税を返還する」という規定が、2000 年 1 月 1 日から「校営企業への付加価値税の返還を正式に停止する」と改定されたのである。これは、税制上の優遇が多く、旨みが大いいために起こった校営企業の乱立を統制しようという中央政府の意図が動いていると考えられる。

ともあれ、中国の大学の校営企業から大学への上納金額は 1995 年から 2001 年までの 7 年間で合計約 100 億 1600 万元 (約 1502 億 4000 万円) に達している。大学の運営経費の源泉として、財政収入の多様化に大きな役割を果たしてきたと言える。さらに、中国統計局の 2000 年度の「工業企業主要経済指標報告」⁴によれば、同年度の国有企業数は 5 万 4431 社、売上収入総額は 3 兆 7683 億 3500 万元、利潤総額は 2083 億 2900 万元、上納税金額は 2052 億 3200 万元である。これを表 5-1-1 の校営企業の 2000 年度の各項目と対照してみると、国有企業と校営企業との関係は、企業数で約 10 対 1、売上収入で約 100 対 1、利潤総額で約 50 対 1、上納税金で約 100 対 1 の割合になっている。この時点で見ると、各項目に

関して校営企業の占める割合はあまり高くないが、その後の校営企業の売上収入は、年平均で約20%の成長率を達成している。例えば、2004年の売上収入を2000年の売上収入と比較して見ると、約2倍にもなる。こうした高成長率を保持し、これほどの売上収入は大学が運営する企業だけで上がるということになると、校営企業からの収入は各大学の重要な財源になるばかりでなく、中国経済をも動かす要素の一つになっていると言っても過言ではない。

2. 大学の知的財産の活用

続いて、上記の「報告」に載った校営企業の中のハイテク関連企業の大学への上納金総額と表5-1-1の校営企業全体の上納金総額とを比較すると、図5-1-1のようにハイテク企業の総額は校営企業総額のほぼ5割以上を占めており、大学での研究成果を実用化して大学運営の重要財源になりつつあると考えられる。

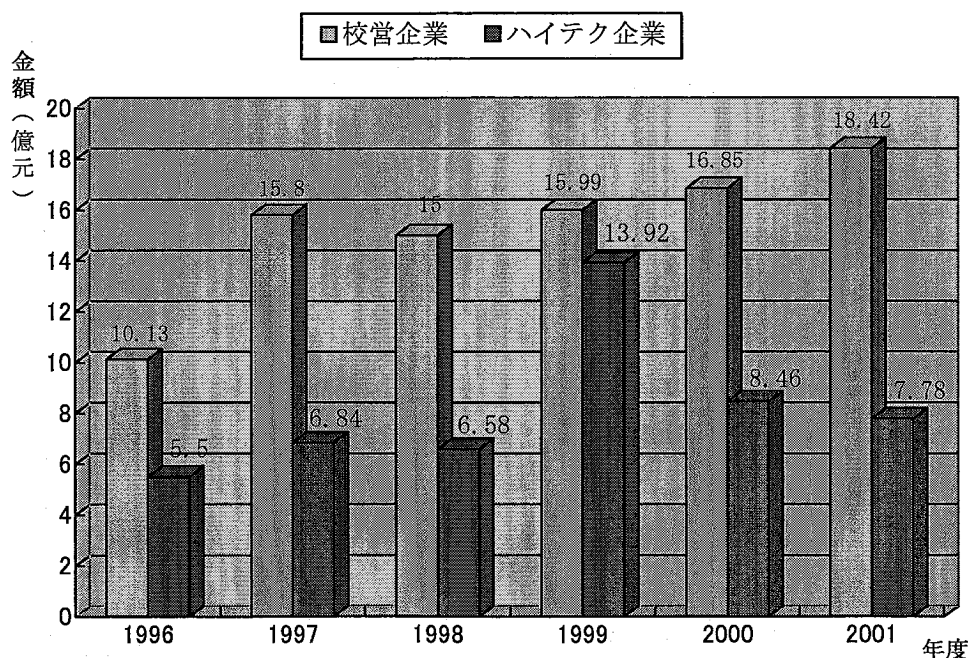


図5-1-1 校営企業と校営ハイテク企業の大学への上納金額の対照

出典)「報告」のデータに基づき筆者作成。

なお、1999年度のハイテク企業の大学への上納金額が突出しているが、この原因については、前述した1993年の「中国教育改革・発展綱要」に明記されている国家戦略「211プロジェクト」⁵（原語は「211工程」との関係を考える必要がある。「211プロジェクト」は21世紀が到来するまでに、すなわち1999年末までに約100校の重点大学を指定し、集中強化しようという国家事業であり、この「211プロジェクト」の対象校として選出され

た約 100 大学に対しては重点的に経費が配分される。教育部の統計資料によれば、建設資金総額は 108 億 9400 万元（約 1579 億 6300 万円）であり、そのうち中央政府からの特別資金 27 億 5500 万元、部局配当資金 31 億 7200 万元、地方政府からの配当資金 24 億 8900 万元、大学自弁の資金 23 億 6,300 万元である。これらは教育に投資される国家予算として新中国の建国以来、最大のものである⁶。このように、「211 プロジェクト」対象校に選ばれた大学は、総額で 20 億元以上の資金を自ら調達しなければならなくなり、このため各大学は 1999 年末に対象の 100 大学が指定されるまで資金調達の努力を繰り返してきた。かくして 1999 年に大学の重要な資金源であるハイテク企業からの徴収が不可欠と考えられるようになったことから、大学への上納金額が 13 億 9000 万元になり、前年の約 2 倍まで増加したと考えられる。一方、こうしたハイテク企業を中心とした校営企業は大学の知的財産、すなわち大学で開発された最先端な科学技術や研究成果を継続的に利用して、競争力が強い商品を次々と生産できるのである。

3. 大学の教育活動の活性化

さらに、上記の「報告」に載った学生実習の関連データを整理すると、1996 年に実習に参加した学生数はのべ 65 万 9400 人、実習時間数は 2271 万 5800 時間に達した。その後 1999 年に実習学生数と実習時間数はいずれも 43 万 7600 人と 2227 万 5100 時間まで減少した。その原因として、校営企業は規模の拡大より企業管理制度の整備が遅れたため、問題が多発し経営不振に陥ったことが考えられる。そこで整理や統合などが行われ、その数が 1996 年より約 2000 社減少したことが挙げられる。2001 年になると、実習学生数がさらに 39 万 4800 人まで減少したが、実習時間数は逆に延べ 5185 万 7600 万時間まで増加した。その原因として、一つ目は実習を受ける学生の人数より、実習の質を重視するようになったと考えられる。二つ目は、逆に生産効率を上げるため、未熟な学生を短期間使うより、人数を絞って長期間働かせる方法がとられたことが考えられる。

とは言え、校営企業が不安定な経営を続けながらも、学生の実習現場として、理論的知識と実践活動との結合を推進し、大学の教育の質を高める点で貢献してきたのは否めない事実と考えられる。すなわち、校営企業は大学運営の重要な構成部分として大学の教育活動の活性化にも役割を果たしてきたのである。それと同時に校営企業はこうした実習期間中に、企業経営の基盤である適切な人材を他企業より逸早く確保して、より円滑な企業運営を行うことができると考えられる。

第二節 校営産業の経営不振がもたらす大学財政の悪化

以上のように、改革開放以降、活発になった校営企業は「知的財産」が豊富という利点を発揮して大学の運営経費の調達に欠かせない役割を果たしてきたように見える。しかし、

こうした経済効果の裏側では、深刻な問題も見え隠れする。

1. 校営企業全般

北京の北西には、大学が林立している海淀区という学園地区があり、その一角に「中関村」という所がある。ここには1万以上のハイテク関連企業や研究機関などが集中し、中国の「シリコンバレー」と呼ばれる状態を形成している。以下、「北京大学網羅研究中心課題組」による2003年の「中関村科学技術園区」における設置・主管者別の各種企業に関する統計データに基づき、校営企業の経営不振の実態を明らかにする⁷。

表5-2-1に示す通り、校営企業の資産は莫大であり、平均で1億8000万元（約26億円）を超えており、科学研究機関に所属する企業とその他の機関（例えば、民間企業や外資企業など）に所属する企業の資産の約3倍である。しかし、校営企業の売上収入は他企業に比べ高いとはいえないし、利潤総額は他企業の半分程度であり、納めた税の総額も最も低いレベルにとどまっている。

表5-2-1 2003年度「中関村科学技術園」うちの設置・主管者別各種企業の平均実績

	大学主管・教育部主管・共同主管企業 (校営企業・357社) ⁸	科学研究機関 主管企業 (427社)	その他機関 主管企業 (11,002社)
資産総額(億元)	1.838	0.604	0.424
売上収入(億元)	0.268	0.332	0.235
利潤総額(億元)	0.017	0.047	0.032
納税納費総額(億元)	0.007	0.017	0.009
博士号取得比率	2.88%	2.00%	1.35%
新製品収入(億元)	0.08	0.137	0.059

出典)北京大学網羅経済研究中心の統計データにより筆者作成。

その背景として、以下の二つの要因が取り挙げられる。第一に、先行研究でもすでに明らかにされたように資産所有権と財務関係が不明瞭であること。校営企業は大学のみならず教育部によっても管理されており、さらに両者が共同で所有しているケースも少なくない。こうした場合、大学・政府部門・校営企業の経営者など多種多様な関係者が混在して、資産所有や財務責任を截然と分けることは困難である。そのことから、最終的な経営責任を担う者が存在しないという、一般企業にとっては起こりえない状況が生じている。第二に、企業管理制度の未整備と人事関係が複雑なことが挙げられる。表5-2-1に示す通り、校営企業の職員の教育レベルは高い。博士学位を持っている人員の割合は2.88%で、他企業に比べ0.88%と1.53%上回っている。また、そのほとんどは大学のスタッフであり、校営

企業と兼職している者である。しかしながら、このような大学という「非営利機関」と企業という「営利機関」との混在状況の中で、他企業と同じ基準の企業管理制度を整備するのは困難である。その結果、一つには企業経営管理および生産コストが膨張し、他企業と同じ売上収入を上げても、最終的な利潤総額が他企業より大分低くなる。二つには適材適所の人事異動も困難となり、企業の企画や商品の販売に適任の人材が配置されていないために、市場の需要を正確に判断できず、新製品を生産しても市場に売りだすことが困難な事態に陥り易いのである。

これが、全国校営企業の売上収入総額の40%⁹を占めている北京市の、しかも世界に誇る中国の「シリコンバレー」に設置されている校営企業の実態である。他の省・市や地域におけるより困難な状況は容易に想像できよう。教育部科学技術発展センターが公布した「2000年度全国各省市の高等教育機関の校営企業の経済効果と利益の概況」(原語は「2000年全国各省市高等教育機関校辦企業經濟效益簡況」)の統計データによれば、2000年度には校営企業の利潤総額が1000万元にも達していないところが8省・自治区あるという。それら8省・自治区のうち、甘肅省は653万元、海南省は450万元、新疆自治区は363万元、貴州省は226万元であり、うちモンゴル自治区はわずか154万元である。さらに、青海省の場合はマイナス21万元、寧夏回族自治区はマイナス35万元、河南省は実にマイナス221万元にも及ぶ。こういう状況から見れば、校営企業は収益を上げることができず、大学の収入増加に役に立つどころか、逆に大学財政を悪化させる校営企業も少なからず存在していると考えられる。

2. 上場校営企業

2.1 改革前の上場校営企業

第三章において記述したように、1990年、北京大学の「北大方正」が上海株式市場に上場したのを皮切りに、多くの校営企業は株式市場での資金調達を求めてきた。現段階で教育部に公認され、統計に組み入れられている上場校営企業は30社にのぼっている。こうした上場校営企業を経営することは、一部の大学においては既に校営産業ないし産学連携の重要課題となっており、大学運営にとって不可欠な活動になりつつある。

表 5-2-2 上場校営企業の財務状況 1 (2000. 12. 31 - 2001. 6. 30)

証券銘柄	所属大学	利潤総額 (万元)	負債率 (%)	証券銘柄	所属大学	利潤総額 (万元)	負債率 (%)
1. 北大方正	北京大学	7901	55.63	16. 工大首創	ハルビン	895	20.03
2. 北大高科		665	38.36	17. 工大高新	工業大学	3354	49.74
3. 青島天橋		6212	59.99	18. 交大科技	西安交通 大学	220	26.86
4. 青島華光		4248	93.38	19. *ST 戈德	南開大学	7197	39.76
5. 明天科技		7036	29.33	20. 天大天財	天津大学	4611	47.13
6. 力合株式	清華大学	1859	6.87	21. 同濟科技	同濟大学	2065	64.74
7. 紫光古漢		472	57.78	22. 東軟株式	東北大学	9472	44.16
8. 清華同方		19,873	33.71	23. 科大創新	中国科技 大学	390	51.39
9. 清華紫光		-979	40.18	24. 華工科技	華中理工 大学	2596	21.99
10. 誠志株式		2196	16.86	25. 太工天成	太原理工 大学	2159	41.81
11. 交大昂立	上海交通 大学	2988	21.76	26. 山大華特	山東大学	-494	38.89
12. 交大南洋		2840	38.94	27. 江中藥業	江西 医学院	5084	17.51
13. 浙大網新	浙江大学	4798	45.20	28. 華神集團	成都中医 藥大学	1530	42.29
14. 浙大海納		866	39.35	29. 中国高科	8 大学	1562	76.71
15. 復旦復華	復旦大学	1689	56.39	30. 道博株式	10 大学	884	34.15

出典) 上場した校営企業の報告書により筆者作成。

そこで、以下では株式市場に上場した、いわゆる産学連携の成功モデルと称されている上場校営企業に注目し、その財務状況を考察・検討することで、経営状況を明らかにする。考察対象とするのは中国教育部が公認し、統計に組み入れられている 30 社の上場校営企業である。表 5-2-2 は、これら上場した 30 社の校営企業の利潤総額と負債率を整理したものである。これらに基づき、上場校営企業の財政状況について分析を行い、校営企業の利潤総額と負債率を基準として、30 社を類型化することで、上場校営企業の経営が全体的に見て成功しているか否かを明らかにする。

これを示したのが図5-2-1である。図中では負債率と自己資本比率が等しい時、すなわち50%の負債率を座標の縦軸の原点とした上で、負債率と利潤総額という2つの指標に基づいて、設定した座標軸に各企業をプロットした。この作業を経て、①負債率50%以下、経営黒字である第一象限の企業を「優良企業」、②負債率が50%以下、経営赤字である第二象限の企業を「赤字企業」、③負債率が50%以上、経営赤字である第三象限の企業を「破綻寸前企業」、④負債率が50%以上、経営黒字である第四象限の企業を「不安定企業」という4つの類型にそれぞれ分類した。

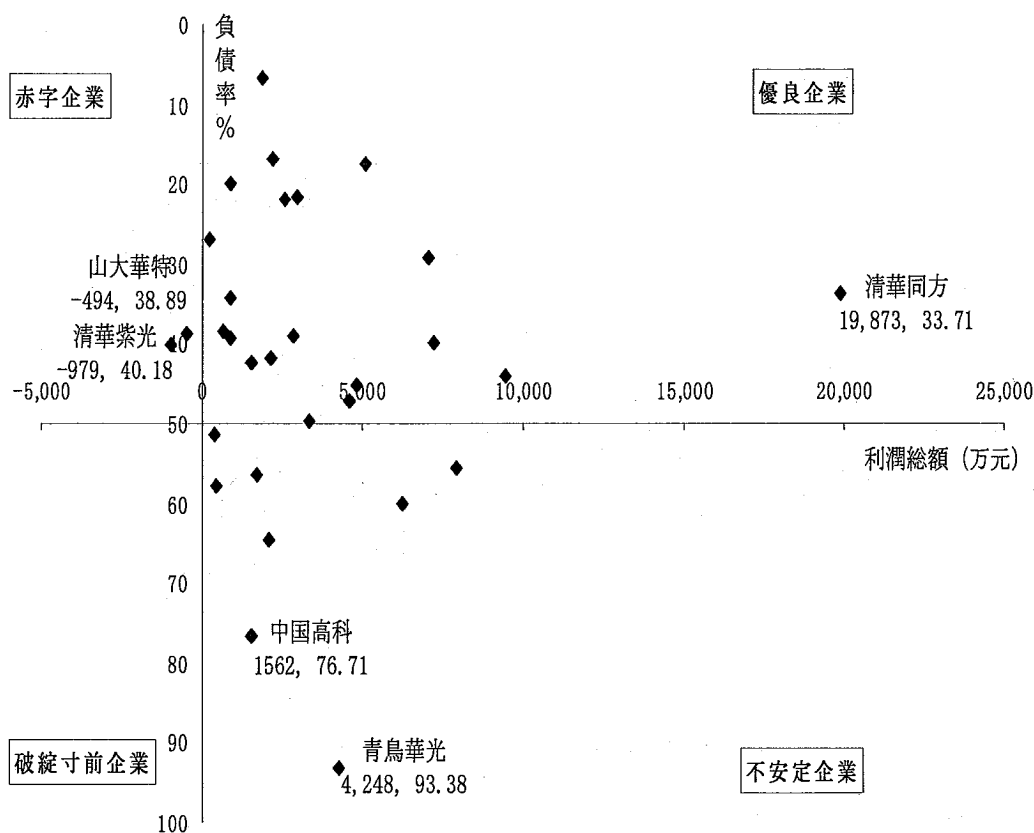


図5-2-1 上場校営企業の類型1

出典) 上場した各校営企業の財務報告表により筆者作成。

図5-2-1に示す通り、4つの類型に含まれる企業数の多い順番に並べると、優良企業20社、不安定企業8社、赤字企業2社、破綻寸前企業0社という順になり、また企業数を合計してみると優良企業が20社で、全体の3分の2を占め、そのほかの企業を遥かに上回っている。不安定企業の数8社で少ないとは言えないが、恐らく規模拡大のための負債投資の方が多いと考えられる。ただ負債率が76.71%と93.38%となっている「中国高科」と「青

鳥天橋」は負債率が100%に近づいていることから、財政悪化状況に陥っていると考えられる。また、494万元と979万元の損失を出している赤字企業が2社あり、校営企業を経営することは、そのすべてが金を儲けることになるのではなく、場合によって大きな損失を生じる危険性があることを顕著に表している。とはいえ、この時期の上場校営企業は全体から見れば、成功を納めていると言えよう。

2.2 改革後の上場校営企業

続いて、2001年から始まった画期的な改革を経た上場校営企業に注目し、同様にその利潤総額と負債率を基準として、30社を類型化することで、校営企業が不安定ないし経営不振の状況に直面していることを検討する。考察対象とするのは、同じく上述した中国教育部が公認し、統計に組み入れられている30社の上場校営企業である。

表5-2-3は、上場した30社の校営企業の2006年10月から2007年6月までの利潤総額と負債率を整理したものである。以下では、これらに基づき、上場校営企業の財政状態や営利状況について分析を行い、上場校営企業の不安定な経営や経営不振の実態を明瞭にする。これを示したのが図5-2-2である。ここでも同様に、これらの上場校営企業を上述した方法で、①負債率50%以下、経営黒字である第一象限の企業を「優良企業」、②負債率が50%以下、経営赤字である第二象限の企業を「赤字企業」、③負債率が50%以上、経営赤字である第三象限の企業を「破綻寸前企業」、④負債率が50%以上、経営黒字である第四象限の企業を「不安定企業」という4つの類型にそれぞれ分類した。

表 5-2-3 上場校営企業の財務状況 2 (2006. 9. 30-2007. 6. 30)

証券銘柄	所属大学	利潤総額 (万元)	負債率 (%)	証券銘柄	所属大学	利潤総額 (万元)	負債率 (%)
1. 北大方正	北京大学	11,416.2	47.45	16. 工大首創	ハルビン	3281.91	31.73
2. 北大高科		-315.22	41.33	17. 工大高新	工業大学	-248.32	30.27
3. 青島天橋		-9249.9	71.07	18. 交大科技	西安交通 大学	11,642.1	48.60
4. 青島華光		-6087.6	74.61	19. *ST 戈德	南開大学	-2122.4	78.47
5. 明天科技		224.72	27.83	20. 天大天財	天津大学	2811.30	75.08
6. 力合株式	清華大学	4566.73	34.18	21. 同濟科技	同濟大学	2148.39	67.69
7. 紫光古漢		985.79	47.48	22. 東軟株式	東北大学	11,433.9	34.15
8. 清華同方		24,770.44	67.76	23. 科大創新	中国科技 大学	157.86	45.04
9. 清華紫光		1279.35	66.51	24. 華工科技	華中理工 大学	2354.96	49.51
10. 誠志株式		2,129.02	54.12	25. 太工天成	太原理工 大学	1838.18	53.31
11. 交大昂立	上海交通 大学	2109.42	37.99	26. 山大華特	山東大学	3117.78	59.91
12. 交大南洋		1231.75	53.04	27. 江中藥業	江西 医学院	10,496.87	34.75
13. 浙大網新	浙江大学	8250.18	66.23	28. 華神集团	成都中医 藥大学	-422.10	37.83
14. 浙大海納		1203.35	225.08	29. 中国高科	8 大学	6445.55	64.34
15. 復旦復華	復旦大学	2018.87	50.09	30. 道博株式	10 大学	1388.66	87.46

出典) 上場した校営企業の報告書により筆者作成。

図 5-2-2 に示す通り、4 つの類型に含まれる企業数の多い順番に並べると、不安定企業 13 社、優良企業 11 社、赤字企業 3 社、破綻寸前企業 3 社という順になり、また企業数を合計してみると優良企業 11 社に対してそのほかの企業は 19 社で、後者が遥かに上回っている。すなわち上場校営企業は全体から見れば、上場した時期に一時的な成功を納めたとはいえ、長期的に優良企業として経営を維持することができていないと考えられる。その結果、図 5-2-2 に示す通り、縦軸下半分すなわち負債率が 50%を超えている企業数は全体の半分以上を占めており、校営企業の高負債率が顕著に表れている。例えば、不安定企

業の一つである「浙大海納」を見てみると、その負債率は実に 225.08%にも達しており、普通の企業なら負債率が 100%を超えることは経営破綻を意味することであり、「浙大海納」もその例にもれず、2007年4月21日に業務停止命令を受け、経営の立て直しが行われている。

一方、破綻寸前企業の中の「青島天橋」も同じく、負債率 71.07%、1年間で約 9000 万円の赤字をだしており、2007年6月29日に業務停止命令を受け経営の立て直しが行われている。これと同一象限にある「青島華光」と「*ST 戈德」は未だ業務停止命令を受けていないが、負債率は 70%以上で、年間に数千万元の赤字を出していることを考えれば、いつでも業務停止命令を受ける可能性があり、株式市場から退場させられ、膨大な債務を負って倒産する可能性もある。さらに、状況がそれほど深刻でない赤字企業を加えれば、上場校営企業は実にとっても厳しい経営状況に陥っていると考えられ、このような上場校営企業を経営することはリスクが非常に高いことであると言えよう。

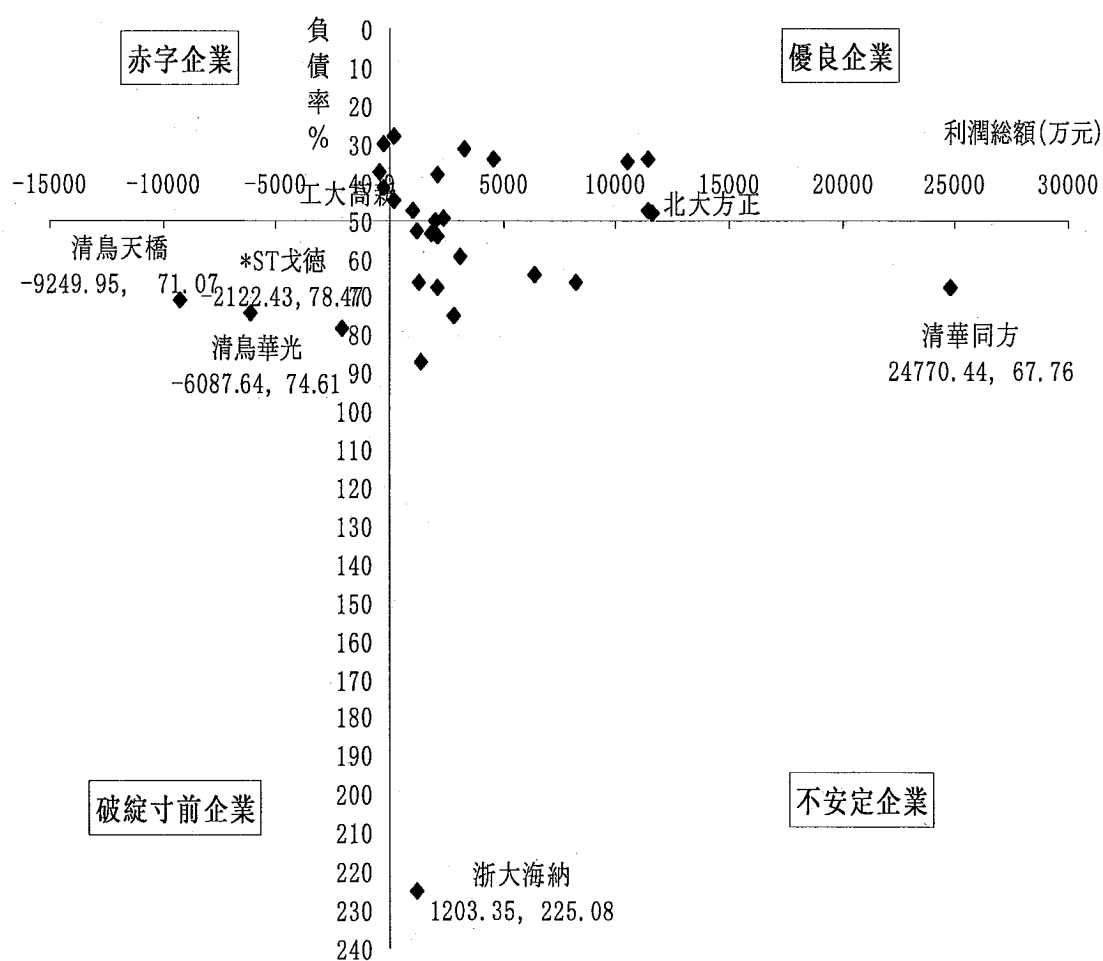


図 5-2-2 上場校営企業の類型 2

出典) 上場した各校営企業の財務報告表により筆者作成。

以上、改革前の上場校営企業と改革後の上場校営企業について、考察分析を行ってきた。その結果、改革前の30社の上場校営企業には、優良企業が全体の3分の2を占めており、不安定企業が8社、赤字企業が2社であり、破綻寸前企業はまだ現れていない。つまり、上場校営企業全体から見れば順調な発展を遂げている状況であった。これに対して、改革後の30社の上場校営企業には、優良企業が全体の3分の1程度となり、不安定企業が13社、赤字企業が3社、そして破綻寸前企業が3社となったのである。優良企業だけが大幅に下がり、その他の企業が増加した。つまり、上場校営企業は2001年から始まった改革を経て、全体的に円滑な運営を遂げていないばかりか、逆に経営不振の状況に陥ったのである。

第三節 校営産業による大学名誉の失墜

1. 経營業種の乱立

図5-3-1は校営企業の経營業種を分類したものである。図5-3-1の示す通り、校営企業の経營業種の中、製造業が一番多く、全体の36%を占め、第2位の貿易業の15%を遥かに上回っている。製造業が多いのは、大学の研究成果の商品化に生産段階から関与しているからである。しかしながら、貿易業が第2位の割合を占めていることは、大学の研究成果を生かす以外の方法で資金を得るといった側面が強いと考えられる。

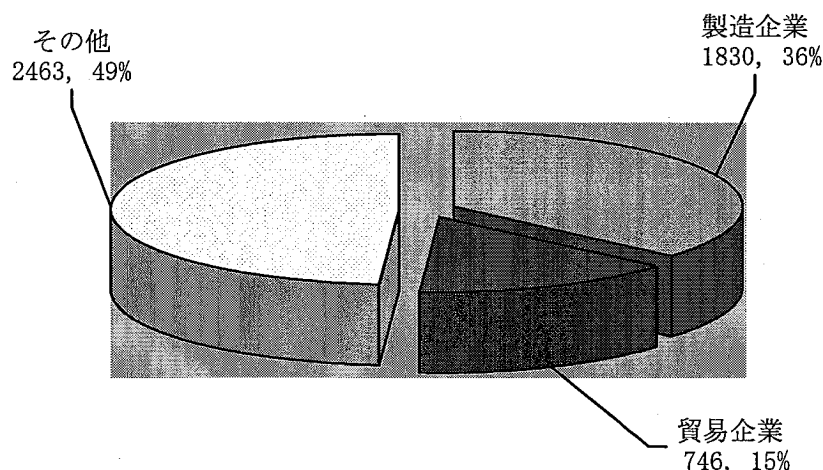


図5-3-1 2001年度校営企業の業種別割合

出典) 教育部科学技術発展センター「全国普通高等教育機関の校営企業統計報告2001年」の内容により筆者作成。

表5-3-1は、30社の上場校営企業が自己申告した業務うち容をまとめたものである。表

5-3-1の示す通り、上場校営企業の経營業種は、「中国高科」の3種類から「清華同方」の27種類まで多領域に渡り、合計で361の業種を含んでおり、平均で一社12種類の業務を経営している。そのうち、ソフトウェア・コンピューター関連業種が15社に渡り、最も多くの企業に取り込まれている。これは情報化社会の流れを反映したものであると考えられるし、大学の研究開発とも緊密に繋がったものであると言える。しかし、不動産業も7つの校営企業の主要業務うち容になっており、もちろん大学の建築学領域と関連しているとも考えられるが、これ以外に、中国国うちの不動産投資ブームの影響が最も強かったと推測できる。また、大学の研究成果とまったく関係しない、貿易関連の校営企業も5社あり、一部の大学にとって、大学うちの研究成果の活用化より資金調達が最優先な目的となっていることを窺わせる。

このまま続けば、大学が営利指向に陥りかねないし、「拝金主義」を助長させ、大学に対する信頼を失う危険を招く可能性あると言っても過言ではない。早急に事態の合理性について再検討すべきであろう。

表 5-3-1 上場校営企業の主要経營業種

証券銘柄	所属大学	主要経營業種
1. 北大方正	北京大学	ソフトウェア開発応用・電子製品の開発生産販売・建築業 (14 種類)
2. 北大高科		通信設備の開発生産販売・ソフトウェアの開発生産販売・医薬品の開発生産販売 (計 10 種類)
3. 青島天橋		インフォメーションサービス・加工貿易・国際貿易 (計 4 種類)
4. 青島華光		ソフトウェアの開発応用・電子出版システムの開発販売・通信設備の開発生産販売 (計 12 種類)
5. 明天科技		化学製品の開発生産販売・ソフトウェアの開発応用・環境保護設備の開発生産販売 (計 15 種類)
6. 力合株式	清華大学	環境保護製品の開発生産販売・電力の開発生産・コンピューター関連技術の開発応用 (8 種類)
7. 紫光古漢		医薬品の開発生産販売・食品の生産販売・飲料の生産販売 (20 種類)
8. 清華同方		コンピューターの開発応用・インフォメーション産業・建築環境プロジェクト (計 27 種類)
9. 清華紫光		電子プロジェクトの施工・監視システムの設置・ノートパソコンの販売 (計 16 種類)
10. 誠志株式		バイオテクノロジー開発応用・病院経営・不動産業 (計 12 種類)
11. 交大昂立	上海交通 大学	バイオテクノロジー開発応用・保健食品の開発生産販売・不動産業 (計 18 種類)
12. 交大南洋		先端技術の開発応用・高新技术工業園区の経営・再輸出入業務 (計 12 種類)
13. 浙大網新	浙江大学	コンピューター関連業務・ネット教育の投資開発・医療用電子設備の開発生産販売 (計 13 種類)
14. 浙大海納		半導体製品の開発生産販売・自動化制御器械開発生産販売・ソフトウェア開発応用 (計 16 種類)
15. 工大首創	ハルビン 工業大学	流通貨幣の経営・百貨店の経営・ソフトウェア開発応用・美容美髪 (計 8 種類)
16. 工大高新		バイオテクノロジーの開発応用・先端技術の開発生産販売・大豆の販売 (計 7 種類)
17. 復旦復華	復旦大学	新型エネルギーの開発生産販売・ソフトウェアの開発生産販売・サービス業 (計 9 種類)
18. 交大科技	西安交通 大学	旋盤の開発生産販売・精密測量設備および精密センサーの開発生産販売 (計 2 種類)
19. *S T 戈德	南開大学	自動販売機の生産販売・電子製品の生産販売・コンピューター関連製品の開発応用 (計 8 種類)
20. 天大天財	天津大学	ソフトウェア開発応用・家電製品の生産販売・不動産業 (計 20 種類)
21. 同濟科技	同濟大学	教育産業への投資活動・国うち貿易・諮問サービス (計 6 種類)
22. 東軟株式	東北大学	ソフトウェアの開発応用・通信監視システムの開発生産販売・不動産業 (計 8 種類)
23. 科大創新	中国科技 大学	インフォメーション産業・医療器械の生産販売・不動産業 (22 種類)
24. 華工科技	華中科技 大学	レーザー設備の開発生産販売・ソフトウェアの開発応用・化学製品の開発生産販売 (計 14 種類)
25. 太工天成	太原理工 大学	電子設備およびネットの開発応用・教育設備の開発生産販売・石炭の再加工業務 (計 15 種類)
26. 山大華特	山東大学	ソフトウェア開発応用・通信設備の生産販売・大学科学技術園の建設管理 (計 19 種類)
27. 江中薬業	江西医学院	医薬品の開発生産販売・保健食品の開発生産販売・国際貿易 (6 種類)
28. 華神集団	成都中医薬 大学	薬品の開発生産販売・先端技術の開発生産販売・不動産業 (計 6 種類)
29. 中国高科	8 大学	投資活動・人材交流育成・再輸出入業務 (計 3 種類)
30. 道博株式	10 大学	カシミヤ製品の販売・運送業・国うち商業 (計 11 種類)

出典) 上場した各校営企業の財務報告表により筆者作成。

2. 大学名称の乱用

表 5-3-2 は現段階で教育部に公認され、統計に組み入れられている 30 社の上場校営企業の証券銘柄と証券コードおよび所属大学を整理したものである。

大学は中国語で言うところ「事業単位」、つまり非営利組織であり、管理運営に関しては営利組織である企業とは別範疇のものである。にもかかわらず大学は上場校営企業に大学名をつけ、上場校営企業が市場での競争に負けないように後押ししている。表 5-3-2 の示す通り、上場した 30 社の校営企業の証券銘柄を見ると、18 社が大学名を冠していることが分かる。すなわち、上場した校営企業の約 3 分の 2 は大学関連企業であることを強調しているのである。この背景に関連して、校営企業の直轄管理部門である教育部科学技術発展センターの関係者によると、「大学に所属している企業であるからには、大学名をつけるのは当然なことと考えられており、そうすることによって得られる信用度への思惑も働いている。しかし、行き過ぎた大学名の使用は逆に大学の信用度に悪影響を与えかねないことも懸念されている。」という。このような状況を受け、2001 年に国務院は「北京大学と清華大学の校営企業の管理体制を標準化することに関する実験的指導意見」、すなわち前述した「実験的指導意見」を公布し、同法の第 16 条において「企業経営が大学の信用面に与える影響を最小限に抑えるため、企業名に大学の名をつけることを禁止する。ただ、大学の資産運用会社は除くものとする」と定めた。大学名の乱用を規制することを目的とした規定が明示されたのである。しかし、このような規制にも関わらず、2007 年現在、上述したとおり、上場校営企業のうちの、約 3 分の 2 が依然として大学名を使用し続けている。確かに銘柄の変更手続きは繁雑で時間やコストがかかるものであるが、6 年間にも渡って、法規を無視して大学名が継続使用されていることから、有名大学の名を冠することで、企業としての信頼性を高く見せたいという意識を窺うことができよう。一方、このような大学の名を冠している上場企業が経営不振など状況に陥ったら、逆に大学の信用度を失う事態を招く危険性が大きいであろう。

表 5-3-2 上場校営企業の証券銘柄

証券銘柄	証券コード	所属大学	証券銘柄	証券コード	所属大学
1. 北大方正	600601	北京大学	16. 工大首創	600857	ハルビン工業大学
2. 北大高科	000004		17. 工大高新	600701	
3. 青島天橋	600657		18. 交大科技	600806	西安交通大学
4. 青島華光	600076		19. *S T 戈德	000537	南開大学
5. 明天科技	600091		20. 天大天財	000836	天津大学
6. 力合株式	000532	清華大学	21. 同濟科技	600846	同濟大学
7. 紫光古漢	000590		22. 東軟株式	600718	東北大学
8. 清華同方	600100		23. 科大創新	600551	中国科技大学
9. 清華紫光	000938		24. 華工科技	000988	華中理工大学
10. 誠志株式	000990		25. 太工天成	600392	太原理工大学
11. 交大昂立	600530	上海交通	26. 山大華特	000915	山東大学
12. 交大南洋	600661	大学	27. 江中薬業	600750	江西医学院
13. 浙大網新	600797	浙江大学	28. 華神集団	000790	成都中医薬大学
14. 浙大海納	000925		29. 中国高科	600730	8 大学
15. 復旦復華	600624	復旦大学	30. 道博株式	600136	10 大学

出典) 上場した校営企業の報告書により筆者作成。

3. 株価の乱高下

ここで、上記の「優良企業」、「赤字企業」、「破綻寸前企業」、「不安定企業」という4類型からそれぞれ代表的な校営企業として「北大方正」・「清華同方」・「*S T 戈德」・「工大高新」を選んで、4社の株価に関するデータを整理し、その各年の最高値と最安値の変動を描くと図 5-3-2 と図 5-3-3 のようになる。これらの企業を選んだ理由は次の通りである。すなわち、表 5-2-3 の示す通り、「北大方正」と「清華同方」は北京大学と清華大学の最も有力な校営企業であり、中国国うちの校営企業の最優秀企業とも言えること。「*S T 戈德」は破綻寸前企業の中の唯一まだ業務停止命令を受けていない校営企業であること。「工大高新」は赤字企業の中で赤字総額が最小の校営企業であることである。つまり、4 類型の企業から、それぞれ相対的に一番良い企業を選んだのである。

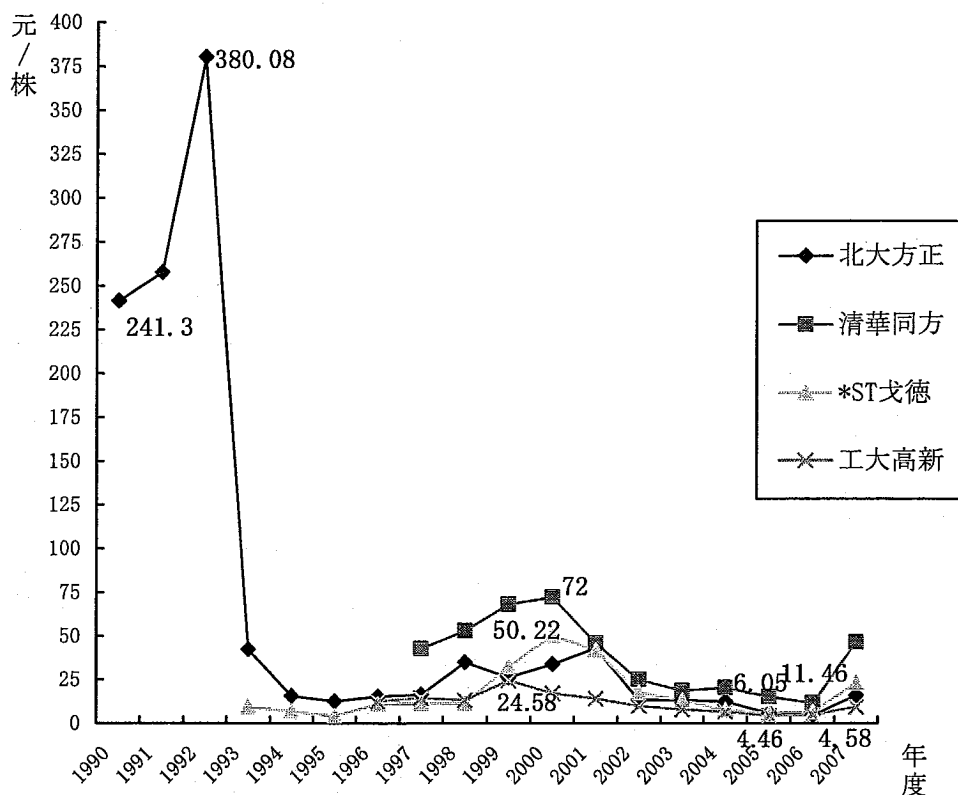


図 5-3-2 代表的な上場校営企業の最高値株価変動図

出典) 各校営企業の株価統計データにより筆者作成。

図 5-3-2 の上場した校営企業の第一号である「北大方正」を見ると、上場した 1990 年度に株価は 241.3 元/株を突破し（上場時は 185 元/株）、その後の 1993 年に 380.08 元/株という最高値となった。しかし同年度うちにも一時は、50 倍近く下落し 8.8 元/株（図 5-3-3 を参照）になったことがある。そして 2005 年度には最安値の 2.96 元/株（図 5-3-3 を参照）を記録し、実に 120 倍以上も下落した。その他の 3 つの企業の株価を見ると、「清華同方」は 2000 年度に図 5-3-2 のように 72 元/株という最高値を達成したものの、同年度うちに図 5-3-3 のように半分以下の 36 元/株となった時もあった。その後 2005 年には 8.21 元/株（図 5-3-3 を参照）という最安値を記録した。「*S T 戈德」も 2000 年度に 50.22 元/株という最高値（図 5-3-2 を参照）を達成したが、同年度の最安値は半分以下の 24.83 元/株（図 5-3-2 を参照）となっている。さらに 2005 年度に図 5-3-3 に示す通り、暦年の最安値の 2.11 元/株を記録したのである。「工大高新」は 2004 年に 24.58 元/株（図 5-3-2 を参照）という最高値を達成したが、同年度中に最高値の半分以下の 11.29 元/株（図 5-3-3 を参照）に一時的に陥った。2005 年度には、最安値の 2.19 元/株（図 5-3-3 参照）まで下落したのである。このように三者の最高値と最安値との差はすべて 9 倍以上であり、同一年度うちでも 2 倍ないし 2 倍以上の上下差をつけるなど乱高下が激しい。

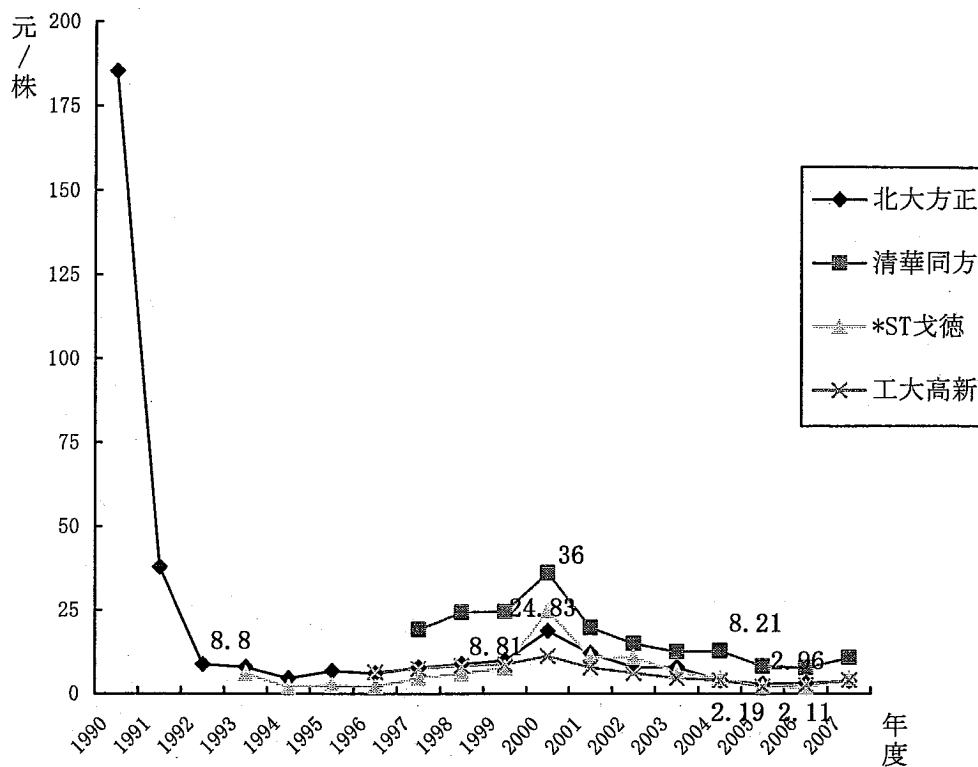


図 5-3-3 代表的な上場校営企業の最安値株価変動図

出典) 各校営企業の株価統計データにより筆者作成。

株価は当該企業の業績と今後の成長性を表すものであり、その動きは当該企業や企業株主の信頼度を反映・判断する基準である。従って、こうした株価の乱高下が激しい上場校営企業は信頼できるのか、またその筆頭株主である大学をどう評価すれば良いのであろうか。むろんこうした中国の大学において上場企業を経営することは、確かに一部の大学にとって資金調達や研究成果の実用化を達成した。しかし、筆頭株主である大学に財務負担や経営リスクを背負わせているのも事実であり、さらに大学の信用度にも悪影響を与えかねないと言えよう。

第四節 校営産業の利益相反問題

産学連携は教育・研究の成果を社会貢献に活かすための一形態であり、大学と産業界の連携を通じて研究成果の社会還元を進めることは、経済のグローバル化の中で自国産業の競争力を高めるという観点からも重要である。一方で、産学連携を進める上では、大学が連携している企業から正当な利益を得る、あるいは所管している企業などに対し必要な範

囲での責務を負うことは当然のこととして想定される。このような大学と産業界との性質の相違から、大学が企業との関係で有する利益や責務が社会における責任と衝突する状況も生じうる。このような状況がいわゆる「利益相反 (conflict of interest)」といわれるものである。しかも、この種の利益相反は「産学連携を進めていく以上で避けることのできない問題である」¹⁰と指摘されている。従って、この種の利益相反は「学」と「産」との合体になっている中国の大学における校営産業にとっても、避けることができないと考えられる。

利益相反について、日本国うちでは奈良先端科学技術大学院大学¹¹ (2000、2002)、伊地知¹² (2000)、平井¹³ (2002)、経済産業省¹⁴ (2002)、科学技術・学術審議会¹⁵ (2002)、などによって検討されてきた。「こうした先駆的な調査報告書によって、産学連携関係者の中では、利益相反から生じる課題について知られ始めているものの、大学全体として見たとき、未だ馴染みが薄く、具体的な態様やそのマネジメント制度のあり方などについては、なお十分な検討と対応が講じられているとは言い難い」¹⁶と指摘されている。

これ以外に、玉井・宮田¹⁷ (2007) も、利益相反について指摘している。玉井らは、利益相反の概念や分類、由来、および個人 (教職員) としての利益相反について重点的に検討してきた。一方、大学 (組織) としての利益相反については、科学技術・学術審議会 (2002) によると「現在の大学では、制度上の制約からほとんど問題となりえないが、私立大学ではすでに学校法人が TLO やベンチャーに出資することや、法人有特許の専用実施権をベンチャー企業に付与する事例が見られることに加え、法人化後は大学についても同様の活動が可能となる余地があり、大学 (組織) としての利益相反が生じる状況にあると言える」とされている。東北大学報告書 (2004) では、「大学自体に対する研究寄付や株式保有によって生じる組織の利益相反問題などについて、本報告書ではまったく触れる事がなかった。この点は、利益相反マネジメント制度が、我が国大学で構築・運用され、実績が積み、一定の方向性が出てくるなかで、改めて検討されることが望まれる。今後の検討課題として提起しておきたい。」¹⁸と述べられている。つまり、日本国うちにおいて、利益相反問題はまだ広く知られていないし、大学 (組織) としての利益相反問題については、言及されてはいるものの、関連研究が蓄積されているとは言い難い。一方、中国においては管見の限り、大学 (組織) としての利益相反問題についての研究は、まったく見当たらない。

そこで、以下では、中国の大学における校営産業において、大学 (組織) としての利益相反という問題について考察を行いたい。

1. 利益相反の定義

利益相反の一般的な定義については、上述した先行研究においてすでに指摘されている。本研究では、これらの定義を援用して分析を行いたい。

まずは、科学技術・学術審議会 (2002) によれば、利益相反という用語には複数の意味・うち容が含まれており、図 5-4-1 のように整理することができるという。

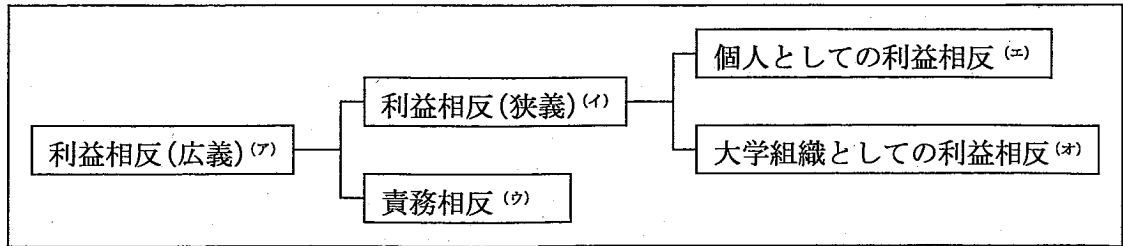


図 5-4-1 利益相反の一般的概念図

出典) 科学技術・学術審議会、技術・研究基盤部会、産学官連携推進委員会、利益相反ワーキング・グループ『利益相反ワーキング・グループ報告書』2002年11月、6頁。

具体的には、次のように定義される。まず、広義の利益相反は、狭義の利益相反と責務相反の双方を含む概念として位置づけられている。狭義の利益相反とは、教職員または大学が産学官連携活動に伴って得る利益（実施料収入、兼業報酬、未公開株式等）と、教育・研究という大学における責任が衝突・相反している状況を指す。責務相反は、教職員が主に兼業活動により企業等に職務遂行責任を負っていて、大学における職務遂行の責任と企業等に対する職務遂行責任が両立しえない状態を言う。狭義の利益相反と責務相反は、どちらも大学における責任の遂行が問題となる点では同じであるが、その要因が「企業などから得る利益」である場合には狭義の利益相反であるのに対し、「企業等に対して負う責任（責務）」である場合には責務相反とされている。

さらに狭義の利益相反は、二つに分けられ、個人としての利益相反は、教職員個人が得る利益と教職員個人の大学における責任との相反を指す。大学（組織）としての利益相反は、大学組織が得る利益と大学組織の社会的責任との相反を指している。また、玉井らによれば、大学レベルの利益相反は「大学の経営陣（学長、副学長、理事など）、学科、学部、その他のサブユニット、または提供機関や団体のいずれかが、大学の研究プロジェクトに金銭的利益を有する企業と、外部関係または金銭的利益を有する場合に、大学レベルの金銭的利益相反が生じる可能性がある。大学経営陣がその大学と商取引の多い団体・組織の役員を務めている場合も利益相反が生じる可能性がある。このような利益相反の存在は大学の研究の審査や遂行において、バイアスが実際に生じたり、生じる可能性があるという疑いを生じさせる場合がある。このような利益相反を評価または管理しなければ、大学の使命、義務または価値基準と一致しない選択や行動に繋がる可能性がある。」¹⁹と指摘されている。

また、すでに利益相反ポリシーを作成している奈良先端科学技術大学院大学の産官学連携推進本部によれば、利益相反の一般的概念が表 5-4-1 のように整理されている。

表 5-4-1 利益相反の一般的概念の分類

		定義	利益相反行為の例	
利益相反・狭義・広義	利益相反	個人としての利益相反	教職員個人が産官学連携活動等に伴って得る利益と教職員個人の大学における責任が相反する状態	兼業先の株を大量に取得する
	利益相反	大学（組織）としての利益相反	大学（組織）が得る利益と大学（組織）の社会的責任とが相反している状態	大型の共同研究を行っている相手先に優先的に実施許諾をする
	責務相反	教職員の職務時間と労働の配分に関して、大学における教育・研究・管理等の遂行責任と、兼業による学外活動における遂行責任が相反している状態	兼業先の会社が忙しくなり、大学などの研究が影響を受けている	

出典) 奈良先端科学技術大学院大学産官学連携推進本部ホームページ 2008年8月。

これは上記の科学技術・学術審議会（2002年）の整理と形式的には一致しており、具体的な定義の文言については完全には合致していないが、指している意味はほぼ一致していると言える。本研究においては、これらの定義に従って、特に大学の（組織）としての利益相反について、例えば「大学が研究寄付や株式保有などによって、大学が組織として得る利益を優先させ、結果として、大学がもつインテグリティ（integrity）²⁰を阻害するなど弊害が生じさせた場合には問題となる。」²¹という仮説を基に、考察を行っていく。

2. 事例に見る校営産業の利益相反問題

以下では、事例分析の方法を用いて、校営産業の利益相反問題を明らかにする。具体的には、ある大学キャンパスでの工場設置、大学研究成果の実用化、大学の融資行為という、校営産業においてすでに起こったあるいは起こっている三つの事例から、そこに包含される利益相反問題の実像を把握したい。

事例1 大学キャンパスでの工場設置²²

90年代初期、ある大学は校営企業の設立ブームに乗り、大学の経費を補助するため、大学の行政会議で、投資するプロジェクトに対してまだ十分に議論・分析していないまま、大学の敷地うちで混合飼料加工工場を設立する計画を決めた。大学教職員や学生たちの反対にも関わらず、工場が予定通りに建てられ生産活動を始めた。しかし、一年後に同工場で生産した商品の販売が不振に陥り、止むを得ず工場を閉鎖した。これで最初に投資された200万円の教育費と銀行から借り出した100万円も戻らなくなった。結局、裁判の結果、大学が翌年度の教育費から100万円を銀行に返還することになった。

300万円の損害は論外として、大学は非営利団体であるため、営利目的の行動が過ぎれば税法上問題になる。とくに免税になっていた大学債で建設した研究施設などが校営産業に利用され、結果として営利活動に用いられれば問題になる²³。本ケースはまさに、大学が公共財で建てられた大学敷地うちで営利のため工場を開き、営利活動を行っている。その結果、第一に、経営破綻したことで大学に200万円の損失を出させた上で、100万円の負債をも加えた。第二に、工場うちの機械の稼働で生じた騒音や混合飼料を生産する原料の臭いなどがキャンパスうちに充満し、学生たちの日常の学習生活にも悪影響を与えた。すなわち、大学は教育という基本的な使命・責任を犠牲にして、目の前の金銭的利益を獲得しようとしており、利益相反になっていることは間違いないと言える。このケースでは若干の行きすぎはあったかも知れないが、当時の風潮の中ではそれほど特殊なものではなかったと思われる。

事例2 大学の融資行為

2006年11月22日の『天津日報』によれば、天津大学は2000年9月から2001年8月まで、三回に分けて「深圳時代創業投資発展有限公司」と「資金委託管理協議」を結び、天津大学に所属する「天大天財」（上場校営企業）の営業利益の1億元（約15億円）を同会社に渡し、株相場で取引活動を行っていた。最初の2年間は、こうした投資で利益を儲けていたが、その後の2003年からの株価の下落で、投資した1億元の資金のわずか200万円しか回収できなかった。こうした事態の中で「深圳時代創業投資発展有限公司」の責任者が会社の金を持ち逃げし、天津大学はやむを得ず警察当局に事件を届け出し、3年間に渡った不正な投資活動が摘発された。その後、教育部と中共中央紀律検査委員会がこの事件の調査にも介入し、当時の天津大学の学長である単平氏を党うち観察2年の処分とし、学長職からも罷免し、「人民代表大会委員」の資格をも取り消す決定が出された。その理由は、単平学長が天津大学と教育部、財政部の関連規定に反し、まだ大学指導部の全体協議を通さず、関連部門の許可を受けていないまま、天津大学の総計1億元の資金を民間会社に委託して投資活動を行ったと記されている。

単平元学長がなぜ資本市場から資金を調達しなけりばならなかつたのか。その要因として、一つは、天津大学は当時 36 社の校営企業を経営しており、その中の、上場企業である「天大天財」は経營業績が非常に順調であつたが、他社の経営はあまりよくなかつた。そこで、学長である単氏は「天大天財」の利益を用いて、他社への救済を行わざるを得なかつた。しかし、「天大天財」からの資金にも限界があり、他社への救済に苦しみ、儲ければ儲けるほど資金がたりなくなる状況に陥つた。それで単平元学長は思い切つて、資本市場ないし株式市場に手を出すことを決断したのである。時の風潮で大学が株式売買を行うことはそれほど特殊なものではなつたから、単平元学長もその一連の投資活動を通じて、利益を上げていれば問題とはならなかつたかもしれない。

上述した判決の理由からも分かるように、単平元学長は投資活動を行う前に、もし大学指導部の全体協議を終えて、関連部門の許可を受けていれば、最終的に経営責任を問われたかもしれないが、政治的責任までは問われなかつたと考えられる。また、上述した現在多くの大学で設立されている資産運用会社は、まさに研究成果の実用化などに係わるエクイティファイナンス²⁴の保有や資本市場からの直接資金調達などを狙っている。つまり資産運用会社が創設されたということは、法律上でも大学の株式売買ないし投資活動を正当化したことを意味する。従つて、単平元学長の行為は誤りであつたとは言いきれない。ただし、結果が悪すぎたため政治的な犠牲になつたに過ぎないのである。とは言え、学長として個人的には辞職辞任で終わるが、天津大学にとっては大きな汚点を残したことを否定できないし、天津大学の大学としての社会的地位・社会的信頼を揺るがしたと言っても過言ではない。

事例 3 資産運用会社の場合

中国政府は上述した事態を深刻に受け止めていないばかりか、逆に上述したように多くの大学に資産運用会社の設立を求め、大学の投資活動を合法化、正当化している。

この種の資産運用会社に対して、当事者である清華大学の校長補佐兼「清華持株有限公司」の理事長である柴泳霖氏は「大学資産運用会社設立の役割と意義」という文章の中において、「資産運用会社の目標は資本の増価であり、これはその神聖な使命である」²⁵と述べている。つまり、資本の本質は利益を追求することであり、資産運用会社も例外なく利益を獲得することがその使命であると言える。

当然、大学は知識と研究成果の社会への移転を通じて、産業競争力の強化に協力するのは当然のことである。それによつて可能な限りの増収を図るのは、教育費の公財政支出の不足という状態からすると、焦眉の課題でもある。しかしながら、公共財で蓄積した知識や研究成果を社会に移転することが、単に金銭的収入のため、あるいは金銭的収入が最優先目的だとすると、非営利組織としての大学の役割が、経済的利益の最大化を目指す営利組織としての企業に近づくことになる。その結果、組織としての大学が金銭的利益を追求するため、傘下にある各校営企業の経営利潤を使って株式市場で繰り返し投資活動を行う

恐れがあり、または利益が生じやすい研究分野のみに投じることは否定できない。2004年の統計データを見てみると、2004年度の全国の大学における研究成果は合計6857件、そのうち応用研究は5119件、基礎研究は1221件、ソフトサイエンス研究はわずか517件になっている。つまり、結果的に大学うちの科学研究は研究経費の配分に左右されており、それゆえ学問は利益獲得の手段として利用され、そのことは「学問の自由」²⁶の崩壊を招くことにもなりかねないと考えられる。また、この種の取り組みは厳密に言えば公共財産の私有化にもなっていると考えられ、そして、学問の自由を侵すのは外部者のみならず、大学自身も共犯となり、自ら社会的に認められてきた大学の権威を失墜させているとも言えよう。

このように今後の中国の大学は、市場ないし産業界に参入する以上、自らの社会的信頼を確保しつつ、社会への説明責任を十分に果たすことにより、校営産業の推進に伴う種々の懸念を払拭していくことが求められる。急務としてまずは利益相反管理制度を構築し、次に評価・管理法の整備を行うことが必要となってくると考えられる。

第五節 校営産業の不均衡発展による格差の生起・拡大および弊害

1. 不均衡発展による格差の生起・拡大

次に再度、上記の「報告」に依りながら、校営企業が抱えている発展の不均衡問題を明らかにした上で、こうした不均衡が大学運営に与えたマイナスの影響について考察する。

1.1 地域間の比較

表 5-4-1 は、中国のチベット自治区を除いた売上収入総額上位 5・下位 5 地域の校営企業の状況を表にまとめたものである²⁷。

表 5-5-1 2000 年度校営企業売上収入総額の地域別ランキング

(上位・下位 5 地域)

順位	地域名称	売上収入総額 (億元)	順位	地域名称	売上収入総額 (億元)
1	北京	200.82	26	うちモンゴル	0.96
2	上海	53.83	27	海南	0.8
3	江蘇	27.56	28	貴州	0.36
4	天津	26.19	29	寧夏	0.15
5	遼寧	24.21	30	青海	0.01
	上位 5 省市合計	332.61		下位 5 省市合計	2.28

出典)「報告」のデータに基づき筆者作成。

表 5-5-1 に示す通り、上位 5 位を占めている地域は北京、上海、江蘇、天津、遼寧であり、それらの売上収入金額合計は 332 億 6100 万元にのぼっている。これらだけで 2000 年度の全国校営企業総収入額 484 億 5500 万元の 68% を占めており、省別ランキングで下位 5 省市・自治区の 145 倍になっており、残り 25 省市の 2 倍を超えている。さらに最上位の北京市と最下位の青海省と比較してみると、前者の校営企業の売上収入総額は後者の校営企業の収入総額の 2 万倍以上である。著しい地域間格差が出現しているのである。

1. 2 大学全体の比較

図 5-5-1 は売上収入総額が 0.5 億元を超えた、60 校の大学の校営企業の状況をまとめたものである。図 5-5-1 に示す通り、大学ランキングで上位 2 位を占めているのは、北京大学、清華大学であり、売上収入の総額は、合計で 167 億 5400 万元にのぼっている。これは 2000 年度における全国各大学の校営企業総収入額 484 億 5500 万元の 35% を占めている。また図 5-5-1 の示すように、1 位から 3 位まで傾斜が特に急であり、儲かっている校営企業は特定の大学に集中していることが分かる。さらに第一位の北京大学と第 60 位の広西大学と比較してみると、前者の校営企業の売上収入総額は後者の校営企業の収入総額の約 200 倍以上である。なお、これらは約 2000 校の全国高等教育機関のうちの上位 60 位であり、これ以外の 1900 校余りに及ぶ全国の高等教育機関の最下位に位置するものの校営企業の売上収入総額と比べるなら、想像を超えるほどの大学間格差が生じているのである。

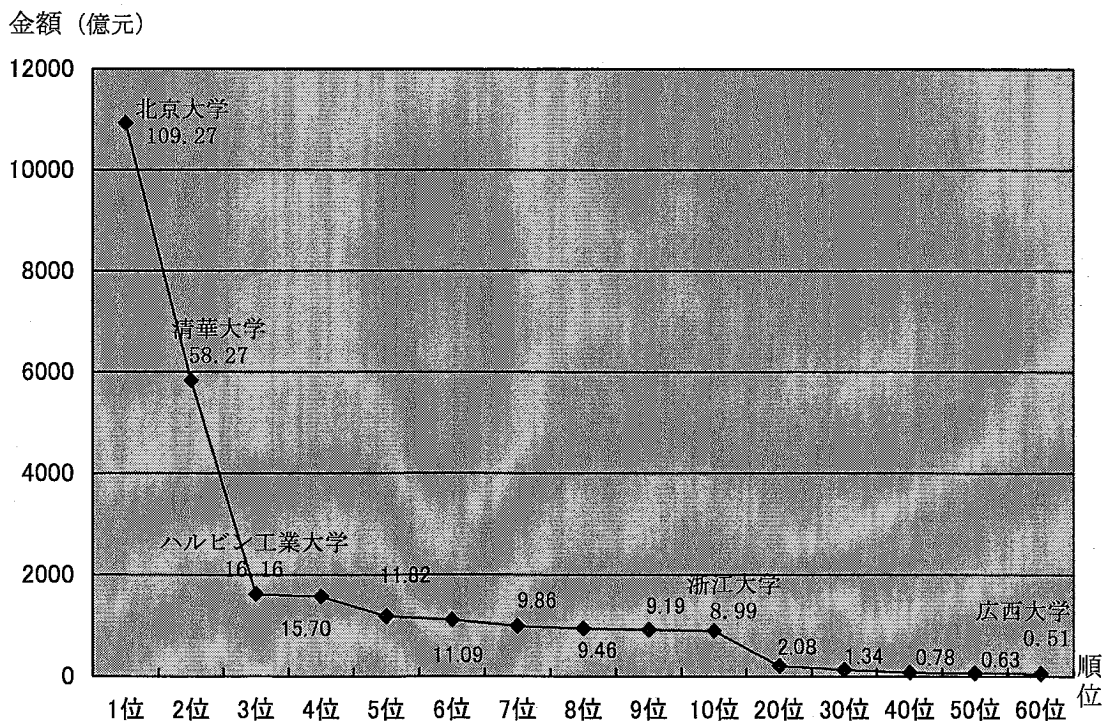


図 5-5-1 2000 年度校営企業売上収入総額 0.5 億元以上の大学趨勢図

出典)「報告」のデータに基づき筆者作成。

1. 3 重点大学と一般大学の比較

中国において大学は重点大学と一般大学という二種類に分類されている。重点大学（正式名称は中華人民共和国国家重点大学、単に重点大学ともいう）とは中華人民共和国（香港・澳門地区を除く）の大学のうち、権威ある大学と国家が認め予算の優先配分などの支援を行うものとして、設置者の別を問わず選定された大学である。1954年12月に「重点大学と専門家工作の範囲に関する高等教育部の決議」²⁸（原語は「高等教育部關於重点高等学校和專家工作範圍的決議」）が教育部によって公布され、北京大学・清華大学・中国人民大学・北京農業大学・北京医学院・ハルビン工業大学という6校がはじめて重点大学として指定された。1959年3月22日には中共中央によって「大学の中で一定数量の重点学校の指定に関する決定」²⁹（原語は「關於在高等学校中指定一批重点学校的決定」）が公布され、重点大学が16校まで増加した。その後も、引き続き追加認定され、1978年の時点では重点大学は88校にまで増加し、さらに上述した「211プロジェクト」の執行により100校にまで達したのである。

また、図5-5-2の示す通り、2001年度全国大学に属する校営企業の売上収入の85%を重点大学が占めている。すなわち校営企業の経営に成功しているのは、ほとんどが重点大学であると言える。まさしく貧しい者がますます貧しくなり、富める者がますます富むという状況が都市と農村の地域間、そして社会の各階層間を経て、中国の大学にまで見られるようになったとも考えられる。

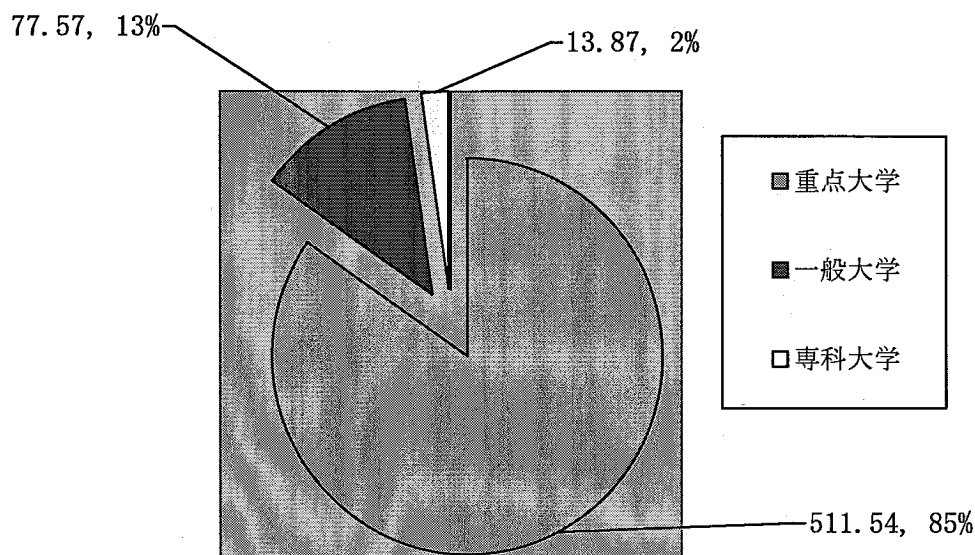


図5-5-2 重点大学と一般大学に属する校営企業の売上収入 (億元)

出典) 教育部科学技術発展センター「全国普通高等教育機関の校営企業統計報告 2001年」の内容により筆者作成。

2. 格差の拡大による大学教員の不均衡な移動

2.1 大学教員給与制度

一方、中国では教職員の給与については、1993年10月1日に国家人事部と教育委員会が共同で「非営利組織職員給与制度改革案」（原語は「事業単位工作人員工資制度改革方案」）を公布した。同プランの第2項目に「高等教育機関の教職員の給与は固定部分と変動部分（原語は「活的部分」）で構成する。職務給は固定部分であり、手当ては変動部分である」と明記されている。1995年3月18日の第八期全国人民代表大会第3回会議で「中華人民共和国教育法」が採択され、同年9月1日に施行されたが、同法第28条の第6項目には「学校は招聘した教師および他の職員に賞罰を与える権限を行使できる」と明記されている。これにより、各大学の教職員の給与配分や手当ての支給基準の確定に関して、当該大学による自主的決定権が法律上認められたのである。また、1989年12月14日に国家教育委員会と財政部が共同で公布した「高等教育機関による公司、企業の創設に関する若干の規定（試行版）」の第37条に「校営企業からの上納金を教職員の手当てや福祉などの待遇改善に充当する」という方針が明記されており、現在実行されつつある。これも、まさに第一章で提出した「校営産業の収入は、なぜ大学の教育費収入にあまり貢献できていないものの、まだ多くの大学で取り込まれているのか」という疑問に対する一つの重要な答えとなりうる。

2.2 大学教員の不均衡移動

こうした事情に加えて、上述した校営企業の地域間、大学間での収入格差が存在するゆえ、各大学の教職員の福祉や手当の給付金額には大差がついているのである。その結果として、うち陸部や地方都市大学の優秀な教員や教授たちが高収入を求めて給与がより高い大学へ転勤するという事態が多発している。例えば、中国黒龍省うちの地方都市である牡丹江市の牡丹江師範学院、牡丹江医学院、牡丹江大学など3校について調査を行った黒龍省統計局の統計によると、1998年から2002年までの間に、上述した3校から、専門技術人員115人が流出した³⁰。これら流出した人員の異動先を見ると、ほとんどが南方沿海都市であり、ごく一部の者だけが黒龍江省うちあるいは外国へ移っている。また、そのうち学士以上の学歴を持つ者は109人で、異動人員の94.8%を占め、教授・副教授という中級以上職階の者は95人で流出人員の82.6%を占めた。逆に、牡丹江に異動した人員の中で中級以上の職階の者はわずか49人ほどであり、転入した人員の23.2%を占めるのみである。このような人材流出はうち陸部の大学で特に目立つ。西部に位置する新疆大学の書記によれば1990年から2000年までの10年間に、新疆大学から200名あまりの副教授以上の職位を持つ者が東部へ転出した。新疆農業大学からも1997年から2000年までの3年間で博士学位・修士学位を持つ者が60名あまり流出していた³¹。こうした動きは中国の大学の人事管理体制の規制緩和に伴って、拡大の勢いを見せてきている。すなわち、学うちでの福利厚生条件の良いごく一部の大学だけが地位を上昇させていく一方、多くの一般の大学は倒産に近づいていると言っても過言ではない。さらに手当てや福利厚生資金の重要財源である校営企業の不均衡発展

はこうした趨勢を加速させていると考えられる。

このような事情をさらに確かめるため、筆者は2007年8月15日から9月15日の一ヶ月の間に、東北地区の地方都市阜新市にある遼寧工程技術大学の教員を対象に「大学教員の仕事に対する教員収入の影響に関する意識調査」を行った。同学校の教員の協力を得て100人分の質問紙を配布し、それぞれの専攻（コンピューター専攻、機械工程専攻、材料科学専攻、外国語専攻、経済学専攻）の60人の教員からの回答を得た。以下、これらの回答に基づいて、大学教員の移動問題に対する意識について分析を行う。なお、阜新市の経済発展レベルは、中国東南沿海部と比べれば大分遅れている。

まず、回答者の属性について見ておく。回答者の年齢層は、20歳代が3人（5%）、30歳代が24人（40%）、40歳代が20人（33.3%）、50歳代が9人（15%）、60歳代が4人（6.7%）であった。50歳代以上の年配の教員が少なめであり、比較的若手の教員が多く含まれている。因みに、2005年度の中国における全日制普通高等教育機関の専任教員の年齢構成は、30歳以下が29.3%、31から40歳が35.9%、41から50歳が23.9%、51から60歳が13.7%、61歳以上が1.9%である³²。従って、今次調査の回答者は、教員全体の統計と比べると20歳代の者が少なく、30歳代の者が多い、両者を合わせて若手教員とすれば、若手教員の割合が若干低いと言える（表5-5-2を参照）。

性別は、男性40人（66.7%）、女性が20人（33.3%）である。2005年度における中国全日制普通高等教育機関の専任教員の性別構成は、男性56.7%、女性43.3%であり、今次調査の回答者は教員全体と比べたら、男性に偏っている（表5-5-3を参照）。

表 5-5-2 年齢の構成

		度数	%
有効	1 二十代	3	5
	2 三十代	24	40
	3 四十代	20	33.3
	4 五十代	9	15
	5 六十代	4	6.7
欠損値		0	0
合計		60	100

出典) 質問紙調査の回答に基づき筆者作成。

表 5-5-3 性別の構成

		度数	%
有効	1 男性	40	66.7
	2 女性	20	33.3
合計		60	100

出典) 質問紙調査の回答に基づき筆者作成。

職階別構成は、教授が9人（15%）、副教授が23人（38.3%）、講師が20人（33.3%）、助教は5人（8.3%）、その他が3（5%）である。やはり、2005年度の中国における全日制普通高等教育機関の専任教員の職階別構成を見てみると、教授が10.1%、副教授が29.0%、講師が32.1%、助教は22.1%、その他が6.7%である。従って、今次調査の回答者は、教員全体に比べて助教の者、すなわち教職に付いたばかりの教員が少ない（表5-5-4を参照）。

表 5-5-4 職階の構成

		度数	%
有効	1 教授	9	15
	2 副教授	23	38.3
	3 講師	20	33.3
	4 助教	5	8.3
	5 その他	3	5
欠損値		0	0
合計		60	99.9

出典) 質問紙調査の回答に基づき筆者作成。

大学教員の移動問題に対する意識

現在の勤務地と他の地域と比べた場合、大学教員の収入が低いことを認めるか否かを尋ねた。「とてもそう思う」(質問票では「格差」という事実に対して五つの選択肢の中から一つ選ぶ方法をとった。)と答えたのは17人(28.3%)、「そう思う」者が28人(46.7%)、「どちらともいえない」者が8人(13.3%)、「そう思わない」者が1人(1.7%)、「全くそう思わない」者が1人(1.7%)であった。「とてもそう思う」と「そう思う」を合わせたら75%と、8割近くに上っている。つまり、地域格差があることをほとんどの教員が認識しているのである(表5-5-5を参照)。

表 5-5-5 当地と他の地域との教員間の収入格差が大きい

		度数	%
有効	1 とてもそう思う	17	28.3
	2 そう思う	28	46.7
	3 どちらともいえない	8	13.3
	4 そう思わない	1	1.7
	5 全くそう思わない	1	1.7
欠損値		5	8.3
合計		60	100

出典) 質問紙調査の回答に基づき筆者作成。

現在、仕事を辞めて、今の収入より高い収入が得られる大学へ転勤することの是非を尋ねた。「とてもそう思う」(質問票では「賛成する」という事実に対して「とてもそう思う」「そう思う」「どちらともいえない」「そう思わない」「全くそう思わない」という五つの選択肢から一つ選ぶ方法をとった。以下の各問とも同様の方式である。)と答えたのは14人

(23.3%)、「そう思う」者が27人(45%)、「どちらともいえない」者が14人(23.3%)、「そう思わない」者が3人(5%)、「全くそう思わない」者が0人であった。「とてもそう思う」と「そう思う」を合わせた積極派が68.3%と、7割近くに上っている。また、迷っている「どちらともいえない」23.3%を加えれば、なんと91.6%の者がこの大学から流出する可能性があることは注目すべきである(表5-5-6を参照)。

表5-5-6 現在より高い収入を得られる大学へ転勤することの是非

		度数	%
有効	1 とてもそう思う	14	23.3
	2 そう思う	27	45.0
	3 どちらともいえない	14	23.3
	4 そう思わない	3	5
	5 全くそう思わない	0	0
欠損値		2	3.3
合計		60	99.9

出典) 質問紙調査の回答に基づき筆者作成。

3. 格差の拡大による若手教員の不安定状況

3.1 南開大学の調査報告

さらに、手当の支給基準額が、各ポストによって大差があるため、同一大学うちにおいて、あるいは手当を支給しうる大学と未だ支給できない大学の教職員の間で収入格差が顕著になっている。例えば、南開大学社会学コースの王処輝教授は、2000年6月にある教育部直轄の総合大学を対象とした調査を実施した³³。その報告によれば、当該大学の月平均の基本給料は、教授1900元、准教授1400元、講師1100元である。ここには教職員間の収入格差があまり認められない。

しかしながら2000年7月に実施された第二次調査の結果によると、学うち手当の給付制度が改定されたことにより事情が一変している。同報告によれば、表5-5-7に示す通り、当該大学の学うち手当の基準額がポストの重要度に基づき3種に分類されている。第一類は最重要ポスト(原語は「關鍵崗位」)であり、400名の定員で、さらに1級から4級まで分けられ、支給金額も25万元から3万元までランク別に定められている。第二類は重点ポスト(原語は「重点崗位」)であり、880名の定員で5級から9級まで分けられ、支給金額が2万6000元から1万2000元まで各級別に定められている。第三類は、一般ポスト(原語は「基礎崗位」)であり、1220名の定員で10級から12級まで分けられ、支給金額が9000元から3000元まで各級別に定められている。これに基づき同一大学うちでの教職員間の収入を比較して見ると、最重要ポストの1級に当たる大学の指導者たちの手当は毎年25万元になるが、就職したばかりの助手の手当は3000元でしかない。両者の差は約83.3倍である。同一の大学うちでの収

入にこれほど大差がつくのは、従来は見られなかった現象である。

表5-5-7 中国の大学うち手当金額基準 (単位: 万元/年)

A類: 最重要ポスト ① (400名)		B類: 重要ポスト ② (880名)		C類: 一般ポスト ③ (1, 220名)	
1級	25	5級	2.6	10級	0.9
2級	24.2	6級	2.2	11級	0.6
3級	23.5	7級	1.8	12級	0.3
4級	3	8級	1.5		
		9級	1.2		

出典) 王処輝「高校教師収入知多少」『社会学科報』2003年2月10日。

注: ①原語は「關鍵崗位」②原語は「重点崗位」③原語は「基礎崗位」。

また、校営企業の経営に参画し易い分野とそうではない専攻分野や、兼業している教職員とそうではない教職員間の収入格差も顕著になっている。上記の王処輝教授の報告の中で、インタビュー調査対象者となったある副教授は「最近3年、大学で勤務しながら、自分の会社も経営している。毎年200万元ぐらいの利益を上げている。大学での給料は高いとは言えないが安定しているし、長年努めて学術面でもある程度の蓄積があるので、仕事を辞めるのは惜しい。また基本的な仕事を完成していれば、今の人事制度の下では、辞めさせられる事はないから、安心して大学に勤務しながら会社を経営できる。さらに大学と関連があれば会社の経営にもメリットがある」³⁴と語っている。こうした状況の中で、職場に就いたばかりの若手の教職員たちの中には、就職の直後から研究や教育になかなか専念せず、授業をおろそかにし、金儲けばかりを優先させ、兼業あるいは大学に勤めながら自営業に従事するのも当たり前のことと考える者が出てくる。

3. 2 筆者のアンケート調査報告

同一大学における教員間の収入格差問題に対する意識

現在、本大学うちの教員間の収入格差が大きいことに賛成か反対かを尋ねた。「とてもそう思う」と答えたのは17人(28.3%)、「そう思う」者が13人(21.7%)、「どちらともいえない」者が9人(15%)、「そう思わない」者が20人(33.3%)、「全くそう思わない」者が1人であった。「とてもそう思う」と「そう思う」を合わせた賛成派がちょうど50%となっている(表5-5-8を参照)。

表 5-5-8 本大学うちの教員間の収入の格差が大きい

		度数	%
有効	1 とてもそう思う	17	28.3
	2 そう思う	13	21.7
	3 どちらともいえない	9	15
	4 そう思わない	20	33.3
	5 全くそう思わない	1	1.7
欠損値		0	0
合計		60	100

出典) 質問紙調査の回答に基づき筆者作成。

上述した同一大学における教員間の収入格差に対する意識の結果を、さらに回答者の属性(年齢)とクロスさせて見ると、以下の表 5-5-9 に示されるように、①20代の新人教員全員は収入が低いと感じており、②30代の若手教員のうち75%の者は収入が低いと感じている。

表 5-5-9 年齢と学うちの教員間の収入の格差に対する姿勢の関係

問 本大学うちの教員間の収入の格差が大きい							
		とても そう 思う	そう 思 う	ど ち ら と も い え な い	そ う 思 わ な い	全 く そ う 思 わ な い	合 計
年 齢	20代		3				3
	%		100				100
	30代	13	5	2	3	1	24
	%	54.2	20.8	8.3	12.5	4.2	100
	40代	3	3	3	11		20
%	15	15	15	55		100	
50代			2	1	6		9
%			22.2	11.1	66.7		100
60以上	1			3			4
%	25			75			100
計		17	13	9	20	1	60
%		28.3	21.7	15	33.3		100

出典) 質問紙調査の回答に基づき筆者作成。

また、教員間の収入格差が教員の仕事への積極性に関する意識に及ぼす影響を、回答者の属性（年齢）とクロスさせて見ると、以下の表 5-5-10 に示されるように、①20 代の新人教員全員は教員間の収入格差が教員の仕事に対する積極性に悪い影響を与えていると思っており、②30 代の若手教員のうち 79%の者は教員間の収入格差が教員の仕事に対する積極性に悪い影響を与えていると感じている。逆に 40 代と 50 代の中堅教員のうちそう思う者はそれぞれ 40%と 33.3%とそれほど多くない。

表 5-5-10 年齢と仕事に対する積極性に対する姿勢の関係

		問 教員間の収入格差が教員の仕事に対する積極性に悪い影響を与えている。					
		とても そう 思う	そう 思 う	どちらとも いえない	そ う 思 わ ない	全くそ う 思 わ ない	合 計
年 齢	20 代	2	1				3
	%	66.7	33.3				100
	30 代	8	11	5			24
	%	33.3	45.9	20.8			100
	40 代	4	4	9	3		20
%	20	20	45	15		100	
	50 代	1	2	4	2		9
%	11.1	22.2	44.4	22.3		100	
	60 以上	2		2			4
%	50		50				100
	計	17	18	20	5		60
%		28.3	30	33.3	8.4		100

出典) 質問紙調査の回答に基づき筆者作成。

さらに、教員間の収入格差が教員の安定性に対する意識に及ぼす影響を、回答者の属性（年齢）とクロスさせて見ると、以下の表 5-5-11 に示されるように、①20 代の新人教員全員は教員間の収入格差が教員の安定性に悪い影響を与えていると感じており、②30 代の若手教員のうち 75%の者は教員間の収入格差が教員の安定性に悪い影響を与えていると思っている。逆に 40 代と 50 代の中堅教員のうちそう思う者はそれぞれ 45%と 22.2%とそれほど多くない。

表 5-5-11 年齢と教員の安定性に対する姿勢の関係

問 教員間の収入格差が教員の安定性に悪い影響を与えている。							
		とてもそ う思う	そう思 う	どちらとも いえない	そう思 わない	全くそう 思わない	合 計
年 齢	20代	2	1				3
	%	66.7	33.3				100
	30代	6	12	6			24
	%	25	50	25			100
	40代	3	6	8	3		20
%	15	30	40	15		100	
	50代	1	1	4	3		9
%	11.1	11.1	44.4	33.4		100	
	60以上	2		2			4
%	50			50			100
	計	14	20	20	6		60
%		23.4	33.3	33.3	10		100

出典) 質問紙調査の回答に基づき筆者作成。

当然、若手教員と職階の低い教員の能力が相対的に低いことは否定できないが、上位の職階の教員との格差があまりにも大きいと感じるとすれば、若手教員の仕事に対する積極性や未だ教員になっていない在校生の職業選択にも大きな影響を与えると考えられる。この結果、大学教育の質が悪化し、大学生全体の専門知識のレベルが下がり、学生の価値観や人生観などにも悪影響を与えることが懸念される。さらに、こういう事態が続けば、10～20年後に、一部の校営企業は経営の基盤である科学技術研究や人材という原動力を失い、校営企業以外の企業との競争で敗北する運命を避けられなくなり、長期的には一部の大学の学術レベルが低下する事態を招く可能性もありえる。

4. 改革による格差の一層拡大

一方で、前章でも述べたように、2001年に公布された「実験的指導意見」に従って、校営企業に関しては資産運用会社の設置をはじめ、画期的な改革が行われてきた。しかしながら、模範的な取り組みを行っている清華大学においても、上述した校営企業の大学間・大学うちの格差を助長させる問題の解決に向けては、まだ踏み込んだ取り組みはなされていない。また、改革の方針を定めた2001年の「実験的指導意見」の中でも、校営企業の発展の不均衡には全く触れられていないどころか、逆に大学うちの教職員間の収入格差を拡大させる政策が打ち出されているのである。具体的には、同「実験的指導意見」の第26

条において「株式市場に上場していない校営企業に関しては、うち部職員が当該企業株を所有することを承認する」とされ、第28条では「奨励制度として、重大貢献があった技術・科研人員や経営管理人員に対して、近年増価した国有資産を適切な優待価額で売却するのを許可し、具体的な方案は各校が各自の状況を合わせて自ら決定する」と明記されているのである。つまり、校営企業の利益を一部の個人へ還元してもよいということである。各大学ではこれに従って校営企業の利益の中から、奨励策として個人へ配分される金額が急増しつつあり、同一大学うちの教職員間の収入格差がますます拡大しており、このことはひいては大学運営にマイナスの影響を与えかねないと考えられる。

2001年に「実験的指導意見」が公布された3年後の、2004年度の科学技術発展センターの「報告」に載っていた校営企業の状況をまとめたものが、表5-5-12と表5-5-13である。

表 5-5-12 2004 年度校営企業売上収入総額の地域別ランキング

(上位 5 地域)

順位	地域名称	売上収入総額 (億元)
1	北京市	450.00
2	上海市	83.60
3	江蘇省	61.19
4	浙江省	53.72
5	遼寧省	47.73
	上位 5 省市合計	696.24

出典)「報告」のデータに基づき筆者作成。

表 5-5-13 2004 年度校営企業売上収入総額の大学別ランキング

(上位 5 大学)

順位	地域名称	売上収入総額 (億元)
1	北京大学	226.09
2	清華大学	178.41
3	浙江大学	49.76
4	東北大学	35.85
5	同濟大学	29.45
	上位 5 大学合計	519.56

出典)「報告」のデータに基づき筆者作成。

表5-5-12に示した通り、上位5省市の校営企業の売上収入総額は696億2400万元にのぼり、全国各地域の売上収入総額969億3000万元の72%を占めている。つまり、前述した2000年度の値より4%増加していることになる。表5-5-13に示した通り、上位5大学の校営企業の収入総額は519億5600万元であり、全国各大学の売上収入総額969億3000万元の約54%を占めている。これは、前述した2000年度の値より10%も増加しているのである。以上から、前述した地域間と大学間の格差がさらに拡大しており、校営企業がますます不均衡な発展を辿りつつあることが分かる。

おわりに

以上、中国の大学における校営企業が大学運営に与えている利益と弊害を中心として考察を行った。改革開放以降、活発になった校営企業の活動は、市場経済推進のために競争原理が強調される中で、大学の研究成果をスムーズに実用化したと同時に、大学の収入創出の担い手として一部の大学に莫大な運営資金や研究経費などを確かにもたらした。また学生の実習の場として、教育への効果にも寄与している。こうした側面から見れば、このような連携は大学や学生にとっては有益であり、特に産業部門における研究開発能力が圧倒的に不足している中国経済にとっても、有効な連携モデルであるといえる。

ところが、成功モデルとして賞賛されている上場校営企業を見ても、経営不安定な企業は優良企業より多く、破綻寸前企業と赤字企業が全体の2割を占めており、すなわち多くの上場校営企業は経営難に陥っている。そして、大学は上場校営企業が大学名を規定に反して使用する事を黙認しており、こうした大学名を冠している上場校営企業の株価は、最高値と最安値が十倍、あるいは何十倍もの差があり、同一年度うちの株価でも2倍ないし2倍以上の差がつくなど、乱高下する動きが見られている。つまり、上場校営企業を経営することはリスクが非常に高いことであり、大学自体の信用度を失う危険性が有り得るのである。さらに、上場校営企業の主要経営業種を見てみると、一部の大学の校営企業は大学の研究成果の実用化が目的ではなく、ビジネス展開自体に目的があることが分かる。むしろ中国の大学においてこうした上場校営企業は、確かに一部の大学にとって資金調達や研究成果の実用化を達成した。しかし、筆頭株主である大学に財務負担や経営リスクを背負わせているのも事実であり、さらに多く大学の信用度にも悪影響を与えかねない。すなわち、いわゆる成功モデルと称されている上場校営企業でさえ必ずしも成功しているとは言い難いのである。

また、校営企業の経営に成功しているのは、特殊待遇を得た国家重点大学あるいは地方政府の重点的な支援を受けられるごく一部の大学のみである。加えて校営企業の多額の利潤が学校うちの諸手当として教職員に再配分されるため、地域間、大学間で待遇格差が一層拡大し、経済発展が遅れている地域あるいは経営不振の校営企業を抱える各大学の優秀な教員が高い給与などを追求して、他地域や他大学へ大量に流出している。さらに、校営

企業の経営に参加し易い専攻分野とそうではない専攻分野、あるいは兼業している教職員とそうではない教職員間の収入格差も顕著になっている。職場に着任したばかりの若手の教職員たちは、就職直後から研究や教育に専念することなく、金儲けに狂奔する現象が普遍的に存在している。大学間のバランスの取れた発展や大学運営の安定が崩れる兆しが見える。このように、校営企業は大学の安定運営という当初目指された目標と逆方向に進んでいるといっても過言ではない。

このような大学間の格差を生み出した要因として、第一に「財政請負制度」があると考えられる。中国では1988年に「当該地方で徴収される国税および各種の費用のうち一定部分を中央政府へ上納し、残りの部分を当該地方に残して財政支出をまかなう」という財政制度が導入された。その結果、地方主導の経済開発が促進されたが、中央政府への収入の集中度が弱まり、中央政府の財政政策によるマクロなコントロールも弱まるという弊害が生じた³⁵。かくして中央政府は拡大する地域間格差を縮めるのも困難となり、一方こうした拡大する地域間の格差によって各地方政府から当該地域うちの大学へ支出される財政支援額の格差が広がってきたと考えられる。第二に「重点大学制度」があると考えられる。上述した「211プロジェクト」のように、政府は一部の大学に限って莫大な資金を投入し、これらを速やかに世界の先進レベルにまで到達させようとしている。すなわち、効率追求のために意図的に市場経済の自由競争原理を破り、全国の大学を勝ち組と負け組に区分する策をとったのである。

ところで中国政府やメディアはもとより、先に触れた中国や日本における関連先行研究も含めて、研究者までもが、校営企業が大学運営の安定化に与えたプラスの影響を強調しすぎる傾向がある。校営企業の問題についての議論もなくはないが、それは資産所有権・財務関係・企業管理制度などのミクロな面に注目したものがほとんどである。確かに、資産所有権と財務関係の不明瞭や企業管理制度の未整備などは多くの校営企業を経営不振に陥らせるものであり、各大学の校営企業にとっては深刻な問題であるので、早急に解決されるべきである。しかしながら、マクロな視点から見れば、上述したような大学間のバランスの取れた発展や大学自身の安定した運営の崩壊を招きかねない校営企業は、現在中国の社会全体が直面している地域間格差や階層間格差をさらに悪化させることに繋がるのではないかと懸念される。こうした格差を増幅し助長する側面を包含していることこそ、きわめて深刻な校営企業の問題点として認識し、早めに議論されるべきではないかと考える。また、こうした格差を縮小させるため、改革開放から現在に至るまでの効率至上主義の方針を見直し、収入分配における公平性や社会発展の調和性が強調されるべきであると考えられる。しかも、上述した問題を含めて、早急に対応策を考えなければならないであろう。

また、言うまでもなく、大学の本来の使命は人材養成と学術研究である。そして大学は、これらの機能を果たす機関として法令上の位置づけを与えられ、公的研究資金の供与や税制上の優遇措置等の公的支援を受けている。その意味において、大学は社会に対し、教育・研究を適切に遂行する責任を担っている。しかしながら、大学はそもそも政府から資金を

得て研究能力を高めてきたので、大学うちの研究成果を優先的に取得できる校営企業ないし校営産業とそうでない企業とが競争するとなれば、はじめから不公平な競争を強いられることになるであろう。つまり、このような公的資金によって研究開発された科学技術を、優先的ないし独占的に大学自身のために利用することは、大学（組織）としての「利益相反」となり、社会との関係において容認できるものではないであろう。

総じて、現段階、中国の大学における、校営産業ないし産学連携はさらなる抜本的な改革ないし進路を早急に検討すべきであろう。

注：

-
- ¹発行部数 87 万部、世界 120 ヶ国で延べ 300 万人が愛読する世界最大の英文隔週刊ビジネス誌。また、年に一度の“FORTUNE Global 500”や“World’s Most Admired Companies”のリストは世界の優良企業の代名詞となっており、全世界のビジネス界から注目を集めている。
- ²「北大方正」は、北京大学の技術を基盤に 1986 年、北京大学が 100%出資し、独立法人として誕生した。1992 年には 5 億元（約 72 億 5000 万円）だった事業規模が 2003 年には 200 億元以上になり、中国最大の産学連携ハイテク企業に成長した。売上で中国電子情報企業トップ 100 の第 10 位にランクされている。東京に傘下の日本法人を置き、特に日本の出版印刷業界向けソフトウェアには実績、定評がある。
- ³「清華同方」は、1997 年に清華大学の下にあった五つの企業の資本を統合してできたが、清華大学にある 30 社余りのハイテク企業のうち最大の企業である。同年 6 月 27 日上海証券取引所に上場した。清華大学の優れた技術を生かすと同時に、社会から資本を集め、技術と資本を結合させて社会にサービスを提供し、自らも発展してきたのである。現在中国コンピューター市場の第 1 位の中国科学院系の企業「聯想」と、第 2 位の北京大学系の「北大方正」の後につき、第 3 位になっている。この 3 社はアジア太平洋地域でもトップ 10 に入っている。
- ⁴中国統計局ホームページ、<http://www.stats.gov.cn/index.htm>、2006 年 10 月閲覧。
- ⁵「211」の始めの二文字の「21」は「21 世紀」の「21」を指し示し、最後の「1」は「100」の最初の文字の「1」を示す。「211 工程」という単語が初めて姿を現したのは、1991 末の中国国家教育委員会の国務院に対する公文書である。その考え方自身は同年 1 月 24 日に提出された中国国家教育委員会の李鉄映主任による「中国国家教育委員会 1991 年工作會議報告」や 3 月 25 日に第 7 期全国人民代表大会で、李鵬総理によってなされた「政府工作報告」等においてすでに見られる。その目的は、一部の大学と学科において優秀な人材を育成するとともに国家経済建設もしくは社会発展の中に生じる重大な科学技術問題を解決できる基盤を構築する。そして、一部の大学と重点学科については世界先進レベルに到達させ、最終的に、教育・研究・管理レベルとも国うち先進レベルに位置し、国際的にも一定の影響力を持つようになる。（中国教育部ホームページ、<http://www.moe.gov.cn/edoas/website18/07/info5607.htm>、2006 年 4 月閲覧）。
- ⁶同上。
- ⁷北京大学網羅経済研究中心ホームページ、<http://www.ebc.pku.edu.cn>、2006 年 4 月閲覧。

- ⁸357社の校営企業のうち、大学主管120社、教育部主管88社、両者に同時主管する149社である。
- ⁹中国教育部科技发展中心「全国高等教育機関校辦企業統計報告2002年度」による。
- ¹⁰科学技術・学術審議会、技術・研究基盤部会、産学官連携推進委員会、利益相反ワーキング・グループ『利益相反ワーキング・グループ報告書』2002年11月。
- ¹¹奈良先端科学技術大学院大学編刊『産学連携と倫理に関する研究－大学における利益相反の日本型マネジメントの在り方－』2000年12月。
奈良先端科学技術大学院大学編刊『産学連携に伴う利益相反への対応のためのガイドラインの作成－仮想事例に基づくアンケート調査による検討－』2002年3月。
- ¹²伊地知寛博「産学官のインタラクションに係る利益相反」『組織科学』34巻1号、2000年。
- ¹³平井昭光「利益相反：(1)－(12)」『文部科学省教育通信』2002年。
- ¹⁴経済産業省大学連携推進課、株式会社富士通総研、大学教員ベンチャー企業の関わり方に関する検討会『平成13年度経済産業省大学連携推進課委託事業産学連携利益相反調査大学教員ベンチャー企業の関わり方に関する調査報告書』2002年7月。
- ¹⁵科学技術・学術審議会、技術・研究基盤部会、産学官連携推進委員会、利益相反ワーキング・グループ『利益相反ワーキング・グループ報告書』平成14年11月。
- ¹⁶東北大学研究推進・知的財産本部「大学法人における責務相反・利益相反マネジメント制度の構築と運用について」『平成15年度文部科学省「21世紀型産学連携手法の構築に係るモデルプログラム」成果報告書』平成16年3月、1頁。
- ¹⁷玉井克哉・宮田由紀夫『日本の産学連携』玉川大学出版部、2007年。
- ¹⁸東北大学研究推進・知的財産本部、前掲書、35頁。
- ¹⁹玉井・宮田、前掲書、163頁。
- ²⁰インテグリティ (integrity) : この訳語は、前掲の『利益相反ワーキング・グループ報告書』に用いられたもので、本研究もこれにならったものである。同報告書においては、「日本において定着した訳語は見出しがたいが『社会的信頼』、『尊厳』、『らしさ』といった意味合いで用いられている。」
- ²¹東北大学研究推進・知的財産本部、前掲書、9頁。
- ²²楊繼瑞・徐孝民『高校産業安全的理論与实践』中国经济出版社、2004年、44頁。
- ²³宮田由起夫『アメリカの産学連携』東洋経済新報社、2002年、158頁。
- ²⁴新株発行による資金調達。有償増資や転換社債・ワラント債の発行などがある。

-
- ²⁵教育部科技发展中心が2007年4月28日に公布した。
- ²⁶学問の自由とは、真理探究の自由であり、学問の知的研究活動の自由であって、学問的見解の自由、その発表・表現の自由、学問的見解を教育することの自由が含まれる。学問研究は、真理を探究しようとする人間の知的営みであり、神話的迷信や感性的独断に対する理性的認識を意味しているが、常識を科学に高め、また常識を科学に置き換え、公認の真理への自由な懐疑と検討、また新たな事実に対する自由な追求によって進歩するものであるところから、学問外の諸権威の干渉・統制を排除する自由が要請される。
(伊ヶ崎暁生『学問の自由と大学の自治』三省堂、2001年、i頁)。
- ²⁷2000年に中国教育部科技发展中心が西藏民族自治区をまだ統計に入れてないため、関係データがなく、未詳である。
- ²⁸何東昌編『中華人民共和国重要教育文献(1949～1975年)』海南出版社、1998年、362頁。
- ²⁹同上、899頁。
- ³⁰黒龍省統計局ホームページ、<http://www.hlj.stats.gov.cn>、2006年4月閲覧。
- ³¹『中国教育報』2001年7月11日。
- ³²中華人民共和国教育部発展规划司編『中国教育統計年鑑2005』人民教育出版社、2006年、56頁。
- ³³王処輝「高校教師収入知多少」『社会学科報』2003年2月10日。
- ³⁴同上。
- ³⁵天児慧他編『岩波現代中国事典』岩波書店、1999年、394～395頁。

終章 本研究の結論と今後の課題

以上の各章では、大学の収入創出活動の一形態である校営産業はどのような背景の下で、形成・変容してきたのか、どのような利益と弊害をもたらしているのかなど、その実像をできる限り明確に把握するため、設定した分析枠組みに沿って、考察作業を進めてきた。

終章では、まずそうした各章における検討で見出された考察結果を振り返りつつ、大学収入創出活動である校営産業の形成・変容の経緯と利害を要約的に論じ（第一節）、そのうえで、今後の研究課題を提起する（第二節）。

第一節 本研究の結論

本研究の冒頭で、筆者の根底にある問題関心について、次の二つを提示した。それは、①校営産業がなぜ設立され、時代の変遷とともに、どのように変容してきたのか。②校営産業は本当に有益かどうか。本節は、これまでの各章の検討で見出された結果をまとめながら、再び問題関心に立ち返り、この二つの問いについて考えてみる。

1. 校営産業の形成・変容

本研究は、第二・三・四章において、校営産業の形成・変容の経緯について考察・分析してきた。その結果、次の2点が明らかになった。

第一に、校営産業については時の経過の中で校営工場・校営企業・資産運用会社という三つの形態をとってきたことである。論文の冒頭で述べたように、本研究のねらいは市場化が進む中で中国の高等教育の持続発展にきわめて重要な意味を持つ産学連携の姿を映し出していくことであった。図6-1-1の示す通り、中国独特な産学連携とも言える校営産業は大学と市場（破線の円形は市場を意味し、実線の円形は大学を意味する。）という両者を交差させ、大学の市場化を深化させている一側面として取り上げることができる。校営産業は最初に校営工場として大学内から発し、その後市場経済の導入にともない、徐々に市場へ浸透し始めた。やがて、市場での競争を通じて質的な変化を遂げて、校営企業へ変身したのである。また、改革開放政策の導入により、規制緩和も多方面に渡って行われ、大学が新たな企業を設立することも可能になった。この段階での校営産業はすでに市場経済の一部として動いているものの、経営管理面などにおいてまだ大学という枠を越えることができていない。しかし、こうした状況は、金融市場ないし株相場での資本運営を中心活動とする資産運用会社の設立によって一変し、現段階の校営産業は図6-1-1の示す通り、すでに完全に市場化され、大学という枠を越えている。

また、上記のように、校営工場・校営企業・資産運用会社という三者は校営産業の三つのバリエーションである。当然ながら、その相違点は運営体制・役割・財務管理・利潤分

配など多方面にわたり、多く存在している。とりわけ質的な違いとして、校営工場の教育効果へのより大きな期待に対して、校営企業は利益追求を最優先の目的としている。また、大学が自ら企業の経営に参加することに関して、資産運用会社は資産という紐帯を通じて子会社（子会社の多くは従来の校営企業である）の株を所有し、法人として投資した大学の資産を運営、増価させると同時に、有限会社という利点を生かして個々の校営企業に対する大学の株主としての全面的な法的連帯責任リスクの回避をも可能にしている。

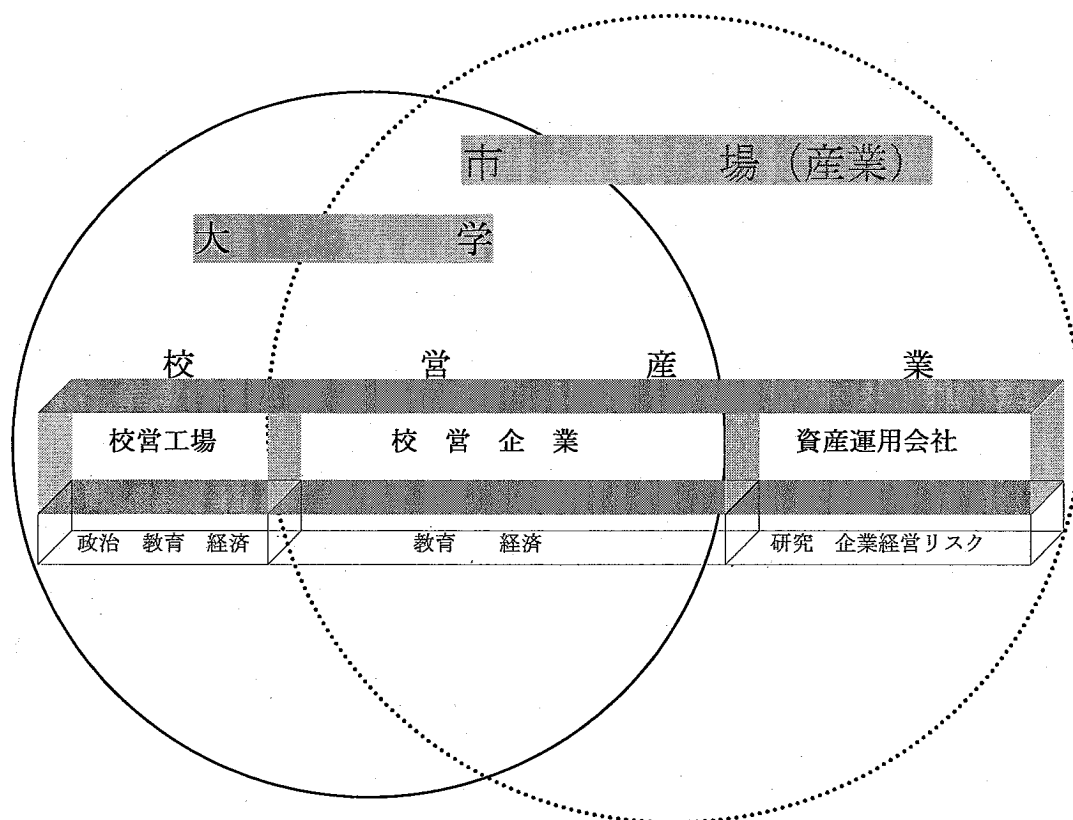


図 6-1-1 校営産業の形成・変容の経緯図

出典) 筆者作成。

第二に、上述した校営産業の形成・変容の最初の段階にあたる発生過程では内発性ないし独自性という特徴が見てとれる。因みに、「内発」の本来の意味は、外からの刺激によらず、内部から自然に起こることであり、その地域・民衆の中から自発的に生み出されるものであるとする考え方である。これに従えば、中国の校営産業の「内発性」とは、外国、特に先進諸国から影響を受け、あるいは模範にするのではなく、国内の諸条件の中から自発的に醸成されてきたものだということである。校営産業の発生を「内発」ないし「独自」と規定できる具体的な理由としては、以下の3点が挙げられる。

まず、校営産業の初期段階である校営工場は、「勤工儉学」と「教育と労働の結合」という教育方針に従って、経済発展を支える人材の育成および政治・思想教育の場として、

各学校の自覚や積極性および創造性に基づいて作られた。これはまさに、社会主義教育思想の中国的表現を土台にして、また社会主義建設の「総路線」に見られる大衆に依拠し、大衆の積極性を重視する方針の具体的な表れともいえるのである。

次に、社会主義市場経済への移行期における校営産業、すなわち校営企業は、社会主義市場経済の導入にともなって、大学の運営経費を調達する担い手として作られた。こうして、中国の大学は非営利組織と営利組織という両面性を有するようになった。一見矛盾であるように見えるが、これはまさに、改革開放を導いてきた鄧小平が提唱した「白猫黒猫論、すなわち白猫であれ黒猫であれ、ネズミをとるのがよい猫だ。」という改革開放ないし経済建設を推進するスローガンが具現化したものと考えることができる。

さらに、校営産業の新たな形態である資産運用会社は、大学の企業株主としての法的連帯責任リスクを回避するため作られた。これは、従来の校営産業と大学との間に防火壁を設置すると同時に、こうした学内での「産」と「学」の機能的な連携を大学の枠を越えたものにし、完全に市場化させる試みでもある。まさに、中国での社会主義市場経済の本格化の流れに従って生まれた産物ともいえる。

以上のように、中国の大学における校営産業は、建国初期から現在に至るまでの政治、経済、教育、研究、企業経営リスクなどの影響を受ながら、校営工場・校営企業・資産運用会社という変容を経て、中国独特の大学収入創出活動を構成している。

2. 校営産業の利益と弊害

市場経済の流れに従って、大学の市場化も急ピッチに進み、それに伴い大学での収入創出活動も盛んに行われてきた。特に、改革開放以降、活発になった校営産業は「知的財産」が豊富という大学の利点を發揮して大学の運営経費の調達に欠かせない役割を果たしてきたし、校営産業による経済効果およびその他の貢献は否定できない。しかしここで留意しておきたいことは、これらは決してすべてが大学にとって有益とは限らないということである。第五章では、校営産業のこうした利益と弊害について考察・分析した。その結果、校営産業の弊害ないし欠陥が利益・長所とともに存在しており、先行研究では校営産業の光の部分が強調される傾向があったが、本研究は公平性という視点に立って考えると弊害面が余りにも大きく、従ってむしろそうした陰の部分こそ強調されるべきであることを明らかにした。

再度図 6-1-1 に戻って見よう。図 6-1-1 の示す通り、中国では公共財として設立された大学が校営産業を通じて市場へ本格的に参入し、経済的利益の獲得が図られている。従って、この種の校営産業に大学と産業という両者の機能が融合されていると考えられる。すなわち、大学の一部として教育・研究を促進する役割と産業システムの一部として商品の生産・販売を通じて利益を獲得する役割を同時に持っているのである。ここで、大学の非営利組織としての属性は、校営産業が一面的に利潤の最大化を追求することを安易に容認できないであろう。しかし、産業の一部として見た場合、利潤の多寡はその主な評価基準

であり、利益追求を最大の目的としなければならないのである。こうした2種類の機能と二重の属性が、まさに校営産業の内在する深刻な矛盾ないし問題点を構成しているのである。さらに、こうした矛盾は市場経済制度がまだ完全には整備されていない中国で、非営利組織としての大学の役割を、経済的利益の最大化を目指す営利組織である企業に近づけさせつつある。このまま進めば、組織としての大学が研究成果の使用者として経済的利益を追求するため、科学研究は原則として目的達成の手段に過ぎず、最終的に大学は市場に呑まれる危険性があり、大学の根本である真理追究の使命および社会的に認められてきた大学の権威を失いかねないと言えよう。

次に、図6-1-2を見てみよう。図6-1-2の示す通り、今までの先行研究あるいは世論は校営産業自身の経営利益および損失などに注目し、その利害を検討してきた。しかし本研究は、それでは校営産業の一面を取り上げたことに過ぎないと考えた。もちろん、校営産業は一つの経済組織である限り、その営利性を無視することができない。しかし、それ以上に営利を超えたところで、校営産業が大学あるいは社会にどのような影響を与えているかにもっと注目すべきであろう。そのため、本研究では、校営産業を社会における一種の資源分配の手段であると見なし、そうした手段を通じて資源を分配する際にどのような問題が生じるのかを追究してきた。

その結果、大学と企業との合体により、研究成果という資源が一次配分される時、それが排他的に供給されており、この段階ですでに、資源の不公平な配分が起こっている。さらに、こうした資源が校営産業を通じて、二次配分の段階に入ると、今度はその成果が一部の集団や個人に過度に集中することになり、その結果、社会的格差を生み出し、拡大させているのである。もちろん、市場経済において、格差があるのは当然なことであるが、その前提条件は公平な競争が存在することである。翻って、校営産業の場合、最初から不完全な競争で公的資源が独占され、それによってさらなる格差が生じていることから、社会の中に不公平感を引き起こしかねないである。

一方、周知とおり現在中国の社会を深く悩ませているのは都市と農村、地域間、そして社会の各階層間の貧富の格差がひろがっていることである。優勝劣敗を原則とする市場経済にあって貧富の分化が進むのは自然のなりゆきであり、計画経済から市場経済への転換期において避けようとしても避けることはできないが、こと中国においては社会的資源や収入の分配に関する制度の不整備などで、貧富の格差が各方面で驚くべきスピードで拡大しつつある。本研究は、まさにこうした一側面を取り上げたものである。上述した格差状況はすでに教育界を巻き込み、拡大しつつある。大学あるいはその他の公的機関による市場への不公正な参加がある限り、公的財産の私有化現象が跡を絶たないし、深刻な社会問題となっている格差の広がりを縮めることも無理であろう。つまり、公平性や社会的平等という視点から言えば、校営産業は中国の大学または社会にとって決して有益ではないのである。

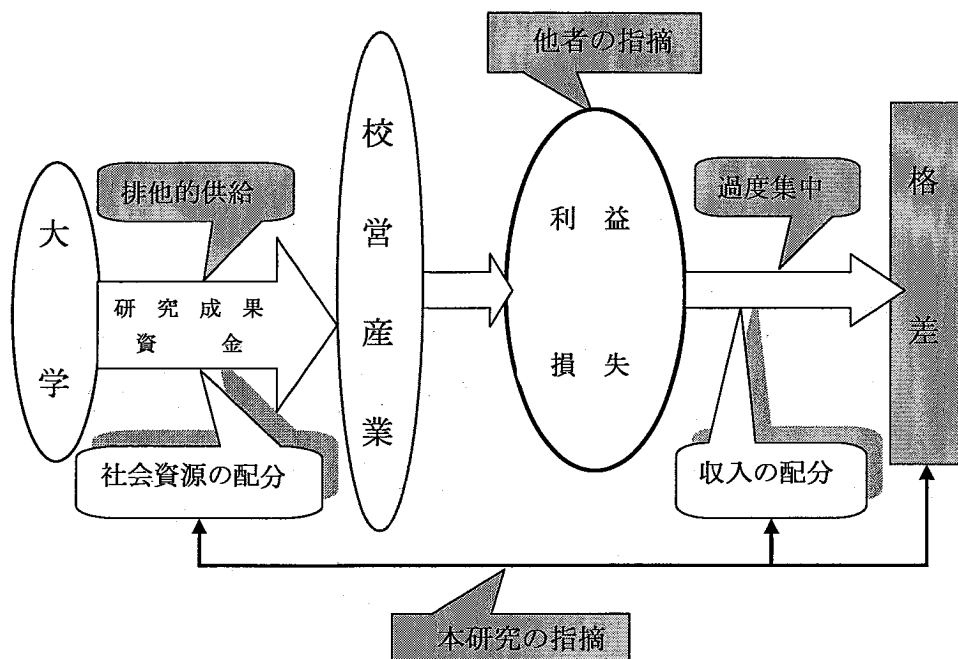


図 6-1-2 本研究の示唆

出典) 筆者作成。

第二節 今後の課題

以上、中国の大学における収入創出活動である校営産業について、歴史調査の分析結果を踏まえ、主にマクロなレベルの視点から考察と検討を加えてきた。言うまでもなく、言及しえた事柄はごく部分的なものにとどまり、触れることのできなかつた点も少なくない。最後に、今後に残された課題を提起しておきたい。

1. より詳細・広範な実態調査研究

本研究の冒頭に述べたように、大学収入創出活動である校営産業に関する先行研究は、まだその表面ないし断面的な分析に留まったままで、検討すべき課題は山積している。本研究は歴史的な考察と実態の比較分析を基にして、現在中国の大学に行われている収入創出活動の重要な構成要素である校営産業の覆い隠された側面の解明を試みた。しかし、実態分析を行う際に使用したデータなどは、公開されている統計であっても偏りがある可能性は完全には払拭できないので、これによって展開された分析には一定の限界性がある。また、自ら行った質問紙調査は、対象校が1校と限られているため、あくまで補足的な解釈に使用したが、その分析結果には一定の特殊性があることに注意を促しておきたい。今

後は、非公開のデータを掘り起すとともに、より多くの対象校を選んで質問紙調査を行い、さらに精緻・広範な実態研究を展開していくことが、残された第一の課題である。

2. 国際比較研究の可能性

校営産業は中国独特な産学連携のモデルとして、前述した日本の研究者をはじめ諸外国の学者に認められている。確かにその生成・拡大の社会的コンテクスト、さらに果たしている機能の特性などいずれにおいても、欧米や日本の該当する産学連携の違いが見られる。しかしながら、近年の日本では大学発ベンチャーが急激に拡大しており、大学から生まれた企業であるという点において校営産業と同様の性格であると言える。従って、国際比較研究の手法を取り入れ、中国の大学収入創出活動ないし校営産業と欧米および日本に行われている産学連携の性格とを比較することで今後の発展方向を把握することが、残された第二の課題である。

各章の参考文献

序章

* 中国語参考文献 (五十音順)

- 袁靖宇「中国高校科技企业規範的研究」南京農業大学 (博士論文)、2002 年。
- 王浩「高校校辦企業の改革実践与発展思考」『教育理論与实践』2003 年、12 期。
- 王鵬「高校校企改制第一步」『中国遠程教育』2003 年。
- 何東昌『当代中国教育 (下卷)』当代中国出版社、1996 年。
- 郭曉川『合作技術創新—高校与企业合作的理論与実証』經濟管理出版社、2001 年。
- 熊明安・喻本伐『中国当代教育実験史』山東教育出版社、2005 年。
- 郝遠『高校科技産業発展の制度選択』高等教育出版社、2005 年。
- 謝忠煥「談規範校辦企業管理体制」『中国教育報』2002 年 1 月 6 日。
- 周貝隆「試論我国教育費の問題和对策」『中国教育論壇』2003 年。
- 陳曉明『高校校辦企業經營管理』青島海洋大学出版社、1998 年。
- 中華人民共和国国家教育委員会編『中国教育綜合統計年鑑』高等教育出版社、2003 年。
- 教育部財務司、国家統計局人口与社会科技司編『中国教育費統計年鑑』中国統計出版社、1980 年度、1993 年度、2003 年度。
- 中共中央文献編集委員会編『劉少奇選集』人民出版社、1985 年。
- 中国財政年鑑編纂委員会編『中国財政年鑑 (2000 年)』中国財政雜誌社、2000 年。
- 連燕華・馬曉光「我国産学研合作発展態勢評価」『中国軟科学』2001 年。
- 李健聰「高校全資企業改制、建立現代企業制度」『中国教育報』2002 年 3 月 12 日。
- 楊繼瑞・徐孝民『高校産業安全の理論与实践』中国經濟出版社、2004 年。
- 「中国教育部教育事業発展統計公報 2004 年」
- 『人民日報』1967 年 7 月 18 日、1968 年 5 月 6 日、1970 年 7 月 22 日。

* 日本語参考文献 (五十音順)

- 遠藤誉『中国教育革命が描く世界戦略』厚有出版株式会社、2000 年。
- 関満博『中国の産学連携』新評論、2007 年。
- 角南篤「中国の産学研合作と大学企業」經濟産業研究所、2003 年 12 月、
<http://www.rieti.go.jp>、(2006 年 5 月にダウンロード)。
- 野村総合研究所コンサルティング・セクター編・著『経営用語の基礎知識 (第 2 版)』ダイヤモンド社、2004 年。

第一章

* 中国語参考文献 (五十音順)

何東昌『当代中国教育 (下卷)』当代中国出版社、1996年。

夏征農編『辞海』上海辞書出版社、1999年。

中国教育部科技發展中心「全国高等教育機関校辦企業統計報告」1996年度、2002年度。

楊会良『当代中国教育財政發展史』人民出版社、2006年。

* 日本語参考文献 (五十音順)

松村明監修『大辞泉』小学館、1995年。

呂煒著、成瀬龍夫監訳『大学財政－世界の経験と中国の選択』東信堂、2007年。

第二章

* 中国語参考文献 (五十音順)

何長工著、河田悌一・森時彦訳『フランス勤工儉学の回想－中国共産党の一流流－』岩波書店、1976年。

何東昌編『中華人民共和国重要教育文献 (1949～1975年)』海南出版社、1998年。

何東昌編『中華人民共和国重要教育文献 (1976～1990年)』海南出版社、1998年。

教育部事務局編輯『教育文献法令編集 (1949～1952年)』人民出版社、1958年。

熊明安・喻本伐『中国当代教育実験史』山東教育出版社、2005年。

顧明遠編『中国教育大系－馬克思主義与中国教育』湖北教育出版社、1992年。

夏征農編『辞海』上海辞書出版社、1999年。

『人民網』<http://www.people.com.cn/>、2001年8月1日。

『中国經濟網』<http://www.ce.cn/>、2001年6月27日。

中国教育年鑑編輯部編『中国教育年鑑 (1949～1981年)』中国大百科全書出版社、1984年。

中国教育年鑑編輯委員会編『中国教育辞典・初等教育卷』河北教育出版社、1994年。

中国国家统计局編、日本国際貿易促進協会訳刊『偉大な十年』1960年。

中央教育科学研究所編『中華人民共和国教育大事記 (1949～1982年)』教育科学出版社、1983年。

中共中央馬克思著作編訳局編輯『馬克思・恩格斯全集』第23卷、人民出版社、1965年。

中共中央文献編集委員会編輯『毛沢東選集』第五卷、人民出版社、1977年、第1版。

中共中央文献編集委員会編輯『劉少奇選集』人民出版社、1985年。

陳曉明『高校校辦企業經營管理』青島海洋大学出版社、1998年。

劉桂生・趙原壁「留仏勤工儉學的歷史淵源」『社会科学戰線』1998年、第3期。

劉武生「周恩来与冒進・反冒進・反反冒進」『光明日報』2004年9月13日。

『中国管理文化傳播網』<http://www.91bi.com/html/115001/2007071011005989022.htm>、
2006年9月27日閲覧。

楊会良『当代中国教育財政發展史論綱』人民出版社、2006年。

『紅土情』2005年1月6日。

『解放日報』1946年4月23日。

『光明日報』2003年3月1日。

『人民日報』1955年7月8日、1956年4月5日、1956年9月28日、1957年5月1日、1958
年5月27日、1958年12月19日、

* 日本語参考文献 (五十音順)

大塚豊『中国大学入試研究—変貌する国家の人材選抜—』東信堂、2007年。

松村明監修『大辞泉』小学館、1995年。

符衛民「中国の土地所有制度」『社会文化科学研究』千葉大学大学院社会文化科学研究科紀
要、第12号、2006年3月。

第三章

* 中国語参考文献 (五十音順)

苑復傑「中国の高等教育改革像」『放送教育開発センター研究紀要』第10号、1994年。

何東昌編『中華人民共和国重要教育文献 (1949～1975年)』海南出版社、1998年。

何東昌編『中華人民共和国重要教育文献 (1991～1997年)』海南出版社、1998年。

郝遠『高校科技産業發展的制度選抉』高等教育出版社、2005年。

教育部科技發展中心「全国普通高等教育機關校辦企業統計報告 1995-2004年」。

上海証券交易所ホームページ、<http://www.sse.com.cn/sseportal/ps/zhs/home.html>、2007
年5月閲覧。

深圳証券交易所ホームページ、<http://www.szse.cn/>、2007年5月閲覧。

中華人民共和国科技部ホームページ、2007年5月閲覧、<http://www.most.gov.cn>。

羅建北・鄭仁潔「辦好外向型高技術企業、為学校發展做更大貢獻」『中国信息導報』1996
年、第9期。

呂滄「教育費投入問題解析」『中国財經報』2005年3月8日。

中華人民共和国教育部ホームページ、

<http://www.moe.edu.cn/edoas/website18/28/info5028.htm>、2007年5月閲覧。

『新華網』<http://news.xinhuanet.com/ziliao/>、2008年7月5日閲覧。

武漢市工商管理局『紅盾情報網』

<http://www.whhd.gov.cn/news/oldnews/103855435885586200>、2008年7月5日閲覧。

楊会良『当代中国教育財政發展史論綱』人民出版社、2006年。

* 日本語参考文献 (五十音順)

総合研究開発機構編『現代中国の経済システム—日中経済シンポジウム報告』筑摩書房、1986年。

中国科学院工業經濟研究所編、日本総合研究所翻訳、『現代中国經濟事典』東洋經濟新報社、1982年。

中兼和津次『經濟發展と体制移行』名古屋大学出版会、2002年。

丸川知雄「連想集團と北大方正集團—成長要因と企業制度」

<http://www.iss.u-tokyo.ac.jp/~marukawa/lenovoandfounder.pdf>、2008年3月閲覧。

第四章

* 中国語参考文献 (五十音順)

教育部科技發展中心ホームページ、<http://www.cutech.edu.cn/cn/index.htm>、2007年5月閲覧。

教育部科学技術發展中心「全国高等教育機関校營企業統計報告校營企業統計報告 2004年」。

国家知的財産局ホームページ、<http://www.sipo.gov.cn/sipo>、2007年5月閲覧。

清華大学ホームページ、<http://www.tsinghua.edu.cn>、2007年5月閲覧。

清華大学持株有限会社ホームページ、<http://www.tholding.com.cn>、2007年5月閲覧。

宋軍「高校産学互動的實現」教育部科技發展中心編『中国高校科技与産業化』第四期、2005年6月1日、<http://www.cutech.edu.cn/chanye/exdpenence/>、(2007年8月に閲覧)。

楊繼瑞・徐孝民『高校産業安全的理論与实践』中国經濟出版社、2004年。

第五章

* 中国語参考文献 (五十音順)

王処輝「高校教師收入知多少」『社会学科報』2003年2月10日。

何東昌編『中華人民共和國重要教育文献 (1949~1975年)』海南出版社、1998年。

中国教育部科技發展中心「全国高等教育機関校辦企業統計報告 2002年度」。

- 『中国教育報』2001年7月11日。
- 中華人民共和国教育部發展規劃司編『中国教育統計年鑑2005』人民教育出版社、2006年。
- 黒龍省統計局ホームページ、<http://www.hlj.stats.gov.cn>、2006年4月閲覧。
- 中国統計局ホームページ、<http://www.stats.gov.cn/index.htm>、2006年10月閲覧。
- 中国教育部ホームページ、<http://www.moe.edu.cn/>、2006年4月閲覧。
- 北京大学網羅研究中心ホームページ、<http://www.ebc.pku.edu.cn/>、2006年4月閲覧。
- *日本語参考文献(五十音順)
- 伊ヶ崎曉生『学問の自由と大学の自治』三省堂、2001年。
- 伊地知寛博「産学官のインタラクションに係る利益相反」『組織科学』34巻1号、2000年。
- 江藤裕之「学問の自由と大学人の危機」『長野県看護大学紀要』2006年。
- 科学技術・学術審議会、技術・研究基盤部会、産学官連携推進委員会、利益相反ワーキング・グループ『利益相反ワーキング・グループ報告書』2002年11月。
- 経済産業省大学連携推進課『平成13年度 経済産業省大学連携推進課委託事業産学連携利益相反調査 国立大学教員ベンチャー企業の関わり方に関する調査報告書』2002年7月。
- 玉井克哉・宮田由紀夫『日本の産学連携』玉川大学出版部、2007年。
- 天児慧他編『岩波現代中国事典』岩波書店、1999年。
- 東北大学研究推進・知的財産本部「国立大学法人における責務相反・利益相反マネジメント制度の構築と運用について」『平成15年度文部科学省「21世紀型産官学連携手法の構築に係るモデルプログラム」成果報告書』平成16年3月。
- 奈良先端科学技術大学院大学編刊『産学連携と倫理に関する研究—大学における利益相反の日本型マネジメントの在り方—』2000年12月。
- 奈良先端科学技術大学院大学編刊『産学連携に伴う利益相反への対応のためのガイドラインの作成—仮想事例に基づくアンケート調査による検討—』2002年3月。
- 平井昭光「利益相反：(1) — (12)」『文部科学省教育通信』2002年。
- 宮田由起夫『アメリカの産学連携』東洋経済新報社、2002年。

付属資料

●大学教員の仕事に対する教員収入の影響に関するアンケート調査質問紙

大学教員の仕事に対する教員収入の影響に関するアンケート調査

2007年8月

日本広島大学教育学研究科

韓 樹全

尊敬する各位先生

こんにちは

本アンケート調査は、大学教員の仕事に対する教員収入の影響を実証するために実施したものであります。研究の客観性と科学性を増強するため、各位先生の意見やアドバイスを十分に聞き取るのは不可欠であります。ご多忙中であるが、このアンケート調査の記入をご協力してください。これら問題に対する貴方の答えは、本課題の重要根拠になります。

有難うございます！

[お問い合わせ]

Emil: hanshuquan9999@hotmail.com

A. 先生ご自身の事について、以下の質問にお答えください。

-
1. 所属大学： ()
 2. 所属院系： ()
 3. 専攻： ()
 4. 職位： a. 教授 b. 准教授 c. 講師 d. 助教 e. その他
 5. 年齢： a. 60歳代 b. 50歳代 c. 40歳代 d. 30歳代 f. 20歳代
 6. 性別： a. 男性 b. 女性
 7. 最終学歴： a. 博士 b. 修士 c. 学士 d. その他
 8. 年収： a. 2万元以下 b. 2～5万元 c. 5～8万元 d. 8～10万元 e. 10万元以上
 9. 現在兼職している： a. いる b. いない
 10. 現在の収入のうち、以下の各部分の割合を括弧の中にご記入してください。
 - a. 基本給 (%)
 - b. 研究経費 (%)
 - c. 地方政府手当 (%)
 - d. 本大学手当 (%)
 - e. 兼職収入 (%)
 - f. その他 (%)

1. 全く合わない 2. 合わない 3. どちらともいえない

4. 合う 5. ぴったり合う

(以下の数字から貴方の考えと一番符合するのを選んで○を付けてください。)

B. 貴方の大学・地域の実情に基づき、大学教員間の収入格差について、どう考えているのか、お答えください。

1. 大学内の教員間の収入の格差が大きい。
(1) (2) (3) (4) (5)
2. 本地域内の違う大学間の教員間の収入格差が大きい。
(1) (2) (3) (4) (5)
3. 当地と他の地域との教員間の収入格差が大きい。
(1) (2) (3) (4) (5)
4. 教員間の収入格差が教員の仕事に対する積極性に悪い影響を与えている。
(1) (2) (3) (4) (5)
5. 教員間の収入格差が教員の安定性に悪い影響を与えている。
(1) (2) (3) (4) (5)
6. 教員間の収入格差が教員の不均衡異動を悪化させている。
(1) (2) (3) (4) (5)

C. 貴方の大学・地域の実情に基づき、大学教員の兼職について、どう考えているのか、お答えください。

7. 本大学内、兼職している教員が多い。
(1) (2) (3) (4) (5)
8. 本地域、兼職している教員が多い。
(1) (2) (3) (4) (5)
9. 大学教員の兼職は教員の仕事の質を悪化させている。
(1) (2) (3) (4) (5)
10. 大学教員の兼職は大学生の価値観に悪影響を与えている。
(1) (2) (3) (4) (5)

D. 貴方の生活状況に基づき、大学教員の異動について、どの程度当てはまるか、お答えください。

11. 現在より高い収入を得られる大学を選んで就職することの是正。
(1) (2) (3) (4) (5)
12. 現在より高い収入を得られる他の職業を選んで就職することの是正。
(1) (2) (3) (4) (5)

大学教員の収入分配に関するご意見を自由にお書きください。

ご協力有難うございました。

关于高校教师对收入差距的认可度的问卷调查

尊敬的各位老师

您好

本问卷调查是为了、考证高校教师对收入差距的认可程度。为了增强研究的客观性和科学性、充分听取各位老师的意见和建议是不可欠缺的。请您在百忙之中帮助我填写此份问卷并及时反馈。您对这些问题的回答、仅用于本课题的统计分析、绝对会保障您的隐私权。

谢谢！

日本广岛大学教育学研究科

韩树全

2007年8月

邮箱：hanshuquan9999@hotmail.com

A. 关于老师您自身的一些情况、请回答以下问题。

1. 所属大学： ()
2. 所属院系： ()
3. 专业： ()
4. 工作职称： a. 教授 b. 副教授 c. 讲师 d. 助教 e. 其他
5. 性别： a. 男 b. 女
6. 年龄： a. 60岁代 b. 50岁代 c. 40岁代 d. 30岁代 e. 20岁代
7. 最终学历： a. 博士 b. 研究生 c. 大学本科 d. 大专 e. 其他
8. 年收入： a. 2万元以下 b. 2~5万元 c. 5~8万元 d. 8~10万元 e. 10万元以上
9. 是否在兼职： a. 是 b. 否
10. 您现有的收入中、以下各部分所占的比重是多少？（请填写在各项括号里）
 - a. 基本工资 (%)
 - b. 科研经费 (%)
 - c. 地方政府津贴 (%)
 - d. 校内津贴 (%)
 - e. 兼职收入 (%)
 - f. 其他 (%)

请在下面的选项中选择最符合您的想法的一项画“○”。

1. 非常符合 2. 符合 3. 不确定 4. 不符合 5. 根本不符合

B. 根据您所在大学·地区的实际情况、对于高校教师的收入差距、是怎么考虑的。

1. 本校内教师之间收入差距大。 (1) (2) (3) (4) (5)
2. 本地区的不同高校教师之间的收入差距大。 (1) (2) (3) (4) (5)
3. 本地区同其他地区高校教师之间的收入差距大。 (1) (2) (3) (4) (5)
4. 教师之间的收入差距对教师工作积极性有负面影响。 (1) (2) (3) (4) (5)
5. 教师之间的收入差距对教师队伍稳定性有负面影响。 (1) (2) (3) (4) (5)
6. 教师之间的收入差距恶化了教师的不平衡流动。 (1) (2) (3) (4) (5)

C. 根据您所在大学·地区的实际情况、对于高校教师的兼职、是怎么考虑的。

7. 本校内兼职的教师多。 (1) (2) (3) (4) (5)
8. 本地区内兼职的教师多。 (1) (2) (3) (4) (5)
9. 高校教师兼职降低了教师的本职工作的质量。 (1) (2) (3) (4) (5)
10. 高校教师的兼职对大学生的价值观造成了负面影响。 (1) (2) (3) (4) (5)

D. 根据您的生活状况、您对调动工作、是怎么考虑的。

11. 现在应该选择收入更高的高校就职。 (1) (2) (3) (4) (5)
12. 现在应该选择收入更高的其他行业就职。 (1) (2) (3) (4) (5)

对于大学教师的收入分配问题请您提出意见。

多谢您的支持和帮助、再次向您表示感谢!

あとがき

長いようで短く感じられる3年間の博士課程がいよいよ終点の駅に向かいました。振り返って見ると、博士課程の勉強や博士論文を作成するため、いろいろ工夫した生々しい場面が目の前に浮かび、改めて研究の苦しさとおもしろさをしみじみと感じられます。勉強や論文の作成のみならず、教育のために情熱や使命をもっている教官たちをはじめとした大勢の方々との出会いがあり、おかげさまで、言葉の壁を超え、さまざまな角度から改めて自分を見直して、頑張っていく勇気を持つことができました。しかも、興味深い中国の大学における収入創出活動ないし校営産業を巡るさまざまな議論が展開されたことが、非常に幸いでした。だが、私の非力さにより、先生たちの期待に十分に答えられたとはいえなくても、3年間に渡り、それがどんなものかを知ることができたことが何よりも嬉しいのです。これからも、この研究成果を原点とし、この貴重な体験を生かして、日々精進していくことが大切だと思います。

本研究を書き上げるに当たり、多くの方々からのご指導、ご助言をいただきまして、心よりお礼を申し上げます。特に主任指導教官の大塚豊教授には、生活や研究において、常に私の背中を押していただき、丁寧かつ細やかなご指導がなければ、博士論文の完成という結果を得ることはできなかったと思います。研究に対する先生のご指導は、その視点の鋭さ、そして真剣さゆえ、未熟な私にとっては、その一言一句が胸の奥にまで染み入るものでありました。そして、先生の豊富な専門知識は勿論のこと、研究者・教育者としての意欲的な態度や真摯な姿勢は、私がこれまでに会ったどの研究者・教育者よりも強かったように思います。先生のような姿勢をしっかりと受け止め、今後の人生に対して強い気持ちを持って行動していくことが、先生のご指導を受けた証になると思っています。

また、安原義仁教授と小原友行教授に副指導教官として、ご指導をいただきました。安原先生には共同ゼミや沿海合宿などを通じてたくさんの貴重なご意見をいただくことができました。そして、研究以外にもいろいろと暖かい励ましをいただき、特に先生との庭園の整理や自転車観光、魚釣りなどを一緒に体験することで、単調な研究生活に活気をもたらし、同時に先生の生活に対する情熱が深く印象をつけられました。小原先生からは、審査会や投稿論文を完成する際に、鋭く厳しいご指摘をいただき、論文や研究を進める上での大きな活力となりました。また、幸いなことで、京都大学大学院教育学研究科の南部広孝准教授に外部審査員として、前後2回にわたり、合計26頁となる貴重なご指導や詳細なご指摘をいただき、よりよい研究を完成することができ、大変お世話になりました。さらに、広島大学大学院教育学研究科に入学した時から、同じ比較国際教育学研究室の二宮皓教授のご指導をいただきました。先生は副学長でありながらも、会う度にいつもご親切に声をかけていただき、本当に励まされ、勇気をつけられました。

本研究の作成には、私が所属する比較国際教育学研究室出身の諸先輩方にも多大なるご尽力をいただきました。特に、佐藤仁先輩と牧貴愛先輩には、本研究を完成させるに当た

り日本語のチェックや学会発表および論文投稿の度にご指導をいただくと共に、暖かい励ましの声を常にかけていただきました。広島大学に入学して、左も右も分からない私にとっては、先輩のご支援なくしては、本研究の完成には至らなかったと思います。また、植村広美、卜部匡司、佐々木司先輩たちからも、言葉の使い方、研究の方法、文章の書き方といった点に関してアドバイスをいただき、大変お世話になりました。そして、同じ研究室の同期生や後輩たちとは、切磋琢磨しながら成長することができ、私にとってかけがえのない存在でした。

博士論文の執筆のため、私が何回にもわたって北京、遼寧などで現地調査を行いました。その際、北京師範大学の勞凱声先生には、関連資料や政府関連要人の紹介をいただき、大変お世話になりました。また、教育部科学技術発展センターの李健聡副主任には、一度も会うこともなかった私に貴重な情報や著書を送っていただき、同時に校営産業の責任者である彼から、貴重な意見を聞くことができ多大な収益となりました。そして、遼寧工程技術大学の宝全先生には、質問紙調査の面で協力をいただいて、本当に感謝しています。

このようにたくさんの方々からのご指導とご支援をいただいて、本研究の完成に至りました。最後になりましたが、遠い祖国にいる家族や親友たちの無私の支えがなければ、博士論文の完成は有り得ないし、それゆえ恩返しの意を持って、本研究を捧げたいと思いません。

2009年1月 広島にて

韓樹全